

令和元年7月

**第198回国会（常会）
通過議案要旨集**

衆議院調査局

◎本要旨集は、両院を通過（成立）した議案要旨等について、令和元年6月26日現在で取りまとめたものです。

目 次

I	第198回国会（常会）議案審議等概況	1
II	第198回国会（常会）議案審査経過	
	○閣法	3
	○衆法	8
	○参法	14
	○予算	18
	○条約	18
	○承認	19
	○承諾	20
	○憲法第八条の議決案	21
	○決算・国有財産等	21
	○決議案	22
III	両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等	
	○内閣委員会	25
	○総務委員会	37
	○法務委員会	53
	○外務委員会	62
	○財務金融委員会	75
	○文部科学委員会	81
	○厚生労働委員会	92
	○農林水産委員会	107
	○経済産業委員会	118
	○国土交通委員会	125
	○環境委員会	141
	○安全保障委員会	151
	○予算委員会	152
	○決算行政監視委員会	163
	○議院運営委員会	164
	○災害対策特別委員会	165
	○政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会	167
	○消費者問題に関する特別委員会	169
	○地方創生に関する特別委員会	172
IV	決議案	175
V	通過議案概要一覧	177
	【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧	197

「【参考】衆議院における閉会中審査議案概要一覧」における会派の略称と正式名称は次のとおりです。

会派略称	会派名
自民	自由民主党
立憲	立憲民主党・市民クラブ（～平成31年1月16日）
	立憲民主党・無所属フォーラム（平成31年1月16日～）
希望	希望の党・無所属クラブ（～平成30年5月7日）
国民	国民民主党・無所属クラブ（平成30年5月7日～）
公明	公明党
共産	日本共産党
維新	日本維新の会
無会	無所属の会（～平成31年1月16日）
社保	社会保障を立て直す国民会議（平成31年1月16日～）
社民	社会民主党・市民連合
希望	希望の党（平成30年5月7日～）
未来	未来日本
自由	自由党（～平成30年9月13日解消、10月18日～平成31年1月24日解散）
無	無所属

（注）上記会派略称中、「希望」が「希望の党・無所属クラブ」と「希望の党」のいずれかを指すかについては、それぞれのページで※印を付して欄外に注記しています。

I 第198回国会（常会）議案審議等概況

1 会 期

平成31年1月28日から令和元年6月26日までの150日間

2 議案件数

閣 法 58件（成立 55件、継続 2件、審査未了 1件）

衆 法 69件（成立 11件、継続 51件、否決 4件、
撤回 3件）

参 法 34件（成立 4件、参議院審査未了 2件、
参議院未付託未了 25件、参議院否決 2件、
参議院撤回 1件）

予 算 5件（成立 5件）

条 約 10件（承認 10件）

承 認 3件（承認 2件、継続 1件）

承 諾 4件（承諾 2件、継続 2件）

憲法第八条の議決案 1件（議決 1件）

決 算 等 8件（継続 6件、審査未了 2件）

決 議 案 7件（可決 2件、否決 3件、撤回 2件）

（参考）

委員会決議 8件（内閣委員会、総務委員会、農林水産委員会、
国土交通委員会、環境委員会 2件、
災害対策特別委員会、消費者問題に関する特別委員会）

Ⅱ 第 198 回国会（常会）議案審査経過

〔閣 法〕

※太字は成立議案

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
196	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第56号）	内 閣	1/28	5/17	修正	有	5/21	修正	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (令元-37)
198	平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第1号）	総 務	2/5	2/5	可決		2/5	可決	2/7	可決	2/7	可決	2/14 (平31-1)
198	警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）	内 閣	3/5	3/8	可決	有	3/12	可決	3/28	可決	3/29	可決	4/1 (平31-13)
198	所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	財務金融	2/14	3/1	可決	有	3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/29 (平31-6)
198	地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	総 務	2/15	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/29 (平31-2)
198	特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（内閣提出第5号）	総 務	2/15	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/29 (平31-4)
198	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（内閣提出第6号）	総 務	2/15	3/1	可決	有	3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/29 (平31-3)
198	地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	総 務	2/15	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/29 (平31-5)
198	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	総 務	3/6	3/12	可決		3/14	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (平31-9)
198	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	財務金融	3/8	3/12	可決	有	3/14	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (平31-11)
198	国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	財務金融	3/12	3/15	可決		3/19	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (平31-12)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
198	平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第11号）	経済産業	3/14	3/20	可決	有	3/26	可決	4/16	可決	4/19	可決	4/26 (平31-18)
198	奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	国土交通	3/7	3/13	可決	有	3/14	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (平31-8)
198	特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	安全保障	3/7	3/8	可決		3/12	可決	3/27	可決	3/27	可決	3/30 (平31-10)
198	防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	安全保障	4/1	4/9	可決		4/11	可決	4/23	可決	4/24	可決	4/26 (平31-19)
198	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）	内 閣	3/12	4/3	可決	有	4/9	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-7)
198	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	財務金融	4/9	4/17	可決		4/23	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-13)
198	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）	倫理選挙	4/1	4/10	可決		4/11	可決	4/24	可決	5/8	可決	5/15 (令元-1)
198	国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案（大野元裕君提出）										5/8	撤回	
198	電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）	総 務	4/11	4/18	可決	有	4/23	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-6)
198	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）	法 務	3/14	3/22	可決		3/26	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (平31-15)
198	在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）	外 務	3/8	3/15	可決		3/19	可決	3/28	可決	3/29	可決	3/30 (平31-7)
198	大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第21号）	文部科学	3/14	4/10	可決	有	4/11	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-8)
198	学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	文部科学	3/14	4/10	可決	有	4/11	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-11)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	農林水産	4/2	4/18	可決	有	4/23	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-12)
198	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（内閣提出第24号）	国土交通	4/8	4/10	可決	有	4/11	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (平31-16)
198	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	厚生労働	3/18	4/12	可決	有	4/16	可決	5/14	可決	5/15	可決	5/22 (令元-9)
198	中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	経済産業	4/16	5/15	可決	有	5/16	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (令元-21)
198	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	国土交通	4/2	4/17	可決	有	4/23	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-4)
198	民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）	法 務	3/19	4/12	修正	有	4/16	修正	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-2)
198	農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（内閣提出第29号）	農林水産	3/13	3/20	可決		3/26	可決	4/18	可決	4/19	可決	4/26 (平31-17)
198	表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案（内閣提出第30号）	法 務	4/23	4/26	可決	有	5/10	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-15)
198	国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	農林水産	4/25	5/16	可決	有	5/21	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (令元-31)
198	特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	経済産業	4/9	4/12	可決	有	4/16	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-3)
198	自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	環 境	3/18	4/2	可決	有	4/9	可決	4/23	可決	4/24	可決	4/26 (平31-20)
198	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）	内 閣	4/9	4/12	可決	有	4/16	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-10)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第35号)	総務	4/11	4/18	可決	有	4/23	可決	5/9	可決	5/10	可決	5/17 (令元-5)
198	放送法の一部を改正する法律案(内閣提出第36号)	総務	4/22	5/14	可決	有	5/16	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (令元-23)
198	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第37号)	地方創生	3/25	4/25	可決	有	5/10	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (令元-26)
198	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第38号)	厚生労働	4/12	4/24	可決	有	4/25	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (令元-24)
198	道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出第39号)	国土交通	4/23	5/8	可決	有	5/10	可決	5/16	可決	5/17	可決	5/24 (令元-14)
198	船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出第40号)	国土交通	5/9	5/15	可決		5/16	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (令元-18)
198	道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第41号)(参議院送付)	内閣	5/21	5/24	可決	有	5/28	可決	4/11	可決	4/12	可決	6/5 (令元-20)
198	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第42号)(参議院送付)	農林水産	5/21	5/29	可決	有	5/30	可決	4/11	可決	4/12	可決	6/5 (令元-22)
198	航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第43号)(参議院送付)	国土交通	5/28	6/12	可決	有	6/13	可決	4/11	可決	4/12	可決	6/19 (令元-38)
198	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第44号)	経済産業	5/16	5/29	可決	有	5/30	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (令元-45)
198	法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第45号)	文部科学	4/16	5/8	可決	有	5/10	可決	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (令元-44)
198	司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	法務	5/28	5/31	可決	有	6/6	可決	4/11	可決	4/12	可決	6/12 (令元-29)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果	
198	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第47号)	内 閣	4/16	4/26	可決	有	5/10	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (令元-16)
198	地域再生法の一部を改正する法律案(内閣提出第48号)	地方創生	6/25					閉会中 審査					
198	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第49号)	財務金融	5/14	5/17	可決	有	5/21	可決	5/30	可決	5/31	可決	6/7 (令元-28)
198	戸籍法の一部を改正する法律案(内閣提出第50号)	法 務	5/7	5/10	可決		5/16	可決	5/23	可決	5/24	可決	5/31 (令元-17)
198	民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第51号)	法 務	5/14	5/24	可決		5/28	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (令元-34)
198	建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第52号)	国土交通	5/16	5/24	可決	有	5/28	可決	6/4	可決	6/5	可決	6/12 (令元-30)
198	障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第53号)	厚生労働	4/23	5/10	可決	有	5/16	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (令元-36)
198	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第54号)	厚生労働	6/4					閉会中 審査					
198	児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第55号)	厚生労働	5/10	5/24	修正	有	5/28	修正	6/18	可決	6/19	可決	6/26 (令元-46)
198	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第56号)	環 境	5/9	5/17	可決	有	5/21	可決	5/28	可決	5/29	可決	6/5 (令元-25)
198	国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案(内閣提出第57号)	地方創生	6/25		審査 未了								

〔衆 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
195	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号）	内 閣	1/28					閉会中 審査					
195	行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号）	総 務	1/28					閉会中 審査					
195	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号）	法 務	1/28					閉会中 審査					
196	被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号）	震災復興	1/28					閉会中 審査					
196	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第3号）	震災復興	1/28	6/26	撤回 許可								
196	東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号）	震災復興	1/28					閉会中 審査					
196	東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）	震災復興	1/28					閉会中 審査					
196	対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案（柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号）	環 境	1/28					閉会中 審査					
196	原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案（長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号）	経済産業	1/28					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
196	主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号）	農林水産	1/28				閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号）	農林水産	1/28				閉会中 審査					
196	国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号）	農林水産	1/28				閉会中 審査					
196	公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					
196	会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号）	決算行政監視	1/28				閉会中 審査					
196	畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号）	農林水産	1/28				閉会中 審査					
196	国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					
196	国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					
196	公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					
196	農業者戸別所得補償法案（長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号）	農林水産	1/28				閉会中 審査					
196	性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					
196	民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号）	法 務	1/28				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
196	介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号）	厚生労働	1/28				閉会中 審査					
196	保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号）	厚生労働	1/28				閉会中 審査					
196	産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第40号）	厚生労働	1/28				閉会中 審査					
196	児童福祉法及び児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律案（岡本充功君外10名提出、第196回国会衆法第41号）	厚生労働	1/28	5/15	撤回 許可							
196	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号）	憲法審査会	1/28				閉会中 審査					
196	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案（鷺尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号）	国土交通	1/28				閉会中 審査					
197	政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号）	倫理選挙	1/28				閉会中 審査					
197	公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号）	倫理選挙	1/28				閉会中 審査					
197	政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号）	倫理選挙	1/28				閉会中 審査					
197	公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号）	内 閣	1/28				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
197	性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案(西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号)	内 閣	1/28				閉会中 審査						
197	学校教育の情報化の推進に関する法律案(遠藤利明君外6名提出、第197回国会衆法第13号)	文部科学	1/28	5/15	可決		5/16	可決	6/20	可決	6/21	可決	
198	旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案(厚生労働委員長提出、衆法第1号)	審査省略					4/11	可決	4/23	可決	4/24	可決	4/24 (平31-14)
198	業務等における性的加害言動の禁止等に関する法律案(西村智奈美君外5名提出、衆法第2号)	厚生労働	4/12	4/24	否決		4/25	否決					
198	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律の一部を改正する法律案(岡本充功君外5名提出、衆法第3号)	厚生労働	4/12	4/24	否決		4/25	否決					
198	労働安全衛生法の一部を改正する法律案(西村智奈美君外5名提出、衆法第4号)	厚生労働	4/12	4/24	否決		4/25	否決					
198	司法試験法等の一部を改正する等の法律案(階猛君外2名提出、衆法第5号)	文部科学	4/18	5/8	否決		5/10	否決					
198	天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案(大島敦君外6名提出、衆法第6号)	内 閣	6/25					閉会中 審査					
198	児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案(岡本充功君外10名提出、衆法第7号)	厚生労働	5/10	5/24	撤回 許可								
198	食品ロスの削減の推進に関する法律案(消費者問題に関する特別委員長提出、衆法第8号)	審査省略					5/16	可決	5/22	可決	5/24	可決	5/31 (令元-19)
198	日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案(原口一博君外2名提出、衆法第9号)	憲法審査会	6/25					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	日本語教育の推進に関する法律案(文部科学 委員長提出、衆法第10号)	審査省略					5/28	可決	6/20	可決	6/21	可決	
198	公共工事の品質確保の促進に関する法律の 一部を改正する法律案(国土交通委員長提 出、衆法第11号)	審査省略					5/28	可決	6/6	可決	6/7	可決	6/14 (令元-35)
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を 改正する法律案(災害対策特別委員長提出、 衆法第12号)	審査省略					5/28	可決	5/29	可決	5/31	可決	6/7 (令元-27)
198	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部 を改正する法律案(内閣委員長提出、衆法 第13号)	審査省略					6/6	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (令元-41)
198	動物の愛護及び管理に関する法律等の一部 を改正する法律案(環境委員長提出、衆法第 14号)	審査省略					6/6	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (令元-39)
198	民法の一部を改正する法律案(西村智奈美君 外5名提出、衆法第15号)	法 務	6/25					閉会中 審査					
198	浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員 長提出、衆法第16号)	審査省略					6/6	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (令元-40)
198	棚田地域振興法案(農林水産委員長提出、衆 法第17号)	審査省略					6/6	可決	6/11	可決	6/12	可決	6/19 (令元-42)
198	愛玩動物看護師法案(環境委員長提出、衆法 第18号)	審査省略					6/13	可決	6/20	可決	6/21	可決	
198	公職の候補者となる労働者の雇用の継続の 確保のための立候補休暇に関する法律案(森 山浩行君外10名提出、衆法第19号)	厚生労働	6/25					閉会中 審査					
198	青少年自然体験活動等の推進に関する法律 案(遠藤利明君外8名提出、衆法第20号)	文部科学	6/25					閉会中 審査					
198	分散型エネルギー利用の促進に関する法律 案(近藤昭一君外7名提出、衆法第21号)	経済産業	6/25					閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	
198	熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外5名提出、衆法第22号)	経済産業	6/25				閉会中 審査					
198	国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、衆法第23号)	経済産業	6/25				閉会中 審査					
198	エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外7名提出、衆法第24号)	経済産業	6/25				閉会中 審査					
198	国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案(近藤和也君外6名提出、衆法第25号)	内 閣	6/25				閉会中 審査					
198	手話言語法案(初鹿明博君外7名提出、衆法第26号)	内 閣	6/25				閉会中 審査					
198	視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案(初鹿明博君外7名提出、衆法第27号)	内 閣	6/25				閉会中 審査					
198	多文化共生社会基本法案(中川正春君外5名提出、衆法第28号)	内 閣	6/25				閉会中 審査					
198	自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案(古本伸一郎君外2名提出、衆法第29号)	財務金融	6/25				閉会中 審査					
198	認知症基本法案(田村憲久君外5名提出、衆法第30号)	厚生労働	6/25				閉会中 審査					
198	行政監視院法案(辻元清美君外5名提出、衆法第31号)	議院運営	6/25				閉会中 審査					
198	国会法の一部を改正する法律案(辻元清美君外5名提出、衆法第32号)	議院運営	6/25				閉会中 審査					

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案(細田博之君外12名提出、衆法第33号)	総務	6/25					閉会中 審査					
198	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、衆法第34号)	農林水産	6/25					閉会中 審査					
198	出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、衆法第35号)	法務	6/25					閉会中 審査					
198	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(金子恵美君外6名提出、衆法第36号)	震災復興	6/21					閉会中 審査					

〔参 法〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外4名提出、参法第1号)								5/28	撤回			
198	公職選挙法の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名提出、参法第2号)									審査 未了			
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君提出、参法第3号)								6/3	否決	6/5	否決	
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第4号)											審議 未了	
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第5号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	地方自治法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第6号)											審議 未了	
198	国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第7号)											審議 未了	
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第8号)											審議 未了	
198	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第9号)											審議 未了	
198	国家公務員の人件費の総額の削減の推進に関する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第10号)											審議 未了	
198	大規模災害からの復興に関する法律の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第11号)											審議 未了	
198	公職選挙法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第12号)											審議 未了	
198	政治資金規正法の一部を改正する法律案(浅田均君外1名提出、参法第13号)											審議 未了	
198	租税特別措置法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第14号)											審議 未了	
198	政治資金規正法の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第15号)											審議 未了	
198	国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(藤巻健史君外1名提出、参法第16号)											審議 未了	
198	公職選挙法の一部を改正する法律案(櫻井充君外1名提出、参法第17号)										審査 未了		
198	自衛隊法等の一部を改正する法律案(大野元裕君外4名提出、参法第18号)											審議 未了	

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律を廃止する法律案(大野元裕君外4名提出、参法第19号)											審議 未了	
198	領域等の警備に関する法律案(大野元裕君外2名提出、参法第20号)											審議 未了	
198	周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律及び周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名提出、参法第21号)											審議 未了	
198	国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(大野元裕君外2名提出、参法第22号)											審議 未了	
198	消費者対応業務関連特定行為対策の推進に関する法律案(川合孝典君外2名提出、参法第23号)											審議 未了	
198	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(礪崎哲史君外4名提出、参法第24号)											審議 未了	
198	日本たばこ産業株式会社の完全民営化等に関する法律案(松沢成文君外1名提出、参法第25号)											審議 未了	
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(岡田直樹君外4名提出、参法第26号)	議院運営	6/17	6/17	可決		6/18	可決	6/3	可決	6/5	可決	6/26 (令元-43)
198	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案(厚生労働委員長提出、参法第27号)	厚生労働	6/4	6/5	可決		6/6	可決			5/31	可決	6/12 (令元-32)
198	死因究明等推進基本法案(厚生労働委員長提出、参法第28号)	厚生労働	6/4	6/5	可決		6/6	可決			5/31	可決	6/12 (令元-33)

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				公布日 (法律番号)	
		委 員 会			本 会 議			委 員 会		本 会 議			
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日		審議 結果
198	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律等の一部を改正する法律案(難波奨二君提出、参法第29号)								6/3	否決	6/5	否決	
198	我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(浜口誠君提出、参法第30号)											審議 未了	
198	国会法の一部を改正する法律案(浜口誠君提出、参法第31号)											審議 未了	
198	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案(文教科学委員長提出、参法第32号)	文部科学	6/19	6/19	可決		6/21	可決			6/19	可決	
198	国家戦略特別区域法の適用の停止等に関する法律案(櫻井充君提出、参法第33号)											審議 未了	
198	国家戦略特別区域等に関する制度の運用における公正性及び透明性の確保を図るための国家戦略特別区域法等の一部を改正する法律案(櫻井充君提出、参法第34号)											審議 未了	

〔予 算〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	平成30年度一般会計補正予算（第2号）	予 算	1/28	2/5	可決		2/5	可決	2/7	可決	2/7	可決
198	平成30年度特別会計補正予算（特第2号）	予 算	1/28	2/5	可決		2/5	可決	2/7	可決	2/7	可決
198	平成31年度一般会計予算	予 算	1/28	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決
198	平成31年度特別会計予算	予 算	1/28	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決
198	平成31年度政府関係機関予算	予 算	1/28	3/1	可決		3/2	可決	3/27	可決	3/27	可決

〔条 約〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院							参 議 院			
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/11	承認	4/25	承認	5/8	承認
198	日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	外 務	4/2	4/10	承認		4/11	承認	4/25	承認	5/8	承認
198	中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	外 務	4/11	4/17	承認		4/23	承認	5/16	承認	5/17	承認
198	2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	外 務	4/11	4/17	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認
198	2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	外 務	4/11	4/17	承認		4/23	承認	5/14	承認	5/15	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	外 務	4/23	4/26	承認		5/10	承認	5/28	承認	5/29	承認
198	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	外 務	4/23	4/26	承認		5/10	承認	5/28	承認	5/29	承認
198	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	外 務	4/23	4/26	承認		5/10	承認	5/28	承認	5/29	承認
198	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	外 務	4/23	4/26	承認		5/10	承認	5/28	承認	5/29	承認
198	所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	外 務	4/23	4/26	承認		5/10	承認	5/28	承認	5/29	承認

〔承 認〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）	総 務	3/13	3/19	承認	有	3/19	承認	3/28	承認	3/29	承認
198	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	国土交通	5/28	5/29	承認		5/30	承認	6/11	承認	6/12	承認

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)	経済産業	6/25					閉会中 審査				

[承 諾]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会					本 会 議		委 員 会		本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)(第196回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/28	5/20	承諾		5/21	承諾	6/3	承諾	6/5	承諾
196	平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)(第196回国会、内閣提出)	決算行政監視	1/28	5/20	承諾		5/21	承諾	6/3	承諾	6/5	承諾
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/25					閉会中 審査				
198	平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2)(承諾を求めるの件)	決算行政監視	6/25					閉会中 審査				

〔憲法第八条の議決案〕

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院				
		委 員 会				本 会 議		委 員 会		本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査 結果	附帯 決議	議決日	審議 結果	議決日	審査 結果	議決日	審議 結果
198	日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第1号）	内 閣	6/11	6/12	可決		6/13	可決	6/20	可決	6/21	可決

〔決算・国有財産等〕

＜決 算＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/28				閉会中審査	/
	平成28年度特別会計歳入歳出決算							
	平成28年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成28年度政府関係機関決算書							
197	平成29年度一般会計歳入歳出決算	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
	平成29年度特別会計歳入歳出決算							
	平成29年度国税収納金整理資金受払計算書							
	平成29年度政府関係機関決算書							

＜国有財産＞

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	/
195	平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	
197	平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	決算行政監視	1/28				閉会中審査	

<NHK決算>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院						参 議 院
		委 員 会				本 会 議		
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果	
195	日本放送協会平成28年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/28		審査未了			/
197	日本放送協会平成29年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書	総務	1/28		審査未了			

[決議案]

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院					
		委 員 会				本 会 議	
		付託委員会	付託日	議決日	審査結果	議決日	審議結果
198	厚生労働大臣根本匠君不信任決議案（辻元清美君外5名提出、決議第1号）	審査省略				3/1	否決
198	議員丸山穂高君の議員辞職勧告に関する決議案（手塚仁雄君外6名提出、決議第2号）	議院運営	5/17	6/5	撤回		
198	議員丸山穂高君譴責決議案（菅原一秀君外6名提出、決議第3号）	議院運営	5/21	6/5	撤回		
198	議員丸山穂高君糾弾決議案（菅原一秀君外13名提出、決議第4号）	議院運営	6/5	6/6	可決	6/6	可決
198	財務大臣・金融担当大臣麻生太郎君不信任決議案（辻元清美君外5名提出、決議第5号）	審査省略				6/21	否決
198	安倍内閣不信任決議案（辻元清美君外5名提出、決議第6号）	審査省略				6/25	否決
198	国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案（川崎二郎君外9名提出、決議第7号）	審査省略				6/26	可決

(参 考)

<委員会決議>

提出 回次	議 案 件 名	衆 議 院	
		委 員 会	議 決 日
198	持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件	総 務	3/1
198	豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する件	農林水産	4/9
198	食品ロスの削減の推進に関する件	消費者問題	5/14
198	公共工事の品質確保の促進に関する件	国土交通	5/24
198	被災者支援制度に関する件	災害対策	5/24
198	子どもの貧困対策の推進に関する件	内 閣	5/31
198	動物の愛護及び管理の推進に関する件	環 境	5/31
198	愛玩動物看護師の制度化に関する件	環 境	6/7

Ⅲ 両院通過議案要旨及び衆議院の委員会における附帯決議等

【内閣委員会】

○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、第196回国会閣法第56号）要旨

本案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもので、その主な内容は次のとおりである。

一 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化

成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定等を設けている各制度について、心身の故障の状況を個別的、実質的に審査し、制度ごとに必要な能力の有無を判断する規定へと適正化すること。

二 その他

- 1 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。
- 2 所要の経過措置及び検討について規定すること。
- 3 所要の規定の整備を行うこと。

（修正要旨）

一 施行期日の修正

建築基準法の改正規定の一部及び建築士法の改正規定の一部の施行期日を、平成30年12月1日から令和元年12月1日に改めること。

二 その他

その他所要の規定の整理を行うこと。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるよう、現状の問題点の把握を行い、それに基づき、必要な社会環境の整備等を図ること。
- 二 障害者の権利に関する条約第39条による障害者の権利に関する委員会からの提案及び一般的な性格を有する勧告が行われたときには、障害者を代表する団体の参画の下で、当該提案及び勧告に基づく現状の問題点の把握を行い、

必要な措置を講ずること。

- 三 成年後見人等の事務の監督体制を強化し、成年後見人等による不正行為の防止をより実効的に行うため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を十分に講ずること。
- 四 成年後見制度利用促進専門家会議等を始めとして、障害者の権利に関する条約の実施及びその監視に当たっては、同条約第4条第3項及び第33条第3項の趣旨に鑑み、障害者を代表する団体の参画を一層推進していくこと。
- 五 障害者を代表する団体からの聴き取り等を通じて成年被後見人、被保佐人及び被補助人の制度利用に関する実態把握を行い、保佐及び補助の制度の利用を促進するため、必要な措置を講ずること。
- 六 本法による改正後の諸法において各資格等の欠格事由を省令で定めるとされている場合には、障害者の権利に関する条約や障害者差別解消法に抵触することのないようにするとともに、その制定に当たっては、障害者の意見が反映されるようにすること。
- 七 障害者の社会参加におけるあらゆる社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供について今後も検討を行うこと。
- 八 本法成立後も「心身の故障」により資格取得等を認めないことがあることを規定している法律等について、当該規定の施行状況を勘案し今後も調査を行い、必要に応じて、当該規定の廃止等を含め検討を行うこと。

○警察法の一部を改正する法律案（内閣提出第2号）要旨

本案は、警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 警察庁の組織に関する規定の整備

- 1 警察庁警備局に新たに警備運用部を設置し、同部の所掌事務を定めること。
- 2 中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置するとともに、管区警察局に警察支局を置くことができることとする。
- 3 警察庁長官官房の所掌事務の変更その他所要の規定の整備を行うこと。

二 施行期日

この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

(附帯決議)

本法の施行に当たっては、次の点に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

国家公安委員会は、今回の組織改正において政令で定めることとされる事項について厳格に審査を行うことにより、警察に対する民主的統制が図られるよう、適切に管理を行うこと。

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案（内閣提出第15号）要旨

本案は、我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念の追加

子ども・子育て支援の内容及び水準は、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならないものとする。

二 子育てのための施設等利用給付の創設

- 1 子育てのための施設等利用給付を創設し、その支給に係る施設等として、子どものための教育・保育給付の対象外の幼稚園、認可外保育施設等を市町村が確認するものとする。
- 2 市町村が認定した3歳から5歳までの子供又は0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供が対象施設等を利用した際に要した費用について、その保護者に対し、施設等利用費を支給するものとする。
- 3 施設等利用費の支給に要する費用は、原則として、市町村が支弁することを基本とし、国はその2分の1を、都道府県はその4分の1を負担するものとする。なお、平成31年度に限り、都道府県及び市町村の負担相当分について、全額国費で補填する措置を講ずるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行するものとする。
- 2 この法律の施行に伴う必要な経過措置について定めるものとする。

3 その他関係法律について、所要の規定の整備を行うものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切に対応すべきである。

- 一 待機児童に関する問題の早急な解消、保育士の配置基準の改善その他の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の見直し等教育・保育その他の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図るための措置を講ずるとともに、これに必要な安定した財源の確保に努めるものとする。
- 二 保育等従業者の職務がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、保育等従業者の賃金その他の保育等従業者の処遇の改善について、速やかに、必要な措置を講ずるものとする。
- 三 保育士及び保育士資格を有する者であって現に保育に関する業務に従事していないものについて職業紹介を行う体制の整備及び充実等教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための措置について、速やかに、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 四 子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付について、安定した財源を確保しつつ、0歳から2歳までの保育の必要性がある子ども全てが対象となるよう検討を行い、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 五 本法の施行後5年を目途として行われる検討に際しては、幼稚園と類似の機能を有する施設・事業であって学校教育法第4条第1項の規定による都道府県知事の認可を受けていないものを子育てのための施設等利用給付の対象とすることを含め、検討を行うこと。

○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第34号）要旨

本案は、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を

定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の一部改正

防衛大臣が指定する対象防衛関係施設を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に追加するとともに、自衛隊の施設を職務上警護する自衛官に、安全の確保のための措置を講ずる権限を付与するものとする。また、これらに伴い、題名を「重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律」に改めるほか、所要の規定の整備を行うものとする。

- 二 平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正

文部科学大臣が期間を定めて指定する対象大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する対象空港を、その周辺地域の上空において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設とみなし、関係規定を適用するほか所要の規定の整備を行うものとする。

- 三 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正と同様の規定を整備するものとする。

- 四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。

(附帯決議)

最近のテロ情勢等を踏まえ、本法において対象施設の追加等の措置を講ずることは極めて重要である一方、必要な限度を超える規制が行われた場合には、取材・報道の自由をはじめとする国民の利益が損なわれるとともに、小型無人機等の普及・活用による社会の発展を妨げることとなるおそれがある。

よって、政府は、本法の施行に当たって次の事項に万全を期すべきである。

- 一 対象防衛関係施設の指定に当たっては、本法による改正後の国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律の目的に照らしその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必

要性について慎重に検討が行われ、必要な限度を超える規制とならないようにすること。

- 二 対象大会関係施設の指定に当たっては、大会の円滑な運営を確保するためにその施設に対する小型無人機等の飛行による危険を未然に防止する必要性について、施設ごとの特性に応じ、指定期間についても考慮しつつ、慎重に検討が行われ、必要な限度を超える規制とならないようにすること。
- 三 在日米軍施設区域に関する本法の適用については、在日米軍と関係機関の緊密な連携の下で本法の運用が行われるよう、適切な連絡体制の構築を図ること。
- 四 対象防衛関係施設を職務上警護する自衛官による安全の確保のための措置については、その職務の執行に関する本法の規定が厳格に遵守されるようにすること。
- 五 正当な取材目的の小型無人機等の飛行については、国民の知る権利及び取材・報道の自由が確保されるよう、本法に定められた対象施設の管理者は、対象施設ごとの特性に応じ、合理的な理由に基づき同意・不同意の判断を行うようにすること。

○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備
 - 1 自動運行装置の定義等に関する規定を整備すること。
 - 2 警察官は、整備不良車両に該当すると認められる車両の運転者に対し、作動状態記録装置による記録の提示を求めることができることとするとともに、当該自動車の使用者等は、自動運行装置を備えている自動車で、作動状態記録装置により記録することができないものを運転させ、又は運転してはならないこととすること。
 - 3 自動運行装置を備えている自動車の運転者は、当該自動運行装置に係る使用条件を満たさない場合においては、当該自動運行装置を使用して運転

してはならないこととするとともに、一定の要件の下においては、自動運行装置を使用して自動車を運転する運転者について携帯電話使用等を禁止する規定を適用しないこととすること。

二 携帯電話使用等対策の推進に関する規定の整備

- 1 携帯電話等を通話のために使用し、又は画像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為をした者等に対する罰則を引き上げること。
- 2 携帯電話使用等に対する反則金の限度額を引き上げること。
- 3 携帯電話使用等の違反行為をし、よって交通事故を起こして人を死亡させ、又は傷つけた場合について、運転免許の効力の仮停止の対象とすること。

三 その他の規定の整備

- 1 自動車、原動機付自転車及び軽車両の定義に関する規定を整備すること。
- 2 運転免許を受けた者が運転免許証の再交付を申請することができる場合に、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等を加えること。
- 3 申請により運転免許を取り消された者が運転経歴証明書の交付を申請することができる公安委員会を、当該取消しを行った都道府県公安委員会からその者の住所地を管轄する都道府県公安委員会に改めること。

四 この法律の施行日は、一については道路運送車両法の一部を改正する法律の施行の日、その他の部分については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日とすること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 自動運行装置を使用して自動車を運転する場合には、運転者に課せられる義務が一部異なること等に鑑み、自動運転中であること等が外形的に判別可能となるような、自動運転車の外観表示の要否や在り方等について速やかに検討すること。
- 二 自動運行装置を使用して自動車を運転する者が許容される運転操作以外の行為の判断の基準について、可能な限り明確化した上で周知徹底を図ること。
- 三 自動運行装置から運転者本人による運転に移行する必要が生じた場合に、円滑に運転操作を引き継ぐため、自動運転車を運転する者に対し、自動運転車特有の操作や挙動における留意点等について事前に十分な説明がなされる

よう万全の措置を講ずること。

四 自動運転車に関する交通ルールについては、自動運転車の普及状況や交通事故・違反等の発生状況、技術開発の動向等を踏まえ、自動運転レベル4への対応を含め必要に応じて見直しを行うこと。

○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）要旨

本案は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 行政のデジタル化に関する基本原則等

情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則を定めるとともに、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることとすること。

二 行政のデジタル化を推進するための個別施策

1 本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大

市町村長は住民票の除票及び戸籍の附票の除票を保存することとするとともに、戸籍の附票の記載事項を追加するほか、地方公共団体情報システム機構は、国の機関等から国外転出者に係る事務の処理に関し求めがあったときに、附票本人確認情報を提供することとすること。

2 電子証明書及び個人番号カードの利用者及び利用方法の拡大

国外転出者による個人番号カード及び電子証明書の利用を可能とするとともに、利用者証明用電子証明書の利用方法を拡大するほか、個人番号の通知を通知カードによらずに行うこととすること。

3 個人番号利用事務及び情報連携対象の拡大

罹災証明書の交付に関する事務等の個人番号利用事務の範囲の拡充や、

乳幼児に対する健康診査に関する事務等の情報連携の範囲の拡充を行うこととする。

三 施行期日

この法律は、一部を除いて公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法による行政のデジタル化の推進に当たり、次の諸点について万全を期すべきである。

- 一 情報の改ざん、漏えい、不正使用等が行われぬよう、技術革新に対応したセキュリティー対策及び個人情報の保護その他の個人の権利利益の保護のための措置を講じ、業務の信頼性・安全性の確保を図ること。
- 二 経済的事情によりパソコン・スマートフォン等の情報通信機器を所有していない者も、情報通信技術の便益を享受できるよう、必要な施策を講ずること。
- 三 地方公共団体が、情報通信技術の利用のための能力等における格差の是正を図るため、当該能力等が十分でない者が身近に相談、助言その他の援助を求めることができる機会の確保、当該援助を行うために必要な資質を有する者の確保及び配置等の施策を講ずることができるよう、必要な支援を行うこと。
- 四 地方公共団体が、行政のデジタル化の推進を図るため、条例又は規則に基づく手続のほか、当該地方公共団体が行う施策の実施に関する指針、基準その他これらに類するものに基づく手続についても情報通信技術を利用する方法により行うことができるようにするための施策を講ずるに当たり、必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
- 五 マイナポータルを使用する際に必要な個人番号カードの読み取りに対応したICカードリーダーライター又はスマートフォン等の普及に努めるとともに、多くの国民がその利便性を享受できるよう、制度の周知徹底を図ること。
- 六 地方公共団体の業務において窓口における対面業務が市民と接する上で重要な機能を有していることに鑑み、このような機能が損なわれることがないよう配慮すること。
- 七 行政運営の簡素化及び効率化により、行政機関等の職員の事務の負担が軽減されるよう配慮するとともに、行政のデジタル化の推進は、真に必要な行政分野にリソースを配分することにより、行政サービスの質の向上を図るも

のとなるよう十分留意すること。

八 情報システム整備計画の作成に当たり、国民が情報通信技術を利用する方法により申請、届出その他の手続を行うことを促進するため、当該方法による手続に係る手数料の費用効果分析の結果を踏まえた減額、当該方法による手続の処理に際しての優先的取扱いその他の優遇措置を講ずるよう必要な検討を行うこと。

九 国外に転出した者が、円滑に個人番号カード及び電子証明書を取得し、及び利用し続けることができるよう、在外公館において個人番号カード及び電子証明書の交付及び更新の事務を行うことについて検討を行い、関係府省が連携して体制の整備に取り組むこと。

○子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第13号）要旨

本案は、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、対策を推進すること等を規定するとともに、基本理念を見直すほか、子どもの貧困対策に関する大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 目的に、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること及び子どもの貧困対策を「子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり」推進することを追加すること。

二 基本理念に、子どもの貧困対策の推進に当たり、子どもの最善の利益が優先して考慮されること等を旨とすること、各施策を包括的かつ早期に講ずること及び子どもの貧困の背景に様々な社会的要因があることを踏まえることを追加すること。

三 子どもの貧困対策に関する大綱（以下「大綱」という。）の記載事項として、「一人親世帯の貧困率」及び「生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率」並びに検証評価等の施策の推進体制に関する事項を明記するとともに、大綱案の作成の際に、関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

四 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府

県計画)を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努めるものとする。

五 保護者に対する就労の支援等の各施策について、その趣旨を明確化する等の改正を行うこと。

六 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

2 政府は、この法律の施行後5年を目途として、この法律による改正後の子どもの貧困対策の推進に関する法律(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

3 その他所要の規定の整備を行うこと。

○日本国憲法第八条の規定による議決案(内閣提出、憲議第1号)要旨

本案は、天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和元年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるよう、日本国憲法第8条の規定による国会の議決を求めようとするものである。

<委員会決議>

○子どもの貧困対策の推進に関する件

政府は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 本法による市町村計画の策定に係る規定は、市町村の個別の状況が十分勘案されるものであり、市町村計画の策定に関しては、市町村の意思が十分に尊重されなければならないこと。

二 市町村計画を策定する市町村に過重な負担が生じることのないよう、当該市町村に対し、必要な学術的又は財政的支援その他の援助を行うよう努めること。

三 貧困状態にある子どもがどこの地域に住んでいようと適切な取組の下での支援を受けられるよう、市町村計画が定められているか否かにかかわらず各市町村と十分な連携を行い、子どもの貧困対策に関する施策の充実を図るこ

と。

四 子どもの貧困に関する調査が全国的に実施されるよう努めること。
右決議する。

【総務委員会】

○平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案 （内閣提出第1号）要旨

本案は、平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税5,311億円について、普通交付税の調整額の復活に要する額396億円及び特別交付税の増額に要する額700億円を除いた残余の額4,215億円以内の額を、同年度内に交付しないで、平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするものである。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしている。

○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）要旨

本案は、現下の社会経済情勢等を踏まえ、経済の好循環をより確かなものとし、地方創生を推進する等の観点から、地方税に関し、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせて、法人事業税の税率の引下げを行うこと。
- 二 自動車税の税率の引下げを行うとともに、環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の譲与割合の引上げ等を行うこと。
- 三 地方公共団体に対する寄附に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うこと。
- 四 税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行すること。

○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（内閣提出第5号） 要旨

本案は、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税を創設し、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与するため、必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 特別法人事業税は、法人の事業税の納税義務者に対して課する国税とし、法人の事業税額を課税標準とすること。また、税率は、資本金1億円以下の普通法人等について37%とする等とし、申告及び納付、賦課徴収等について

は、法人の事業税と併せて行うこと。

- 二 特別法人事業譲与税は、特別法人事業税の収入額を、用途を限定しない一般財源として人口の基準等により都道府県に対して譲与すること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、平成31年10月1日から施行すること。

○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（内閣提出第6号）要旨

本案は、森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てる観点から、森林環境税を創設し、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するため、必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 森林環境税は、国内に住所を有する個人に対して課する国税とし、年額1,000円とすること。また、賦課徴収等については、個人の市町村民税と併せて行うこと。
- 二 森林環境譲与税は、森林環境税の収入額を、森林の整備及びその促進に関する施策の財源として私有林人工林面積、林業就業者数及び人口の基準により市町村及び都道府県に対して譲与すること。
- 三 この法律は、平成31年4月1日から施行すること。ただし、一については、平成36年1月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切に措置すべきである。

- 一 森林環境譲与税の用途を適正かつ明確にしつつ、市町村が主体となった森林整備を促進するために、国は責任をもって、市町村の業務を支援していくこと。
- 二 市町村の体制強化に向けた支援策として、森林所有者の確定や境界の明確化、森林の巡視など、市町村の負担を軽減するため、更なる施策の拡充を図ること。
- 三 林業経営者の健全な育成を図るため、森林に関する高度の知識、技術、経営に関する研修計画を企画し、実施すること。また、林業経営者を評価するに当たっては、生産性（生産量）の基準だけでなく、作業の質、持続性、定着性、地域経済への貢献、労働安全条件などの評価基準も重視すること。
- 四 森林の育成には、林業労働力の確保・育成は不可欠であり、林業就業者の所得の向上、労働安全対策をはじめとする就業条件改善に向けた対策の強化

を図ること。

- 五 市町村が、森林環境譲与税の用途を適正かつ明確にしつつ、これまでの森林施策では対応出来なかった奥地等の森林の整備等を円滑に実施することができるよう、市町村の林業部門担当職員の確保・育成を図る仕組みを確立するとともに、林業技術者等の活用の充実、必要な支援及び体制整備を図ること。
- 六 路網は、木材を安定的に供給し、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要な造林、保育、間伐等の施業を効率的に行うために不可欠な生産基盤であることから、路網整備に対する支援を行うこと。
- 七 森林資源の循環利用を図るため、新たな木材需要を創出するとともに、これらの需要に対応した川上から川下までの安定的、効率的な供給体制を構築し、木材の利用拡大を図ること。
- 八 森林整備の推進に向けて、その大きな支障の一つである鳥獣被害に係る対策を含め、主伐後の植栽による再造林、保育が確実に実施されるよう、必要な支援を行うこと。
- 九 山村振興に向け、都市と山村自治体の連携強化を図るため、森林整備協定に基づく森林整備等を一層推進すること。
- 十 森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、森林環境譲与税による措置も含め、我が国全体で必要な森林整備が着実に進められるよう、所要の予算を確保すること。
- 十一 森林環境税を活用した森林整備等への国民の理解と協力が一層得られるよう努めること。
- 十二 私有人工林において、荒廃し、保水力低下、土砂災害の発生、野生鳥獣の生息地の破壊、花粉症り患者の急増など深刻な問題が生じていることが我が国の森林における重要な課題であることに鑑み、豊かな水源の森再生のために、森林環境譲与税で、地域の自然条件等に応じて放置人工林の広葉樹林化を進めること。
- 十三 広葉樹林化の施業は、実践例が乏しく、森林環境譲与税の交付を受ける自治体にその技術がなく、人材も不足していることから、森林環境譲与税で放置人工林の広葉樹林化が進むように、具体的な指針を示し、必要な支援を行うこと。
- 十四 既存の森林整備に係る補助金等は、放置人工林の広葉樹林化に利用が難しく、自治体独自の補助事業もほとんどないことに鑑み、放置人工林の広葉

樹林化が各地で進むよう、必要な取組を行うこと。

十五 森林環境税及び森林環境譲与税制度について、各自治体における使途及び豊かな森林の公益的機能増進への効果を検証しつつ、必要がある場合には、豊かな森林環境の再生のために、森林環境譲与税の使途や譲与基準をはじめ、所要の見直しを行うこと。

○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）要旨

本案は、地方財政の収支が引き続き著しく不均衡な状況にあること等に鑑み、平成31年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるほか、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うとともに、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部改正

1 地方交付税の総額の特例

平成31年度分の通常収支に係る地方交付税の総額について、地方交付税法第6条第2項の額に、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用等による加算額1,172億円及び平成31年度における法定加算額のうち2,461億円を加算した額から、交付税及び譲与税配付金特別会計借入金償還額5,000億円、同特別会計借入金利子支払額792億円等を控除した額16兆1,809億円とすること。

2 基準財政需要額の算定方法の改正

(一) 当分の間の措置として、「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」において、まち・ひと・しごと創生に要する経費の財源を措置するほか、平成31年度分の普通交付税の算定に用いる単位費用等を改正すること。

(二) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすること。

(三) 国土強靱化^{じん}施策に係る地方債の元利償還に要する経費について、平成32年度以降において、基準財政需要額に算入するものとする。

3 震災復興特別交付税に関する特例

震災復興特別交付税に充てるため、平成31年度分の地方交付税の総額に3,250億円を加算するほか、平成31年度の震災復興特別交付税に関する特例等を設けること。

二 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正

自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金を創設すること。

三 施行期日

この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）要旨

本案は、成田国際空港の周辺地域における道路、農地及び農業用施設等の整備を促進するため、成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限の延長等を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。

一 有効期限の延長

成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の有効期限を平成41年3月31日まで10年間延長すること。

二 国の負担割合の特例等の対象となる事業の追加

国の負担割合の特例等の対象となる事業に、水資源開発施設（かんがいに係るものに限る。）の改築を追加すること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、二に関する規定は、平成31年4月1日から施行すること。

○電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第18号）要旨

本案は、電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 電波利用料について、料額の区分のうち周波数帯等の区分を見直すとともに、その金額の改定を行うこと。

二 電波利用料の使途として、電波の伝わり方の観測、予報及び調査研究等や大規模災害に備えるための放送用設備の整備に係る補助金の交付を追加すること。

三 電気通信業務を行うことを目的とする特定基地局に係る開設計画の記載事項に、その特定基地局の無線通信を確保するための機能を付加した既設の特定基地局に関する事項や開設計画の認定を受けた者が納付すべき特定基地局開設料の額を追加するとともに、特定基地局開設料の収入相当額を、電波を使用する高度情報通信ネットワークの整備等に要する費用に充てる等の規定を整備すること。

四 電波法に定める技術基準に相当する技術基準に適合する無線設備を使用する実験等無線局の開設及び運用について、あらかじめ総務大臣に届出をした場合には、一定の期間に限りその無線設備を同法に定める技術基準に適合する無線設備とみなすこととする等の規定を整備すること。

五 この法律は、一部を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 今後の電波利用料の見直しに際しては、電波の利用状況等の環境の変化に応じ、負担の公平確保を旨として予算規模及び料額の算定に当たること。なお、算定に当たっては、議論の透明性を確保すること。また、電波利用料の使途については、制度の趣旨に鑑み、電波利用料負担者の理解を十分得られるよう、更なる適正化を図ること。
- 二 電波利用料の料額については、免許人が負担の増額について予見できるよう、見直しに関しては、料額が急激に増加することのないように留意しつつ、原則として3年ごとに検討し、必要があると認めるときは、その検討結果に基づいて所要の措置を講ずること。なお、事情の変更により3年の期間内に電波共益費用の財源が不足した場合は、電波法第103条の3第2項の規定に基づき、過去の電波利用料の余剰金を優先的に活用することとし、安易な電波利用料額の引き上げは慎むこと。
- 三 特定基地局開設料の使途について、電波の公平かつ能率的な利用を確保する電波法の趣旨に鑑み、最大限効率的に活用されるよう適正化を図るとともに、その実施状況について公表するなどの透明化を図ること。
- 四 公共用周波数の割当て・用途の開示を進めるとともに、公共用無線の高度化を促すための財政措置等を講ずること。

○電気通信事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第35号）要旨

本案は、電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について禁止行為を定めるとともに、電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大及び当該契約の締結の媒介等の業務に係る届出制度の導入等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 総務大臣は、電気通信事業者間の適正な競争関係を確保する必要があるものとして指定した移動電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該移動電気通信役務の利用者の総数に占めるその利用者の割合が一定の割合を超えないものを除く者を指定できることとし、指定された電気通信事業者は、移動電気通信役務の提供に関する契約の締結に際し、利用者に対し、当該契約の解除を不当に妨げることにより電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれがある提供条件を約すること等をしてはならないとする規定を整備すること。
- 二 電気通信事業者は、総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に先立ってその相手方に対し自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為をしてはならないとする規定を整備すること。
- 三 電気通信事業者又は媒介等業務受託者から委託を受けて総務大臣により指定された電気通信役務の提供に関する契約の締結の媒介等の業務を行おうとする者は、その旨を総務大臣に届け出なければならぬとするとともに、一及び二に掲げる電気通信事業者がしてはならない行為について、この届出をした者も同様にしてはならないとする規定を整備すること。
- 四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

- 一 携帯電話料金について、わかりやすい料金プランの提示がなされているかも含め、事業者による料金設定の動向を注視し、必要に応じ関係事業者に対して適切な指導を行うこと。
- 二 利用者の自由な選択に基づく良質なモバイルサービスの提供を促進するため、モバイル市場における公正かつ自由な競争環境の確保に努めるとともに、事業者の経営判断及び健全な事業活動を阻害することのないよう十分に配慮

すること。

- 三 通信料金と端末代金の分離にかかる事業者の指定の除外は、事業者間の公平性及び利用者の適切なサービス選択の確保に配慮し、慎重に行うこと。
- 四 行き過ぎた顧客の囲い込みについて、その内容を総務省令で定めるに当たっては、利用者の自由なサービス選択が阻害されることのないよう配慮するとともに、公正な競争の促進を目的とする電気通信事業法の趣旨に鑑み、具体的に規定すること。
- 五 事業者・販売代理店の勧誘に係る禁止規定については、事業者及び利用者に混乱を生じさせないよう、その内容に関するわかりやすい情報を事業者・販売代理店及び利用者へ提供するなど、所要の措置を講ずること。また、電気通信サービス等に対する苦情等については、利用者保護の観点に立って、消費者庁等関係各省庁とも連携し、必要に応じ関係事業者に対して十分な指導を行うこと。
- 六 携帯電話が国民生活にとって大きな役割を果たしていることを踏まえ、法律の施行によるサービスの提供条件等の急な変更により利用者の混乱が起きないように、また、変更後も携帯電話の安心・安全な利用が確保されるよう十分な準備期間の設定等の利用者の保護への配慮をすること。
- 七 改正法施行までの期間、行き過ぎたキャッシュバックや顧客囲い込み等の改正法の趣旨に反した競争により利用者間の不公平を生じさせ、適切なサービス選択が阻害されることのないよう、事業者に対して、必要な措置を講ずること。
- 八 5G時代に向けて、新たなサービスが進展し、創意工夫やイノベーションが阻害されることがないように、法の運用に努めるとともに時代に合わせて見直しを図ること。

○放送法の一部を改正する法律案（内閣提出第36号）要旨

本案は、近年における放送をめぐる視聴環境の変化及び日本放送協会に対する信頼確保の必要性に鑑み、日本放送協会のインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、日本放送協会の適正な経営を確保するための制度を充実させるほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 日本放送協会のインターネット活用業務の対象を拡大し、国内テレビ基幹放送の全ての放送番組の常時同時配信を実施することを可能とするとともに、

インターネット活用業務が協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されることを確保するための規定を整備すること。

二 日本放送協会の適正な経営を確保するため、協会及びそのグループの業務の適正を確保するための体制等に係る制度の充実を図るとともに、協会に関する基礎的な情報の提供等に係る制度を設けるほか、協会の中期経営計画に係る制度を設けること。

三 衛星基幹放送に係る周波数の有効利用を図るため、衛星基幹放送の業務の認定要件に、周波数の使用に関する基準に適合することを追加すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、本法の施行に当たり、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、その番組が放送法に基づき公正なものとして、国民・視聴者から深く信頼されるよう一層努め、インターネット活用業務が協会の目的や受信料制度の趣旨に沿って適切に実施されるよう、公正競争確保の観点から、適正な規模の下、節度をもって事業を運営するとともに、会計上の透明性を確保すること。

二 協会は、インターネット活用業務の実施基準の認可申請に当たっては、常時同時配信の業務の種類、内容及び実施方法並びに実施に要する費用等が適正な水準となるよう努め、2号受信料財源業務の費用については、会計上の透明性確保の考え方にに基づき、できるだけ詳細にその内訳を示すこと。

三 政府は、協会が行うインターネット活用業務の実施基準の認可に当たっては、国民・視聴者や利害関係者からの意見・苦情等について適切に対応すること。

四 協会は、常時同時配信を行う際は、地域情報の提供を確保するとともに、民間地方放送局の事業運営に十分に配慮すること。

五 協会は、常時同時配信を行うにあたり、サービスやインフラ等の面において、民間放送事業者とできる限りの連携・協力を行うこと。

六 協会は、国民・視聴者の信頼を確保するため、外部監査の強化も含め事後チェック体制を充実させるとともに、情報公開により、意思決定プロセス等の透明性を確保すること。

七 経営委員会は、「役員の職務の執行の監督」としての経営委員の役割を徹

底すること。

八 協会は、「公共メディア」の役割と具体的な構想を広く国民に示し、それを支える受信料体系のあり方について検討を行うこと。

○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件（内閣提出、承認第1号）

本件は、日本放送協会の平成31年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第70条第2項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。

なお、本件には総務大臣の意見が付されており、平成31年度収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化等に取り組むことにより、事業収支差金の赤字を見込んでいる。この点については、本年10月の消費税率引上げ時に受信料額を据え置き、また、4つの受信料の負担軽減策を実施することを考慮するとやむを得ない面がある」とした上で、「今後も受信料の公平負担の徹底に向けた取組を進め、増収を確保するとともに、聖域なく徹底的に経費節減に取り組むことにより、早期に事業収支差金の黒字を確保できるよう努めることを強く求める」とされている。

一 収支予算

- 1 一般勘定の事業収支は、受信料等の事業収入が前年度に比べ79億円増加の7,247億円、国内放送費等の事業支出が前年度に比べ149億円増加の7,277億円となっており、この事業収支における不足30億円については、財政安定のための繰越金の一部をもって補填する。
- 2 受信料の額は、月額で、口座振替又はクレジットカード等継続払の場合、地上契約1,260円、衛星契約2,230円、継続振込等の場合、地上契約1,310円、衛星契約2,280円等、前年度どおりである。

二 事業計画

- 1 緊急報道や番組充実のための設備及び4K・8Kスーパーハイビジョン設備を整備するとともに、大規模災害時等においても安定的な放送・サービスを継続するための設備整備等を行う。
- 2 国内放送は、公共放送の基本を堅持し、その使命を果たすために、正確な情報を公平・公正に伝え、命と暮らしを守る報道に全力で取り組むとと

もに、東日本大震災をはじめとする全国の被災地の復興を支援する。幅広い世代の期待にこたえる多彩で質の高い番組を編成するとともに、国内外の課題や最新情報を早く、深く、わかりやすく伝え、判断のよりどころとなる情報の社会的基盤の役割を果たす。地域で暮らす人の視点から、役立つ情報、関心の高いテーマ、固有の課題などを積極的に取り上げ、地域放送を通じて地域社会に貢献する。

また、教育放送及び障害者や高齢者に向けた放送の充実を図るとともに、翌年度に迫った東京オリンピック・パラリンピックに向けた番組を放送し、あわせて放送の実施に向けた準備を進める。

放送2年目を迎えるBS4Kは2Kとの一体制作を加速させ、多彩なジャンルの番組を編成する。BS8Kは、臨場感にあふれた大型中継や番組を編成するなど、世界最高水準の視聴体験と新たな可能性を追求していく。

3 国際放送は、自主自律の編集権を堅持し、外国人向け放送及び邦人向け放送として、正確で客観的なニュースや幅広い分野の番組を多様な媒体を通じて発信するなど、海外発信強化に取り組み、国際社会の日本に対する理解を促進する。

4 受信料の公平負担の徹底に向けて、契約収納活動を強化するとともに、受信料制度の理解促進を図り、支払率の向上及び受信料収入の確保に努める。あわせて、効率的かつ効果的な業務運営を行う。

なお、受信料の負担軽減策として、2019年4月から多数支払いにおける割引（多数一括割引と事業所割引又は家族割引との併用等）及び2019年10月から設置月の無料化を実施する。

さらに、2019年10月からの消費税率引き上げに際して、受信料額の改定を行わないこととする。

5 調査研究については、新たな放送・サービスの創造に資する放送技術の研究開発を行うとともに、放送番組・サービスの向上に寄与する調査研究の推進により、その成果を放送に生かし、また、広く一般に公開して、放送文化の発展に資する。

6 放送番組等を電気通信回線を通じて配信する業務に必要な設備を運営する会社に対し、出資を行う。

放送番組等を電気通信回線を通じて、有料で一般の利用に直接供する業務等については、コンテンツの充実や利便性の向上を図る。

7 会館施設等の一般供用、賃貸及び放送番組の受託制作等については、協会業務の円滑な遂行に支障のない範囲内において実施する。

8 NHKグループ一体で、より創造的で効果的な体制の確立に向けて、働き方改革や透明性の高い組織運営、リスクマネジメントの強化等を推進する。

三 資金計画

平成31年度の資金計画は、受信料等による入金総額8,524億円、事業経費、建設経費等による出金総額8,514億円をもって施行する。

(附帯決議)

政府及び日本放送協会は、次の各項の実施に努めるべきである。

一 協会は、平成31年度予算において事業収支差金の赤字を見込んでいることについて、放送法に定められた目的に即し、業務の大胆な見直しなどの改革を進めることにより、早期の黒字化等安定的な業務運営の体制確保に努めること。

二 協会は、平成25年に首都圏放送センターの記者が過労で亡くなられた事実を重く受け止め、しっかりと検証し、協会の業務に携わる者の命と健康を最優先とし、適正な業務運営と労働環境確保に努め、長時間労働による被害を二度と起こさないよう、全力で取り組むこと。

三 協会は、協会本体及びグループの職員による一連の不祥事に対し、国民・視聴者から厳しい批判が寄せられていることを踏まえ、協会一体となって綱紀を粛正しコンプライアンスを徹底した運営を行うことで、信頼回復に努めること。また、子会社を含むグループ全体としての経営改革に組織を挙げて迅速かつ確実に取り組むこと。

四 協会は、放送番組の編集に当たっては、受信料を財源とする公共放送の性格を定めた放送法の趣旨を十分踏まえ、事実に基づく放送に強い責任を自覚し、かつ政治的公平性を保ち、我が国の公共放送としての社会的使命を果たすこと。また、寄せられる様々な意見に対し、必要に応じ自律的に調査し、その結果を速やかに公表し、国民・視聴者に開かれた公共放送として信任を得られるよう努めること。

五 政府は、日本国憲法で保障された表現の自由、放送法に定める放送の自律性に鑑み、協会を含めた放送事業者の番組編集について、引き続き自主・自律性を尊重すること。また、経営委員の任命に当たっては、社会に対する重大な職務の公共性を認識し、公正な判断をすることができる経験と見識を有

する者を、教育、文化等の各分野及び全国各地方が公平に代表されることを考慮して幅広く選任するよう努めること。

六 経営委員会は、協会の経営に関する重要事項を決定する権限と責任を有する最高意思決定機関であることを深く認識し、協会が放送法に定められた役割を的確に果たせるよう、監督権限を行使すること。役員に不適切な行為がある場合、又は、公共放送の倫理観にもとる行為がある場合には、監査委員会と十分連携しながら再発防止の観点から厳格に対処すること。

七 協会は、その運営が受信料を財源としていることを踏まえ、国民・視聴者に対し、情報を十分に開示し、説明を尽くすこと。また、そのために、経営委員会及び理事会等における意思決定過程や、財政運営上の規律、不祥事に伴う処分、子会社等の運営の状況、調達に係る取引等を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、議事録の適切な作成・管理に努めること。

八 協会は、放送センターの建替えに際し、受信料を財源としていることを踏まえ、透明性を確保するとともに、建設費の大幅な増大が生じないよう万全を期すこと。

九 協会は、平成29年12月の最高裁判決にも鑑み、公共放送の存在意義及び受信料制度に対する国民・視聴者の理解の促進や信頼感の醸成に協会一体となって、一層努めること。また、受信契約の締結に際しては、視聴者の理解を得ながら適正に行われるべきことを、職員及び業務委託先に指導し、周知徹底すること。なお、受信料については、繰越金や今後の事業収支の状況を踏まえ、公共放送の役割を持続的に果たしつつ、国民・視聴者の十分な理解を得られるよう、減免対象の拡大など受信料体系・水準の在り方を含めて、業務やガバナンスの在り方と併せて検討すること。

十 協会は、インターネット常時同時配信等通信分野での業務について、民間放送事業者の見解に十分留意しつつ、国民・視聴者のニーズや動向を的確に把握し、国民・視聴者に対する情報提供や関係者間での情報共有及び連携を図り、通信分野での協会の在り方について、できるだけ明確にその姿勢を示すよう努めること。

十一 協会は、国際放送については、我が国の経済・社会・文化等の動向を正しく伝え、我が国に対する理解を促進するよう努めること。また、番組内容の充実、国内外における国際放送の認知度の向上等に努めること。

十二 協会は、自然災害が相次いでいる現状に鑑み、地震災害、風水害、雪害等、いかなる災害時にも放送・サービスが継続され、正しい情報が国民に伝

達されるよう、地方局と連携し、放送設備と体制の強化を図ること。

十三 協会は、4K・8Kの放送設備については、過剰投資、多重投資とならないよう十分な計画性を持って実施すること。また、4K・8K放送普及後の衛星放送の在り方についても、検討すること。

十四 協会は、サイバーセキュリティ基本法に定める重要社会基盤事業者であること及び2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けてサイバー攻撃の脅威が高まっていることに鑑み、関係機関と緊密な連携を図り、サイバーセキュリティの確保に取り組むこと。

十五 協会は、地域の魅力を生かした活性化と発展の観点から、地域の様々な分野の関係者と連携を強化し、それぞれの地域ならではの魅力の紹介及び地域の発展に寄与するコンテンツの充実並びに国内外に向けた積極的発信に努めること。

十六 協会は、早急に障害者の法定雇用率を達成し、職場での差別禁止や合理的配慮を徹底し、障害者の働く環境改善を進めること。

十七 協会は、女性の採用・登用について、より高い数値目標を設定し、性別に関係なく仕事と家庭が両立できる職場の環境改善を進めること。

十八 協会は、放送と通信の融合が進む中で、公共放送の在り方について、不断の検討を行うこと。

<委員会決議>

○持続可能な地方税財政基盤の確立及び東日本大震災等への対応に関する件

厳しい地方財政の現状を踏まえ、地方公共団体が必要な行政サービスを安定的かつ効果的に提供していくためには、持続可能な地方税財政基盤の確立が不可欠であることに鑑み、政府は、次の諸点について措置すべきである。

一 地方公共団体が、人口減少の克服、地域経済の活性化、公共施設等の老朽化対策等の重要課題に取り組んでいくためには、地域の実情に応じた自主的かつ主体的な取組を長期間にわたって実施していく必要があることに鑑み、平成32年度以降も地方公共団体の安定的な財政運営に必要な一般財源総額が、予見可能性を持って安定的に確保されるよう、全力を尽くすこと。

二 地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が十分発揮できるよう、引き続き、地方税等と併せ必要な総額の充実確保を図るとともに、法定率の引上げを含めた抜本的な見直しを検討し、臨時財政対策債等の特例措置に依存しない持続的な制度の確立を目指すこと。また、基

準財政需要額の算定については、地域の実情に十分配慮するとともに、地方交付税の財源保障機能を適切に確保すること。

- 三 地方公共団体の基金については、それぞれの団体が、将来の歳入減少や歳出増加への備えとして積立てを行っており、その財源は行政改革や経費削減等により捻出されているものであることに鑑み、その残高が増加していることをもって、地方交付税等の財源を一方向的に減額しないこと。
- 四 地方税については、地方財政の自主性・自立性を確立するとともに、安定的で充実した財源の確保を可能とする地方税制の構築を図ること。また、減収が生ずる地方税制の見直しを行う場合には、代替の税源の確保等の措置を講ずるほか、税負担軽減措置等の創設や拡充に当たっては、真に地域経済や住民生活に寄与するものに限られるよう、慎重な対処を行うこと。
- 五 個人住民税における控除の在り方については、住民が公平感を持って納税することができるような税体系の構築を目指して不断の見直しを進めること。
- 六 地域の実情に応じた行政サービスを地方公共団体が将来にわたり提供することができるよう、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築のために、抜本的な改革に向けた検討を進めること。
- 七 ふるさと納税制度に関しては、制度の趣旨と実態が乖離していることを踏まえ、適正化に向けた取組を進めること。
- 八 巨額の借入金に係る元利償還が地方公共団体の財政運営を圧迫し、諸施策の実施を制約しかねない状況にあることも踏まえ、臨時財政対策債を始め、累積する地方債の元利償還については、将来において地方公共団体の財政運営に支障が生ずることのないよう、万全の財源措置を講ずること。また、引き続き、臨時財政対策債の発行の抑制に努め、地方財政の健全化を進めること。
- 九 地方債については、財政力の弱い市町村が円滑に資金を調達できるよう、地方公共団体金融機構の機動的な活用を含め、公的資金の確保と適切な配分に最大限の配慮を行うなど円滑な起債と流通、保有の安全性の確保を図ること。また、地方債の発行に関する国等の関与の在り方については、協議不要基準の緩和等による地方財政の健全性への影響に留意しつつ、地方公共団体の自主性・自立性を高める観点から、運用を含め、更なる検討を進めること。
- 十 東日本大震災の被災地方公共団体に対しては、その復旧・復興事業の更なる加速化を図るため、引き続き、所要の震災復興特別交付税額を確保する等万全の支援措置を講ずること。また、近年、住民生活の安全・安心を脅かす

自然災害が多発している状況を踏まえ、消防・防災体制の充実・強化及び被災地の復旧・復興のための十分な財源を確保すること。
右決議する。

【法務委員会】

○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案（内閣提出第19号）要旨

本案は、下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を増加する等の措置を講ずるとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 一 判事の員数を40人増加すること。
- 二 判事補の員数を25人減少すること。
- 三 裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少すること。
- 四 この法律は、平成31年4月1日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第28号）要旨

本案は、民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民事執行法の一部改正

- 1 債務者の財産状況の調査に関し、財産開示手続の申立権者の範囲を拡大し、手続違背に対する罰則を強化するとともに、第三者（登記所、市区町村等又は金融機関等）から債務者の財産（不動産、給与債権又は預貯金債権等）に係る情報を取得する手続を新設するものとする。
- 2 不動産競売において最高価買受申出人が暴力団員であること等を売却不許可事由とし、その判断のための手続（買受けの申出をしようとする者による陳述、執行裁判所による警察への調査の囑託）に関する規定を新設するものとする。
- 3 国内の子の引渡しの強制執行は、執行裁判所が決定により執行官に子の引渡しを実施させる方法（子の引渡しの直接的な強制執行）又は間接強制の方法によることとし、子の引渡しの直接的な強制執行を行う場合について、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を新設するものとする。
- 4 執行裁判所の職権による債権差押命令の取消しに関する規定及び債務者

に対する差押禁止債権の範囲の変更の申立ての教示に関する規定等を整備するものとする。

二 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部改正

民事執行法の一部改正に伴い、国際的な子の返還の強制執行についても、その申立ての要件や執行場所における執行官の権限等に関する規定を、改正後の民事執行法に基づく国内の子の引渡しの強制執行に関する規定と同内容のものに改めるものとする。

三 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。
- 2 一の1のうち、第三者からの債務者の不動産に係る情報の取得に関する規定は、この法律の公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日までの間は、適用しないものとする。
- 3 この法律の施行に伴い、民法ほか10の関係法律の規定を整備等するものとする。

(修正要旨)

附則におけるこの法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改めること。

(附帯決議)

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 第三者からの情報取得手続に関し、金銭債権についての強制執行の実効性を確保する観点から、以下の事項について留意すること。
 - 1 本法施行後における第三者からの情報取得手続に関する実務の運用状況を勘案し、第三者から情報の提供を求めることができる債務者財産の範囲やその申立ての要件などについて、必要に応じて検討するよう努めること。
 - 2 債務者の給与債権に係る情報の取得ができる「生命若しくは身体の侵害による損害賠償請求権」について、本法施行後における実務の運用状況を勘案し、その他の損害賠償請求権を含め債務者の給与債権に係る情報の取得ができる損害賠償請求権の範囲について、必要に応じてその見直しを検討するよう努めること。
- 二 不動産競売における暴力団員の買受け防止に関し、本法施行後における実

務の運用状況を勘案し、競売手続の円滑性を確保しつつその実効性を図るため、必要に応じて更なる対策について検討するよう努めること。

三 国内の子の引渡しの直接的な強制執行に関し、子の福祉の観点から、以下の事項について留意すること。

- 1 子の引渡しの直接的な強制執行については子の心身に有害な影響を及ぼさないよう、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
- 2 執行裁判所や執行官の責務として、当該強制執行が子の心身に有害な影響を及ぼさないように配慮する義務規定を設けた趣旨を踏まえ、子の引渡しを実現するに当たり、執行補助者として児童心理学の専門家等を積極的に活用できるようにするため、当該専門家等の確保のための方策を講じるよう努めること。
- 3 執行官に女性がいない現状を踏まえ、女性の登用の在り方などを検討するとともに、執行補助機関である執行官の負担が増大することを考慮し、執行官の適正な職務の環境整備や個々の執行官の質の更なる向上を図るための研修の充実など執行官制度の基盤の更なる整備を行うよう努めること。

四 差押禁止債権の範囲変更の制度に関し、債務者の財産開示制度の見直しにより、債権者の地位の強化が図られることに鑑み、以下の事項について留意すること。

- 1 差押禁止債権の範囲変更の制度をより適切に運用することができるよう、裁判所書記官の教示に当たってはその手続を分かりやすく案内するとともに専門家による支援を容易に得られるようにするなど、債務者に配慮した手続の整備に努めること。また、これらについて、本法施行後における運用状況を勘案し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。
- 2 給与債権の差押禁止の範囲の定めに関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、必要に応じて、我が国において給与債権の差押禁止の最低限度額の定めを設けることの是非を含め、我が国における法定の差押禁止の範囲についての見直しを検討するよう努めること。

五 国際的な子の返還の代替執行が子の心身に与える負担を最小限にとどめる観点から、本法施行後における国際的な子の返還の代替執行に関する実務の運用状況を注視し、必要に応じて更なる改善を図るよう努めること。

六 公的機関による養育費や犯罪被害者の損害賠償に係る請求権の履行の確保に関する諸外国における法制度や運用状況に関する調査研究を実施し、我が

国におけるそれらの制度の導入の是非について検討を行うよう努めること。

○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案（内閣提出第30号）要旨

本案は、表題部所有者不明土地（所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの）の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者等の全部又は一部を特定することができなかつたものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 表題部所有者不明土地の所有者等の探索及び表題部所有者の登記に関する不動産登記法の特例

- 1 表題部所有者不明土地について、その登記の適正化を図るため、所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団（以下「法人でない社団等」という。）を含む。））の探索に必要な登記官の調査権限等に関する規定を設けるものとする。
- 2 登記官による調査を補充し、その判断の適正さを確保するため、法務局又は地方法務局長が表題部所有者不明土地の所有者等の探索のために必要な知識及び経験を有する者を所有者等探索委員に任命し、所有者等探索委員に必要な調査を行わせる等の規定を設けるものとする。
- 3 表題部所有者不明土地について、所有者等の探索を行った結果を登記に反映させ、正常な表題部所有者の登記に改めるために必要となる登記に関する規定等を設けるものとする。

二 所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地の管理等に関する措置

- 1 所有者等の探索を行った結果、所有者等を特定することができなかつた表題部所有者不明土地又は法人でない社団等に帰属していることが判明したものの、当該法人でない社団等の全ての構成員を特定することができず、若しくはその所在が明らかでない表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るため、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする措置を講ずるものとする。
- 2 表題部所有者不明土地の非訟事件に係る手続についての管轄等の規定を

設けるものとする。

三 正当な理由なく、土地の占有者が、登記官又は所有者等探索委員等による立入調査を拒み、又は妨げた場合の罰則規定を設けるものとする。

四 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二については、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 一 登記官が行う表題部所有者不明土地の所有者等の探索を行う土地の選定に当たり、選定過程の透明性及び公平性が確保されるよう努めること。
- 二 表題部所有者不明土地に関する所有者等探索及びそれに基づく登記への反映が迅速かつ適切になされるよう努めるとともに、効率的な予算の執行に努めること。
- 三 所有者等特定不能土地及び特定社団等帰属土地の管理及び処分に関し、不当に真の所有者の権利が制約されることのないよう努めること。
- 四 所有者不明土地が、災害の復旧・復興事業の実施など様々な場面において国民経済に著しい損失を生じさせていることを踏まえ、所有者不明土地の発生抑制・解消に向け、相続登記の在り方や土地所有権の放棄の在り方等に関する法制審議会における議論も見据えながら、相続登記についての相続人の負担軽減策を含め、政府が行っている所有者不明土地等対策の更なる推進を図るよう努めること。

○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出第46号）（参議院送付）要旨

本案は、近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が1人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 司法書士及び土地家屋調査士について、その専門職者としての使命を明ら

かにする規定を設けるものとする。

二 社員が1人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の改正を行うものとする。

三 懲戒手続に関する規定の見直し

1 司法書士及び司法書士法人並びに土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人（以下「司法書士等」という。）に対する懲戒権者を法務局又は地方法務局長（以下「法務局長等」という。）から法務大臣に改めるものとする。

2 司法書士等に対して戒告の処分をしようとする場合にも、聴聞の手続を経ることとする規定を設けるものとする。

3 司法書士等に対する懲戒処分について、除斥期間（懲戒の事由があったときから7年を経過したときは処分の手続を開始することができないとするもの）に関する規定を設けるものとする。

四 司法書士法及び土地家屋調査士法に規定する法務大臣の権限は、法務省令で定めるところにより、法務局長等に委任することができるものとする規定を設けるものとする。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 司法書士及び土地家屋調査士の実務能力の向上のために実施される各種の研修制度について、その一層の充実に向けて協力すること。

二 司法書士法人及び土地家屋調査士法人につき、その設立の諸手続が円滑に進められ、司法書士会及び土地家屋調査士会による指導が適切にされるよう努めること。

三 空き家や所有者不明土地問題等の諸課題の解決に当たっては、司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見や財産管理、筆界確定等についてのこれまでの実績に鑑み、その積極的な活用を図ること。

四 司法書士及び土地家屋調査士の有する専門的知見を活用したADR手続により国民の権利擁護及び利便性の向上を図るため、引き続き、それらの手続の周知に努めること。

五 総合法律支援法に基づく特定援助対象者法律相談援助事業に関して、司法

書士の更なる活用を進めるなど、関係団体と連携しつつ、国民の権利擁護及び利便性の向上に資するよう努めること。

- 六 IT環境の急速な進展の下で、各種登記制度やこれを支える司法書士制度及び土地家屋調査士制度に対する国民の信頼を損なうことのないよう、非司法書士行為及び非土地家屋調査士行為に対して引き続き厳正に対応すること。
- 七 土地家屋調査士の有する専門的知見やその保有する知識、情報等を広く活用することにより、法務局における登記所備付地図の整備を一層促進すること。
- 八 国民の権利擁護の観点から、司法書士でない者が司法書士の業務について周旋することを禁止する規定の整備について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。
- 九 司法書士の登録前の研修を義務化することなど、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができる司法書士の資質の向上のための施策について、本法施行後の状況も踏まえつつ、必要に応じ対応を検討すること。

○戸籍法の一部を改正する法律案（内閣提出第50号）要旨

本案は、国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、非本籍地の市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、戸籍副本データ（磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報）を利用して戸籍関係情報（親子関係の存否等の身分関係の存否に関する情報、婚姻関係等の身分関係の形成に関する情報等）を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体等からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法務大臣は、戸籍関係情報を作成するため、戸籍副本データを利用することができるものとする。
- 二 法務大臣及び指定市区町村長は、電子情報処理組織の構築及び維持管理並びに運用に係る事務に関する秘密について、その漏えいの防止その他の適切な管理のために、電子情報処理組織の安全性及び信頼性を確保すること等の措置を講じなければならないもの等とすること。
- 三 磁気ディスクをもって調製された戸籍等に関する戸籍証明書等及び戸籍電子証明書等について、本人等は、いずれの指定市区町村長に対しても、請求

することができるものとする。

四 戸籍電子証明書等について、本人等から請求があったときは、指定市区町村長は、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号等を発行するものとする。

五 戸籍の記載の正確性を担保するため、市区町村長及び管轄法務局又は地方法務局長は、届出人、届出事件の本人等に対し、質問をし、又は必要な書類の提出を求めることができるもの等とする。

六 施行期日等

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正

(一) 法務大臣が戸籍関係情報の提供に関する事務の処理に関して必要な限度で情報提供用個人識別符号を利用することができるものとする。

(二) 戸籍関係情報の作成のために法務大臣が保有する個人情報等に係る所要の保護措置を講じるものとする。

(三) 別表第2に掲げる所要の事務において戸籍関係情報を照会できるものとする。

2 この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行するものとする。ただし、五については公布の日から起算して1年を超えない範囲内で政令で定める日、一及び六の1の(二)については公布の日から起算して3年を超えない範囲内で政令で定める日、三、四及び六の1の(三)については公布の日から起算して5年を超えない範囲内で政令で定める日から施行するもの等とする。

○民法等の一部を改正する法律案（内閣提出第51号）要旨

本案は、特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手續に参加することができる制度の新設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 民法の一部改正

1 特別養子縁組の成立の審判の申立時に15歳に達していない者は、養子となることができるものとするとともに、15歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されており、15歳に達するまでに申立てがされなかったこ

とについてやむを得ない事由がある場合には、申立時に15歳以上であっても養子となることができるもの等とすること。

- 2 特別養子縁組が成立するまでに18歳に達した者は、養子となることができないものとする。

二 家事事件手続法の一部改正

1 特別養子適格の確認の審判の新設

特別養子縁組を2段階の審判によって成立させるものとし、父母による養子となるべき者の監護が著しく困難であること、養子となるべき者の父母の同意等の要件がある場合に、第1段階の審判として、特別養子適格の確認の審判をすることができる旨の規定を設けるものとする。

2 特別養子縁組の成立の審判に係る規律の見直し

(一) 第2段階の特別養子縁組の成立の審判における養子となるべき者は、特別養子適格の確認の審判を受けた者でなければならない旨の規定を設けるものとする。

(二) 養子となるべき者の父母は、特別養子縁組の成立の審判の手續に参加することができない旨の規定を設けるものとする。

- 3 1の特別養子適格の確認の審判の手續においてされた子の父母の同意について、撤回を制限する旨の規定を設けるものとする。

三 児童福祉法の一部改正

児童相談所長が、二の1の特別養子適格の確認の審判の申立てをすることができることとするとともに、同審判の手續に参加することができることとする規定を設けるものとする。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

【外務委員会】

○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第20号）要旨

本案は、在外公館の名称変更等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 一 在外公館の名称及び位置等に使用されている国名である「スワジランド」、「セントクリストファー・ネーヴィス」及び「カーボヴェルデ」をそれぞれ「エスワティニ」、「セントクリストファー・ネービス」及び「カーボベルデ」に変更すること。
- 二 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 三 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給額を改定すること。
- 四 この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

○日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第1号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とカナダ軍隊との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定は、自衛隊とカナダ軍隊との間における共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又はカナダ軍隊により実施される一に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。
- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動

支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならないこと。

四 両当事国政府は、この協定に基づいて提供される物品・役務の使用が国際連合憲章と両立することを確保しなければならないこと。

五 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。

六 物品・役務の受領当事国政府は、物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。

七 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。

八 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するカナダ軍隊が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

○日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、後方支援の分野における物品又は役務（以下「物品・役務」という。）の相互の提供に関する自衛隊とフランス共和国の軍隊（以下「フランス軍」という。）との間における枠組みを定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この協定は、自衛隊とフランス軍との間における共同訓練、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品・役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物

- 品・役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること。
- 二 いずれか一方の当事国政府が、自衛隊又はフランス軍により実施される一に掲げる活動のために必要な物品・役務の提供を他方の当事国政府に対してこの協定に基づいて要請する場合には、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、要請された物品・役務を提供することができること。
- 三 この協定に基づいて提供される物品・役務は、食料、水、宿泊、輸送（空輸を含む。）、燃料・油脂・潤滑油、被服、通信業務、衛生業務、基地活動支援（基地活動支援に付随する建設を含む。）、保管業務、施設の利用、訓練業務、部品・構成品、修理・整備業務（校正業務を含む。）、空港・港湾業務及び弾薬の区分に係るものとし、その詳細は付表に定めること。ただし、これらの提供には、武器の提供が含まれるものと解してはならないこと。
- 四 この協定に基づいて提供される物品・役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならないこと。
- 五 物品・役務の受領当事国政府は、当該物品・役務の提供当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品・役務を受領当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないこと。
- 六 物品・役務の受領当事国政府は、物品の提供については、提供当事国政府にとって満足のできる状態及び方法での当該物品の返還等により決済し、役務の提供については、提供当事国政府の指定する通貨による償還又は同種かつ同等の価値を有する役務の提供によって決済すること。
- 七 この協定に基づいて行われる物品・役務の相互の提供については、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手続取決めに従って実施されること。
- 八 この協定の規定は、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づいて国際連合の軍隊を構成する部隊として行動するフランス軍が実施するいかなる活動にも適用されないこと。

○中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として中央北極海の公海水域（以下「協定水域」という。）における規制されていない漁獲を防止すること

を目的として、協定水域における漁獲に対する予防的な保存管理措置の適用等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 各締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、地域的な漁業管理のための機関等によって採択される保存管理措置又はこの協定の規定に基づいて締約国が将来定めることがある暫定的な保存管理措置に基づいてのみ協定水域において商業的漁獲を行うことを許可すること。
- 二 締約国は、科学的調査及び監視に関する共同計画（以下「共同計画」という。）の枠組み及び自国の科学的計画の下で科学的調査を行うことを奨励されること。
- 三 締約国は、自国の旗を掲げる権利を有する船舶に対し、この協定の規定に基づいて締約国が定める保存管理措置に基づいてのみ協定水域において試験的漁獲を行うことを許可することができること。
- 四 締約国は、科学的活動における協力を円滑にし、この協定の効力発生から2年以内に共同計画を作成することに合意し、関連するデータの共有のための規範を採択するとともに、少なくとも2年に1回、共同の科学的会合を行うこと。
- 五 締約国は、原則として2年に1回会合し、当該会合において、この協定の実施状況及び有効期間に関する問題、全ての入手可能な科学的情報等を検討するとともに、協定水域における漁獲を管理する地域的な漁業管理のための機関を設立するための交渉を開始するかどうか等を決定し、この協定の効力発生から3年以内に協定水域における試験的漁獲のための保存管理措置を定めること。
- 六 締約国は、この協定の非締約国に対し、この協定に合致する措置をとることを奨励すること。
- 七 この協定は、その効力発生の後最初の16年間効力を有し、当該最初の期間の満了の後は、原則として順次5年の延長期間中効力を有すること。

○2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、締約国の領域及び排他的経済水域において生ずる汚染損害並びに当該汚染損害を防止し、又は最小限にするための防止措置についてのみ適用すること。
 - 二 事故発生時における船舶所有者（船舶の所有者、管理人及び運航者並びに裸備船者）は、船舶内の燃料油又は船舶から流出し、若しくは排出される燃料油によって生ずる汚染損害について、戦争等によってもたらされたこと等を証明しない限り、責任を負うこと。
 - 三 この条約のいかなる規定も、船舶所有者及び保険者等が海事債権責任制限条約等の適用可能な国内の又は国際的な制度に基づいて責任を制限する権利に影響を及ぼすものではないこと。
 - 四 締約国に登録されている総トン数が1,000トンを超える船舶の登録所有者は、責任の制限に関する適用可能な国内の又は国際的な制度に基づく責任の限度額に等しい額において汚染損害についての自己の責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならないこと。
 - 五 締約国の適当な当局等は、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書を発給すること。
 - 六 汚染損害の賠償の請求は、保険者等に対して直接に提起することができること。
 - 七 締約国は、自国を旗国とする総トン数が1,000トンを超える船舶については、保険等保証が効力を有していることを証明する証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならないこと。
 - 八 各締約国は、自国の領域内の港等に出入りする総トン数が1,000トンを超える船舶につき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保すること。
 - 九 事故が締約国の領域若しくは排他的経済水域において汚染損害を生じさせた場合又は当該汚染損害の防止措置がとられた場合には、船舶所有者又は保険者等に対する賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができること。
 - 十 管轄権を有する裁判所が下した判決であって、当該判決のあった国において執行することが可能であり、かつ、再び通常の方式で審理されることがないものは、当該判決が詐欺によって得られた場合等を除くほか、いずれの締約国においても承認されること。
- なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、燃料油による汚染損害について

の民事責任に関する保険等保証の証明書の様式等を定めている。

○2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求め めるの件（条約第5号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、危険をもたらす難破物（海難により座礁等をした船舶の船体、部品、貨物等）の除去のための措置、難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約は、条約水域（締約国の排他的経済水域）における難破物について適用すること。締約国がこの条約を自国の領域内に存在する難破物について適用することを通告した場合には、「条約水域」には、当該締約国の領域を含むこと。
- 二 被影響国（難破物が自国の条約水域に存在する国）は、難破物が危険をもたらすと信ずるに足りる理由がある場合には、当該難破物の位置を特定するため全ての実行可能な措置がとられることを確保すること。
- 三 被影響国は、難破物が危険をもたらすと決定する場合には、当該難破物を標示するため全ての合理的な措置がとられることを確保すること。
- 四 船舶の登録所有者は、危険をもたらすと決定された難破物を除去すること。
- 五 被影響国は、船舶の登録所有者が難破物を除去しなければならない合理的な期限を定め、船舶の登録所有者に通知するものとし、当該期限までに船舶の登録所有者が難破物を除去しない場合若しくは船舶の登録所有者に連絡を取ることができない場合には、又は直ちに措置をとることが必要な場合においてその旨を船舶の登録国及び登録所有者に通報したときは、難破物を除去することができること。
- 六 船舶の登録所有者は、難破物を生じさせた海難が戦争等によってもたらされたこと等を証明しない限り、難破物の位置を特定し、並びに難破物を標示し、及び除去するための費用について責任を負うこと。
- 七 締約国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶の登録所有者は、この条約に基づく責任を担保するため、保険等保証を維持しなければならないこと。
- 八 この条約に基づいて生ずる費用の請求は、保険者等に対して直接に提起することができること。
- 九 締約国は、自国を旗国とする総トン数300トン以上の船舶については、保

険等保証が効力を有していることを証明する証明書が発給されていない限り、いかなる時にも運航を認めてはならないこと。

十 各締約国は、自国の領域内の港等に出入りする総トン数300トン以上の船舶につき、自国の国内法令により、保険等保証が効力を有していることを確保すること。

なお、条約の不可分の一部を成す附属書は、難破物の除去についての責任に関する保険等保証の証明書の様式等を定めている。

○投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、我が国とアルゼンチンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定の適用上、「投資財産」とは、投資家が直接又は間接に所有し、又は支配する全ての種類の資産であって、投資としての性質を有するものを行い、「投資活動」とは、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有及び売却その他の処分をいうこと。
- 二 一方の締約国は、自国の区域において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、内国民待遇及び最恵国待遇を与えること。
- 三 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む国際慣習法に基づく待遇を与えること。
- 四 いずれの一方の締約国も、公共の目的のためであること、無差別であること等の要件を満たさない限り、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用、国有化等を実施してはならず、それらに伴う補償は、公正な市場価格に相当するものでなければならないこと。
- 五 一方の締約国は、自国の区域にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連する全ての資金の移転が、自国の区域に向け又は自国の区域から、自由に、かつ、不当に遅滞することなく行われることを認めること。
- 六 一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争が協議等によって解決されない場合には、当該投資家は、当該投資紛争を、国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約による仲裁、国際連合国際商取引

法委員会の仲裁規則による仲裁等のいずれかに付託することができること。

七 両締約国は、この協定の効力発生の後にアルゼンチンが国債を除外する規定を含まない協定等に該当する多数国間又は二国間の投資に関する国際協定を締結したときは、この協定の対応する規定を改正し、又はこの協定に関連する規定を加えることを目的として見直しを行うこと。

なお、協定の不可分の一部を成す附属書は、内国民待遇又は最恵国待遇についての規定により課される義務に適合しない両締約国の措置に係る分野等について規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めるものである。

この条約は、我が国とスペインとの間の現行の租税条約を全面的に改正し、両国間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に減免するとともに、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、条約の濫用を防止するための規定等を設けるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び地方法人税とし、スペインについては個人に対する所得税、法人税及び非居住者に対する所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、配当額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を所有する法人である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者が受益者である著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報の交換を行うこと及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、この条約の規定は、各締約国がその法令で規定する外国子会社合算税制に関する規定の適用を制限しないこと等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）要旨

本件は、標記の協定の締結について、国会の承認を求めるものである。

この協定は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とクロアチアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この協定が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、クロアチアについては利得税、所得税及び所得税に対する付加税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国にお

いても、配当額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が、当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を所有する法人である場合等には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、利子額の5%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、使用料額の5%を超えない額を課税できること。

六 この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報の交換を行うこと及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 この協定の特典の濫用防止のため、配当に対する免税を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件（条約第9号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めめるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とコロンビアとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税及び地方法人税とし、コロンビアについては所得税及びその補完税とすること。

二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該

他方の締約国において課税できること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること。

三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、当該配当の受益者が当該配当を支払う法人の議決権の20%以上を保有する法人である場合には、配当額の5%を超えない額、その他の場合には、配当額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該配当の受益者が他方の締約国の公認の年金基金であり、かつ、当該配当が公認の年金基金の主たる目的としてこの条約に規定された活動によって取得される場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。

五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、産業上、商業上又は学術上の設備の使用等に対する場合は使用料額の2%、その他の場合は使用料額の10%を超えない額を課税できること。

六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。

七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報の交換を行うこと及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。

八 この条約の特典の濫用防止のため、特典を享受できる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、一定の場合に情報提供を拒否できること等を規定している。

○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めめるの件（条約第10号）要旨

本件は、標記の条約の締結について、国会の承認を求めめるものである。

この条約は、人的交流及び経済的交流に伴って発生する国際的な二重課税の除去並びに脱税及び租税回避行為の防止を目的として、我が国とエクアドルとの間で課税権を調整するとともに、両国における配当、利子及び使用料に対する源泉地国課税の限度税率等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この条約が適用される租税は、日本国については所得税、法人税、復興特別所得税、地方法人税及び住民税とし、エクアドルについては所得税とすること。
- 二 一方の締約国の企業の事業利得に対しては、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得にのみ当該他方の締約国において課税できること。
- 三 一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、配当額の5%を超えない額を課税できること。
- 四 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、利子額の10%を超えない額を課税できること。ただし、当該利子の受益者が他方の締約国の政府等である場合には、当該他方の締約国においてのみ課税できること。
- 五 一方の締約国内で生じ、他方の締約国の居住者に支払われる著作権、特許権等の使用料に対しては、当該他方の締約国において課税できるが、当該一方の締約国においても、使用料額の10%を超えない額を課税できること。
- 六 この条約の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができること。
- 七 両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報の交換を行うこと及び租税債権の徴収について相互に支援を行うこと。
- 八 この条約の特典の濫用防止のため、取引等の主要な目的がこの条約の特典を受けることである場合には当該特典は与えられないこと。

なお、条約の不可分の一部を成す議定書は、事業の場所は一定の要件を満たす場合に限り恒久的施設を構成すること等を規定している。

【財務金融委員会】

○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）要旨

本案は、消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、国税に関し、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 消費税率の引上げに伴う対応等の観点から、住宅ローン控除制度の拡充、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の見直し並びに揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更を行うこと。
- 二 デフレ脱却と経済再生を確実なものとするため、研究開発税制の見直し及び個人事業者の事業承継税制の創設を行うこと。
- 三 国際的な租税回避についてより効果的に対応するため、国際課税制度の見直しを行うこと。
- 四 土地の売買等に係る登録免許税の特例等について、その適用期限の延長や整理合理化等を行うこと。
- 五 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成31年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 高水準で推移する申告件数及び滞納税額、経済取引の国際化・広域化・高度情報化による調査・徴収事務等の複雑・困難化、新たな経済活動の拡大に加え、税制改正、社会保障・税一体改革への対応などによる事務量の増大に鑑み、適正かつ公平な課税及び徴収の実現を図り、国の財政基盤である税の歳入を確保するため、国税職員の定員確保、職務の困難性・特殊性を適正に評価した給与水準の確保など処遇の改善、機構の充実及び職場環境の整備に特段の努力を払うこと。

特に、社会的関心の高い国際的な租税回避行為、富裕層への対応を強化し、更には納税者全体への税務コンプライアンス向上を図るため、定員の拡充及び職員の育成等、従来にも増した税務執行体制の強化に努めること。

○関税率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号） 要旨

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 平成31年3月末に適用期限が到来する暫定税率等について、その適用期限を延長するとともに、乳幼児用調製液状乳の製造に使用されるホエイについて、関税割当制度の対象に追加する等の見直しを行うこと。
- 二 個別品目の基本税率を無税とする等の見直しを行うこと。
- 三 この法律は、平成31年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 関税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外経済関係の強化及び国民生活の安定・向上に寄与するよう努めること。
- 一 最近におけるグローバル化の進展やTPP11、日EU・EPAの発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において国民の安心・安全等を確保するため、高度な専門性を要する職務に従事する税関職員の定員の確保、処遇改善、機構の充実及び職場環境の整備等に特段の努力を払うこと。特にG20大阪サミット等の重要な国際的行事を迎えることから、水際におけるテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備に努めること。

○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）要旨

本案は、国際復興開発銀行に対する加盟国の出資総額が増額されることとなることに伴い、我が国の国際復興開発銀行への出資額を増額するための措置等を講ずるもので、その内容は次のとおりである。

- 一 政府は、国際復興開発銀行に対し、従来の出資の額のほか、国際復興開発銀行協定第2条第2項(a)に規定する合衆国ドルによる34億4,410万ドルの範囲内において追加出資することができること。
- 二 政府は、国際復興開発銀行に対して出資する合衆国ドルの一部を、国債で出資することができること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）要旨

本案は、預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、所要の改正を行うもので、その内容は次のとおりである。

- 一 金融機能早期健全化業務の終了の日前において、内閣総理大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を国庫に納付することができることとする。
- 二 金融再生業務の終了の日又は金融機能早期健全化業務の終了の日において、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定に繰入れをすることができることとする。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）要旨

本案は、近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 暗号資産交換業に係る制度整備
 - 1 「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更するほか、暗号資産交換業の定義に、暗号資産の交換等に関しない暗号資産の管理を業として行うことを追加すること。
 - 2 暗号資産交換業者が、広告及び勧誘に際し、虚偽の表示をすることを禁止するほか、暗号資産交換業の広告等に関する規定を整備すること。
 - 3 暗号資産交換業者は、利用者の金銭を信託し、利用者の暗号資産を原則、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理するとともに、それ以外の方法で管理する利用者の暗号資産と同種同量の暗号資産を自己の財産として保有の上、利用者の保護に欠けるおそれが少ない方法で分別管理しなければならないこと。
- 二 暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備
 - 1 金融商品の定義に、暗号資産を追加し、暗号資産を用いたデリバティブ取引を規制の対象とすること。
 - 2 収益分配を受ける権利等のうち、電子情報処理組織を用いて移転することができる一定の財産的価値に表示されるものを、第1項有価証券とし、

- 企業内容等の開示制度の対象とするとともに、電子記録移転権利の売買等を業として行うことを第一種金融商品取引業に係る規制の対象とすること。
- 三 暗号資産の取引及び暗号資産を用いたデリバティブ取引等に関する不公正な行為を禁止すること。
- 四 銀行、保険会社等の付随業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等であって、本業の高度化又は利用者の利便の向上に資するものを追加すること。
- 五 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連する I T 企業等を追加すること。
- 六 金融機関等が行う店頭デリバティブ取引等における証拠金の清算に関し、国際的な取引慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とするための規定を整備すること。
- 七 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 近年における暗号資産及び I C O (イニシャル・コイン・オファリング) 取引の実態等を踏まえ、利用者保護等の観点から、実効性のある検査及び監督体制を整備すること。
- その際、優秀な人材の確保と職員の専門性の向上を図るとともに、必要な定員の確保及び機構の整備に努めること。
- 二 暗号資産、電子記録移転権利及びそれらを支えるブロックチェーン技術は、デジタル化・ネットワーク化が進展する新しい時代の中において特に先進的かつ革新的な技術とその適用であることを踏まえ、本法により整備される各種規定の運用に際しては、民間部門が過度に萎縮することがないように法解釈の周知徹底に努めるとともに、基礎となるブロックチェーン技術の開発及び提供によるイノベーションにも十分留意すること。
- 三 暗号資産、電子記録移転権利についての政府令等を定めるに当たっては、規制対象事業の実態を考慮し、整合的かつ合理的に実施可能な制度を全体として構築するよう努めること。
- 四 暗号資産、電子記録移転権利については、特定の地方公共団体域内や企業内、専ら事業者間において利用されるものなど多様な利用場面が想定されるほか、暗号資産交換業者の業態や I C O についても、広く一般人を対象とす

るものから適格機関投資家等一定の知識経験を有する者のみを対象とするものなど、多様なものが想定される。本法の運用に当たっては、こうした多様性に配慮して、暗号資産の利用目的や利用対象者の関係で過度な規制とならないよう注視し、必要に応じ適切に対応すること。

五 技術革新による金融サービスの急速な変化に対応し、適切な金融規制体系を構築する観点から、必要に応じて行政当局による監督権限の行使を可能とする法令に基づく規制と、環境変化に応じて柔軟かつ機動的な対応を行い得る自主規制団体が策定する自主規制の連携を十分に図るよう努めること。

六 暗号資産、電子記録移転権利については、クロスボーダー取引が盛んに行われている実態に鑑み、G20各国の規制動向を十分に把握するとともに各国と連携し、国際的に調和のとれた規制体系となるよう適時に見直しを行うこと。

七 ICOの会計処理等は、発行されるトークンの性質に応じて異なるものと考えられるため、国際的な議論を勘案しつつ、会計処理等の考え方について整理のうえ、ガイドラインの策定等の必要な対策を講ずること。

八 附則第32条の検討を行うに当たっては、法的安定性の確保及び利用者保護の一層の確保のために、暗号資産、電子記録移転権利等の移転その他の権利義務関係といった私法上の取扱いの明確化も含めた検討を行うこと。

九 地方公共団体が暗号資産及び電子記録移転権利を資金調達的手段として適切に利用することができるようにするための方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十 暗号資産及び電子記録移転権利の譲渡、暗号資産を用いたデリバティブ取引等に係る所得に対する所得税等の課税の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十一 金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集及び同条第4項に規定する有価証券の売出しに対する規制の在り方について、電子記録移転権利の取引の実態を踏まえた検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十二 他人のために暗号資産の管理のみを業として行う者に対する規制の在り方について、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策という国際的要請に応えつつ、可能な限り暗号資産交換業の利用者の利便性の向上に資する観点から検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずること。

十三 八から十二までの各項の検討及び措置を行うに際しては、暗号資産及び

電子記録移転権利並びにそれらの基礎となる技術が我が国の産業の高度化に資する可能性があることを踏まえ、法規制がこれらの技術の開発及び応用を過度に制限することがないように配慮すること。

十四 金融機関の顧客情報を第三者に提供する業務については、個人情報の有用性に配慮しつつ、センシティブ情報を含む個人情報の保護が図られるよう万全を期すとともに、十分な検査・監督体制の整備に努めること。

十五 金融機関の顧客情報を第三者に提供する際の当該顧客の同意においては、提供先である第三者の範囲、当該第三者における利用目的及び提供される個人情報の内容について、当該顧客が理解した上で同意に関する判断を行うことができ、かつ、その意思を明確に反映できる方法により行われるようガイドライン等を適切に策定するとともに、検査・監督によりその実効性を確保し、当該顧客の利便が損なわれることがないようにすること。

【文部科学委員会】

○大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第21号）要旨

本案は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 大学等における修学の支援は、三の二の確認を受けた大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とすること。

二 学資支給

1 学資の支給は、独立行政法人日本学生支援機構法（以下「機構法」という。）に規定する学資支給金の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、機構法の定めるところによること。

2 機構法について、所要の規定の整備を行うこと。

三 授業料等減免

1 授業料等減免は、授業料及び入学金の減免とすること。

2 大学等の設置者が授業料等減免を行おうとするときは、当該大学等の教育の実施体制等について、文部科学省令で定める基準に適合する等の文部科学大臣等の確認を求めるものとする。

3 確認を受けた大学等の設置者は、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、当該大学等に在学する学生等を授業料等減免対象者として認定し、授業料等の減免を行うこと。また、授業料等減免対象者の学業成績が著しく不良となった等と認められるときは、当該認定を取り消すことができること。

4 授業料等減免の額は、当該大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めること。

5 大学等に係る授業料等減免に要する費用は、国等が支弁すること。また、国は、都道府県が支弁する私立学校である専修学校専門課程に係る授業料等減免に要する費用の2分の1を負担すること。

6 国は、減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いずれも私立学校であるものに限る）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて

行うことができるものとする。

四 学資支給に要する費用として機構法の規定により政府が補助する費用及び授業料等減免に要する費用のうち、国の支弁又は負担に係るものの財源は、五の施行期日に係る規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保すること。

五 この法律は、一部の規定を除き、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の4月1日までの間において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」における「無償教育の漸進的な導入」の実現に向け、政府は教育費の負担軽減策に取り組むこと。

二 政府は、本支援制度の安定的運用及び更なる高等教育における教育費の負担軽減策を講じることができるよう、安定的な財源の確保に努めること。

三 大学等の確認要件を文部科学省令で定めるに当たっては、大学の自治等への過度な干渉とならないよう、十分配慮すること。

四 各高等学校等において本人の学習意欲や進学目的等を確認するに当たっては、公平性・公正性が確保され、学校によって運用にばらつきが生じないよう、判断基準等についてガイドライン等により各学校へ示すこと。

五 学生等に対する支援の継続を判断するに当たり、相対評価による学業成績の判定においては、必ずしも本人の努力不足による成績不振とは言えない場合があることを踏まえ、低所得世帯の者の修学の支援という本法律案の趣旨を没却することがないよう、斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を適切に講じること。

六 本法附則第3条による施行後4年の見直し時期以前であっても、必要に応じて本法の規定その他学生等への経済的支援制度全般の在り方について検討を行い、必要があると認める場合には、早期に対応を図るよう努めること。
また、見直しに際しては、検討過程において関係者の意見を聴取するとともに、情報公開の充実を図るなど、できる限り学生等のニーズに応えた制度設計が図られるよう努めること。

七 政府及び独立行政法人日本学生支援機構は、本支援制度の実施により、学

生等への経済的支援制度が複雑化することを踏まえ、学生等、保護者及び学校関係者等へ丁寧な説明を行うなど、貸与型奨学金制度を含む支援制度全般の更なる周知徹底に努めること。

- 八 独立行政法人日本学生支援機構が行っている貸与型奨学金について、所得連動返還方式の対象者の拡大、返還期限の猶予、延滞金の賦課率、返還負担軽減のための税制など、返還困難者の救済制度の在り方の検討に努めること。
- 九 教育を受ける機会を保障するという奨学金の制度趣旨に鑑みれば、有利子奨学金が事業費・貸与人数ともに無利子奨学金を上回っている現状を改善し、有利子から無利子への流れを更に加速するための施策の検討を行うこと。
- 十 貸与型奨学金における人的保証については、奨学生及び保証人の負担が大きく、保証能力にも限界があることを踏まえ、保証機関の健全性を前提としつつ保証料の引下げをはじめとした負担軽減策を講じることにより、機関保証制度の利用促進に努めること。
- 十一 独立行政法人日本学生支援機構は、本法の施行に伴い業務量の増加が見込まれる中においても本支援制度が円滑に実施されるよう万全を期すとともに、国は、そのための人員の拡充を行うなど、同機構の体制強化に努めること。

○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）要旨

本案は、大学等の管理運営の改善等を図るため、大学等の教育研究等の状況の評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととするとともに、国立大学法人が設置する国立大学の学校教育法上の学長の職務を行う大学総括理事の新設、学校法人の役員の職務及び責任に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 学校教育法の一部改正

- 1 大学等の教育研究等の状況の評価する認証評価において当該教育研究等の状況が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うこととすること。
- 2 文部科学大臣は、大学が教育研究等の状況について大学評価基準に適合している旨の認定を受けられなかったときは、当該大学に対し、報告又は資料の提出を求めるものとする。

二 国立大学法人法の一部改正

- 1 国立大学法人が2以上の国立大学を設置する場合その他その管理運営体

制の強化を図る特別の事情がある場合には、学長選考会議の定めるところにより、当該国立大学法人が設置する国立大学に学校教育法上の学長の職務を行う「大学総括理事」を置くことができることとすること。

- 2 理事の員数が4人以上である国立大学法人において、学長が理事を任命するに当たっては、学外者が2人以上含まれるようにしなければならないこととすること。
- 3 国立大学法人岐阜大学を国立大学法人名古屋大学に統合し、岐阜大学及び名古屋大学を設置する国立大学法人東海国立大学機構とすること。

三 私立学校法の一部改正

- 1 役員の職務及び責任並びに理事会及び評議員会の議事等に係る規定を整備すること。
- 2 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、認証評価の結果を踏まえ、事業に関する中期的な計画を作成しなければならないものとする。
- 3 財産目録等の備置き及び閲覧並びに文部科学大臣が所轄庁である学校法人の財産目録等の公表等に係る規定を整備すること。

四 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法の一部改正

- 1 国立大学法人等の運営基盤の強化を図るための情報収集・分析等を業務として追加すること。
- 2 国立大学法人評価委員会から、認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行うよう要請があったときは、認証評価の結果を踏まえて評価を行うこととすること。

五 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 大学が自ら改革を実践し、その役割と使命を果たすことができるよう、大学に関する制度的枠組みや国による支援の在り方について継続的に検討するとともに、我が国の大学の国際的な競争力・研究力を下支えする基盤的経費の確保に向けた今後の財政的支援の在り方について検討を行うこと。
- 二 大学に対し学生や社会が適切な評価を行うことができるよう、大学における教育研究の内容やその成果、経営状況等に関する情報公開を一層促進するとともに、学校法人による不祥事や不正等について速やかに公表するための仕組みについて検討を行うこと。

- 三 認証評価における、大学評価基準への適合が認定されなかった大学に対する文部科学大臣からの資料提出要求については、当該大学の学問の自由、大学の自治への干渉とならないよう十分に留意すること。
- 四 認証評価など類似の複数の評価制度が大学等の負担となっている現状について、「評価疲れ」を指摘する意見があることを踏まえ、大学評価の仕組みをより効率的なものとするため、評価に係る事務の簡素化や類似制度の整理統合について速やかに検討すること。
- 五 国立大学における一法人複数大学制度の導入に当たっては、個々の国立大学における教育研究の多様性が損なわれることのないよう留意するとともに、法人全体の責任者である理事長による経営方針と各国立大学における教育研究への取組が相反することなく円滑な運営が図られるよう必要な措置を講ずること。
- 六 学校法人が、その設置する私立学校の教育の質の向上を図るに当たっては、学校の経営状況や教学上の方針について教職員と十分に情報を共有するなど、経営と教学の連携に努めるとともに、とりわけ文部科学省所轄学校法人においては、憲法で保障されている学問の自由及び大学の自治の理念を踏まえ、私立大学の公共性を担保する観点から、その設置する大学の教育・研究や運営に過度な干渉をすることがないように、特段の留意を払うこと。
- 七 学校法人における監査の実効性や客観性を高めるため、理事長又は理事と親族関係にある者の監事への就任を禁止するなど、監事として適切な人材の在り方について検討を行い、必要な措置を講ずること。
- 八 学校法人における監事については、理事長・理事に対する第三者性・中立性を確保し、監事の牽制機能が十分に発揮されるよう、その選任の透明性・公平性を担保する必要な措置を講ずること。
- 九 学校法人における自律的なガバナンスの改善に資する仕組みを構築するため、理事長の解職に関する規定の追加を検討するなど、社会の変化を踏まえた学校法人制度の在り方について不断の見直しに努めること。また、学校法人の不祥事が繰り返されることのないよう、より実効性のある措置について速やかに検討すること。

○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）要旨

本案は、法曹養成過程の中核である法科大学院における教育の充実を図り、

高度な専門的能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院と法学部等の連携促進等による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、法曹養成制度の信頼性・安定性の確保のための措置等を講ずるとともに、これらを踏まえた司法試験制度の見直しを行うものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律の一部改正

- 1 大学は、法科大学院において、法曹となろうとする者に共通して必要とされる学識及びその応用能力等を涵養するための教育を段階的かつ体系的に実施すること。
- 2 法科大学院を設置する大学が、当該法科大学院における教育との円滑な接続を図るための課程（連携法曹基礎課程）を置こうとする大学と、当該課程における教育の実施等に関する「法曹養成連携協定」を締結し、文部科学大臣が認定する制度を創設すること。
- 3 法科大学院を設置する大学は、当該法科大学院の入学者選抜の実施方法等について、職業経験を有する者、法学未修者及び早期卒業・飛び入学により入学しようとする者に対する適切な配慮を行うこと。
- 4 法務大臣及び文部科学大臣は、法科大学院の学生の収容定員の総数その他の法曹の養成に関する事項について、相互に協議を求め、又は大学その他の法曹の養成に係る機関の意見を聴くことができること。

二 学校教育法の一部改正

大学院への飛び入学の資格について、当該大学院を置く大学が定める単位を優秀な成績で修得したと認められる者に加えて、当該者と同等以上の能力・資質を有すると認められる者を追加すること。

三 司法試験法及び裁判所法の一部改正

- 1 司法試験の受験資格を有する者として、法科大学院の課程に在学する者であって、所定の単位を修得しており、かつ、1年以内に当該法科大学院の課程を修了する見込みがあると当該法科大学院を設置する大学の学長が認定したものを追加するとともに、受験可能期間の起算点の特則を規定すること。
- 2 1の受験資格に基づいて司法試験を受けた者については、司法試験の合格に加え、法科大学院の課程の修了を、司法修習生の採用に必要な要件とすること。
- 3 司法試験予備試験の論文式筆記試験について、一般教養科目を廃止する

とともに、専門的な法律分野に関する科目として法務省令で定める科目のうち受験者のあらかじめ選択する1科目を追加すること。

四 この法律は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 本法による法科大学院教育の充実や法学部等との連携等の措置を通じた法曹養成機能の向上、法曹志願者の増加等に係る効果について、適切な時期に十分な分析及び検証を行うこと。

二 一の分析及び検証の結果を踏まえ、必要に応じて、法科大学院、司法試験予備試験、司法試験及び司法修習の在り方を含めたより包括的な議論を行うよう努めること。

三 本法による法科大学院在学中の司法試験受験資格の付与に伴い、法科大学院に司法試験合格者、不合格者及び未受験者が混在する状況が生じることを踏まえ、それぞれの者が適切な学修を継続できるよう、各法科大学院に対してカリキュラム編成上の工夫を求める等の適切な指導に努めること。

四 本法による「連携法曹基礎課程」の創設により、学部段階の学修量及び内容を維持したまま、学修期間の短縮が図られることを踏まえ、各大学の学部段階における法学教育の質の確保・向上に向けた更なる努力がなされるとともに、法科大学院の学修に適切に連携できるよう、十分な支援の実施に努めること。

○学校教育の情報化の推進に関する法律案（遠藤利明君外6名提出、第197回国会衆法第13号）要旨

本案は、全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

学校教育の情報化の推進は、情報通信技術の特性を生かして、個々の児童生徒の能力、特性等に応じた教育、双方向性のある教育等が行われることに

より、情報及び情報手段を主体的に選択し、及びこれを活用する能力の体系的な育成その他の知識及び技能の習得等が効果的に図られるよう行われなければならないこと等とすること。

二 国及び地方公共団体並びに学校の設置者の責務

1 国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり、学校教育の情報化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における学校教育の情報化の推進のために必要な措置を講ずる責務を有すること。

三 政府は、学校教育の情報化の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

四 学校教育情報化推進計画等

1 文部科学大臣は、学校教育の情報化の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、学校教育情報化推進計画を定めなければならないこと。

2 地方公共団体は、学校教育情報化推進計画を基本として、その地方公共団体における学校教育の情報化の推進に関する施策についての計画を定めるよう努めなければならないこと。

五 国は、学校教育の情報化の推進に関する施策として、デジタル教材等の開発及び普及の促進、教科書に係る制度の見直し、障害のある児童生徒の教育環境の整備その他の必要な施策を講ずること。

六 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、学校教育の情報化の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、学校教育情報化推進会議を設けるものとし、関係行政機関は、同会議の調整を行うに際しては、学校教育情報化推進専門家会議を設け、有識者の意見を聴くこと。

七 この法律は、公布の日から施行すること。

○日本語教育の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第10号）要旨

本案は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するため、日本語教育の推進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにす

るとともに、基本方針の策定その他日本語教育の推進に関する施策の基本となる事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 日本語教育の推進は、日本語教育を受けることを希望する外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた日本語教育を受ける機会が最大限に確保されるよう行われなければならないこと等を基本理念とすること。

二 国及び地方公共団体並びに事業主の責務

1 国は、日本語教育の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

2 地方公共団体は、日本語教育の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

3 外国人等を雇用する事業主は、国又は地方公共団体が実施する日本語教育の推進に関する施策に協力するとともに、その雇用する外国人等及びその家族に対する日本語学習の機会の提供等に努めること。

三 政府は、日本語教育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

四 政府は、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針を定めなければならないこと。

五 地方公共団体は、基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めること。

六 国は、基本的施策として、国内における日本語教育の機会の拡充、海外における日本語教育の機会の拡充、日本語教育の水準の維持向上、日本語教育に関する調査研究等必要な施策を講ずること。

七 政府は、文部科学省、外務省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、日本語教育の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、日本語教育推進会議を設けること。

八 施行期日等

1 この法律は、公布の日から施行すること。

2 国は、日本語教育機関に関する制度の整備について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

○視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案（参議院提出、参法第32号）要旨

本案は、障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

視覚障害者等の読書環境の整備の推進は、情報通信その他の分野における先端的な技術等を活用して視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、視覚障害者等が利用しやすい書籍が提供されること等を旨として行われなければならないこと。

二 国及び地方公共団体の責務等

- 1 国及び地方公共団体は、一の基本理念にのっとり、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有すること。
- 2 政府は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

三 基本計画等

- 1 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないこと。
- 2 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこと。

四 基本的施策

国及び地方公共団体は、視覚障害者等による図書館の利用に係る体制の整備等、インターネットを利用したサービスの提供体制の強化、著作権法（昭和45年法律第48号）第37条の規定により製作される視覚障害者等が利用しやすい書籍及び電子書籍等の製作の支援、視覚障害者等が利用しやすい電子書籍等の販売等の促進等その他の必要な施策を講ずること。

五 協議の場等

国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策の効果的な推進を図るため、関係行政機関の職員その他の関係者による協議の場を設けることその他関係者の連携協力に関し必要な措置を講ずること。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

【厚生労働委員会】

○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）要旨

本案は、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 電子資格確認の方法により、被保険者等であることを確認する仕組みを設けること。また、被保険者番号を個人単位化するとともに、健康保険事業等の遂行のために必要がある場合を除き、被保険者番号の告知を求めることを禁止すること。
- 二 電子資格確認の実施に必要な費用等を保険医療機関等に補助するための医療情報化支援基金を創設すること。
- 三 医療及び介護給付の費用の状況等に関する情報について、それらの情報の連結しての提供等を可能とするとともに、公益性を有する業務を行う地方公共団体、研究機関等への提供等に関する規定を整備すること。
- 四 高齢者保健事業について、後期高齢者医療広域連合が市町村に対し、その実施を委託することができることとし、委託を受けた市町村が国民健康保険保健事業及び介護保険の地域支援事業と一体的に実施する枠組みを設けること。
- 五 健康保険の被扶養者等の要件について、一定の例外を設けつつ、日本国内に住所を有することを加えること。
- 六 社会保険診療報酬支払基金について、従たる事務所の廃止、診療報酬請求書情報の分析等の業務の追加等の措置を講ずること。
- 七 保険料の賦課決定をした後に、被保険者の責めに帰することのできない事由によって国民健康保険と健康保険等との間における適用関係の調整を要することが判明した場合における保険料の二重払いを解消するための規定を整備すること。
- 八 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 今回の医療保険制度の運営に関する改正に続き、2025年には団塊の世代が後期高齢者に移行することなどから、少子高齢社会の進展を見据えた取組を早期に開始し、医療保険制度の健全な運営に努めること。

- 二 個人番号カードによるオンライン資格確認が導入されることを踏まえ、個人番号カードの更なる普及拡大に向けて、セキュリティ対策の充実など、効果的な施策を検討するとともに、関係府省が連携して取り組むこと。
- 三 介護分野において、医療分野と比べて進んでいないデータ集積・分析の一層の推進を図ることにより、科学的根拠に裏付けられた介護サービスの提供に係る方法論を確立するとともに、その普及を図ること。
- 四 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施において、市町村が配置する保健師等の医療専門職については、適切な人数及び処遇が確保されるよう、必要な支援を行うこと。
- 五 我が国の医療保険制度は内外無差別の原則を採っているとともに、外国人による医療保険の不適正利用の実態が十分に把握されていないことを踏まえ、健康保険の被扶養者等の国内居住要件の例外要件の設定等に当たっては、国籍による差別的な取扱いとならないようにすること。
- 六 被扶養者の国内居住要件の例外規定については、保険者が円滑に認定事務を行えるよう、具体的かつ明確に定めること。また、保険者が被扶養認定を行うに当たり、被扶養者の身分関係、生計維持要件を適切に確認するよう指導すること。
- 七 治療目的で来日する外国人が在留資格を留学等と偽って高額な保険給付を受けることのないよう、高額療養費等の申請があった際には、必要な調査等を徹底すること。
- 八 外国人のなりすまし受診対策を実施するに当たっては、被保険者証とともに在留カード等の本人確認書類が提示されないことのみをもって保険給付を否定する取扱いとはしない旨を医療機関に周知徹底すること。
- 九 年収がほぼ同じ夫婦の子について、保険者間でいずれの被扶養者とするかを調整する間、その子が無保険状態となって償還払いを強いられることのないよう、被扶養認定の具体的かつ明確な基準を策定すること。
- 十 社会保険診療報酬支払基金の組織見直しに当たっては、審査結果の不合理的な差異の解消に向けて、適切に指導すること。また、社会保険診療報酬支払基金がレセプト事務点検作業の集約化を進めるに当たっては、職員の家庭の実情等に十分配慮すること。
- 十一 社会保険診療報酬支払基金の審査委員会及び審査事務局については、地域医療の特性を踏まえ、引き続き47都道府県に設置されるよう、必要な措置を講ずること。

十二 近年の後期高齢者支援金や介護納付金の総報酬割の導入等に伴い、健康保険組合等の財政負担が増加していることを踏まえ、財政状況が厳しい健康保険組合等に対する必要な支援を検討すること。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）要旨

本案は、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍に関する事業主の取組及びハラスメントの予防、解決に向けた事業主等の取組の推進に関する措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 一般事業主（国及び地方公共団体以外の事業主）のうち、女性の職業生活における活躍の推進に関する行動計画の策定及び女性の職業選択に資する情報の公表が義務付けられる事業主の範囲について、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものから100人を超えるものに拡大すること。また、情報の公表について、項目を充実するとともに、情報の公表に関する勧告に従わなかった場合の企業名公表を可能とすること。
- 二 女性活躍の推進に関する取組が特に優良な事業主に対する現行の優良事業主認定よりも水準の高い特例認定制度を創設すること。
- 三 国の施策として、職場における労働者の就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な施策を充実することを明記すること。
- 四 事業主に対して、パワーハラスメントを防止するため、相談体制の整備等の雇用管理上必要な措置を講ずることを義務付けるとともに、パワーハラスメントに関する労働者と事業主の間の紛争について、都道府県労働局長による紛争解決の援助、紛争調整委員会による調停の対象とすること。
- 五 セクシュアルハラスメント、妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント及びパワーハラスメントに起因する問題に関する国、事業主及び労働者の責務の明確化、労働者が事業主にセクシュアルハラスメント等の相談を行ったこと等を理由とする不利益取扱いの禁止等を行うこと。
- 六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 一般事業主行動計画の策定等や情報公表の義務が拡大される常用雇用者101人以上300人以下の中小事業主に対し、十分に配慮するとともに、行動計画の策定支援、セミナー・コンサルティングの実施等、支援策を講ずること。
- 二 雇用の分野における男女平等の実現に向けて、全ての企業を対象とした事業主行動計画の策定を恒常的な制度とするよう検討すること。

また、計画の策定に当たっては、労働者の過半数で組織する労働組合又は労働者の過半数を代表する者の意見を聴くよう周知徹底すること。
- 三 事業主の情報公表項目について、男女間格差の結果指標である「男女の賃金の差異」及び「セクシュアルハラスメント等対策の整備状況」を加えることについて、労働政策審議会で検討すること。
- 四 特例認定制度の認定基準については、管理職に占める女性労働者の割合の全産業での統一化等、真に女性が活躍している職場が認定されるように検討すること。
- 五 2020年までに指導的地位に占める女性割合30%の目標の達成に向けて、女性活躍推進の取組が進むよう、事業主に対する支援を強化するとともに、女性活躍推進法及び厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース」を国民に幅広く周知すること。
- 六 ハラスメントの根絶に向けて、損害賠償請求の根拠となり得るハラスメント行為そのものを禁止する規定の法制化の必要性も含め検討すること。
- 七 パワーハラスメント防止対策に係る指針の策定に当たり、包括的に行為類型を明記する等、職場におけるあらゆるハラスメントに対応できるよう検討するとともに、以下の事項を明記すること。
 - 1 自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。
 - 2 職場におけるあらゆる差別をなくすため、性的指向・性自認に関するハラスメント及び性的指向・性自認の望まぬ暴露であるいわゆるアウティングも対象になり得ること、そのためアウティングを念頭においたプライバシー保護を講ずること。
- 八 事業主に対し、パワーハラスメント予防等のための措置を義務付けるに当たっては、職場のパワーハラスメントの具体的な定義等を示す指針を策定し、周知徹底に努めること。
- 九 パワーハラスメントの防止措置の周知に当たっては、同僚や部下からのハ

ラスメント行為も対象であることについて理解促進を図ること。

- 十 セクシュアルハラスメントについて、他社の事業主から事実確認等の協力を求められた場合に、事業主が確実かつ誠実に対応するよう、必要な措置を検討すること。
- 十一 フリーランス、就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント等の被害を防止するため、男女雇用機会均等法に基づく指針等で必要な対策を講ずること。
- 十二 セクシュアルハラスメント等の防止措置の実施状況、被害者の救済状況、ハラスメントが起りやすい業種、業態、職務等について実態調査を行い、その結果に基づいて、効果的な防止対策を速やかに検討すること。その際、ハラスメントの被害を訴えたことで周囲から誹謗中傷されるいわゆる二次被害に対しても必要な対策を検討すること。
- 十三 男女雇用機会均等法の適用除外となる公務員等を含めたハラスメント被害の救済状況を調査し、実効性ある救済手段の在り方について検討すること。
- 十四 紛争調整委員会の求めに応じて出頭し、意見聴取に応じた者に対し、事業主が不利益取扱いを行ってはならないことを明確化するため、必要な措置を検討すること。
- 十五 セクシュアルハラスメント防止や新たなパワーハラスメント防止についての事業主の措置義務が十分に履行されるよう、指導を徹底すること。その際、都道府県労働局の雇用環境・均等部局による監視指導の強化、相談対応、周知活動等の充実に向けた体制整備を図ること。
- 十六 国内外におけるあらゆるハラスメントの根絶に向けて、第108回ILO総会において仕事の世界における暴力とハラスメントに関する条約が採択されるよう支持するとともに、条約成立後は批准に向けて検討を行うこと。
- 十七 セクシュアルハラスメント等の防止対策の一層の充実強化を求める意見が多くあることから、更なる制度改正に向けて、本法附則のいわゆる検討規定における施行後5年を待たずに施行状況を把握し、必要に応じて検討を開始すること。

○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）要旨

本案は、障害者の雇用を一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 国及び地方公共団体の責務に、自ら率先して障害者の雇用に努めなければならないことを規定すること。
- 二 国及び地方公共団体に対し、障害者活躍推進計画の作成及び公表、厚生労働大臣に通報した対象障害者の任免に関する状況の公表、障害者雇用推進者及び障害者職業生活相談員の選任、障害者である職員を免職する場合における公共職業安定所長への届出等を義務付けること。
- 三 短時間労働者のうち1週間の所定労働時間が一定の範囲内にある障害者を雇用する事業主に対し、障害者雇用納付金を財源とする特例給付金を支給する仕組みを創設すること。
- 四 障害者の雇用の促進等に関する取組の実施状況が優良であること等の基準に適合する中小事業主の認定制度を創設すること。
- 五 厚生労働大臣又は公共職業安定所長は、国又は地方公共団体に対し、障害者の雇用の状況その他の事項についての報告を求めることができることとする。
- 六 国及び地方公共団体並びに民間の事業主に対し、対象障害者の確認に関する書類の保存を義務付けること。
- 七 対象障害者の確認方法について規定するとともに、厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、国及び地方公共団体に対し、対象障害者の確認の適正な実施に関し、勧告をすることができることとする。
- 八 この法律は、一部の規定を除き、平成32年4月1日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国及び地方公共団体における障害者活躍推進計画の作成に当たっては、障害者団体の参画を得て指針を策定するとともに、現に就労している障害者、地域の関係者等からの意見を踏まえつつ、その内容について、「障害者差別禁止指針」及び「合理的配慮指針」を基準として、国及び地方公共団体における採用方法、採用後の労働環境等の実態の把握及び公表並びに実態を踏まえた改善策を当該計画に盛り込むこと。また、当該計画の実施に当たり、地方公共団体間で格差が生じないように、各地方公共団体の財政状況や地域事情に応じて、計画実現のための必要な支援を検討すること。
- 二 国及び地方公共団体による障害者の大量採用の影響を受けて法定雇用率未達成となった民間企業については、その実態把握に努め必要な支援策を検討

すること。

- 三 対象者の範囲を含む障害者雇用率制度の在り方及び助成金の支給を含む障害者雇用納付金制度の在り方について、障害者団体が参画する検討の場を設けること。その際、障害者雇用率制度の対象者の範囲については、障害者基本法及び障害者雇用促進法の障害者の定義を踏まえ、障害者手帳所持者以外も含めることを検討すること。
- 四 障害者雇用率制度において長期の雇用に対するインセンティブを付与することを検討する等、障害者の平均勤続年数の増加に向けた施策に取り組むこと。
- 五 除外率制度の廃止に向けて、労働政策審議会において遅滞なく検討すること。
- 六 在宅就業障害者支援制度について、民間企業を含む関係団体の意見を踏まえつつ、その充実に向けて取り組むこと。また、福祉的就労の場への仕事の発注に関して、民間企業等からの発注促進策について検討すること。
- 七 国、地方公共団体及び民間企業における障害者に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供の実施状況について、その実態を幅広く把握し、個人情報の保護に留意しつつ公表すること。また、実態把握に当たっては、事業主だけでなく雇用されている障害者及び障害者団体からの意見や情報を十分に反映すること。
- 八 障害者が働くための人的支援など合理的配慮を含む環境整備に関する支援策の充実強化に向けて検討すること。また、職場介助者や手話通訳者の派遣等の人的支援に関し、現行制度上の年限の撤廃及び制度利用の促進について検討すること。
- 九 男女別の障害者の雇用状況等の実態把握を行い、障害のある女性の複合的困難に配慮したきめ細かい支援を講ずること。
- 十 労使、障害者団体等が参画して、雇用施策と福祉施策の一体的展開の推進を審議できる体制を速やかに整備し、制度の谷間で働く機会を得られない、又は必要な支援等がないために継続して働くことができない等の障害者の置かれた現状を解消するため、通勤に係る障害者への継続的な支援や、職場等における支援の在り方等の検討を開始すること。

○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）要旨

本案は、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童の権利擁護、児童相談所の体制強化及び設置促進並びに関係機関間の連携強化等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 親権者は、児童のしつけに際して、体罰を加えてはならないこととするとともに、児童相談所長等は、児童に対し、体罰を加えることはできないこととすること。
- 二 都道府県の業務として、児童の安全を確保することを明文化すること。
- 三 都道府県は、児童の一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分ける等の措置を講じなければならないこと。
- 四 児童相談所において常時弁護士による助言又は指導の下で法律関連業務を行うための体制整備、児童相談所への医師及び保健師の配置、児童福祉司の任用要件の見直し等による児童相談所職員の資質の向上を図るとともに、都道府県知事は、児童相談所が行う業務の質の評価を行うこと等により、その業務の質の向上に努めなければならないこととすること。
- 五 児童相談所の管轄区域は、人口その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- 六 学校、教育委員会、児童福祉施設等の職員は、正当な理由なく、その職務上知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならないこととすること。
- 七 ドメスティック・バイオレンス対策との連携強化を図るため、児童相談所と配偶者暴力相談支援センターについて、相互に連携協力に努めるべき機関として法律上明確化すること。
- 八 政府は、この法律の施行後2年を目途として、民法に定める懲戒権の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 九 政府は、この法律の施行後5年間を目途として、中核市及び特別区が児童相談所を設置できるよう、設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 十 この法律は、一部を除き、平成32年4月1日から施行すること。

（修正要旨）

- 一 児童福祉司の数の基準に関する政令は、各児童相談所の管轄区域内の人口、

児童虐待に係る相談に応じた件数、里親への委託の状況及び市町村における児童福祉法による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して定めるものとする。

- 二 関係機関等は、要保護児童対策地域協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあった場合には、これに応ずるよう努めなければならないものとする。
- 三 児童相談所長は、児童虐待を受けた児童が住所等を管轄区域外に移転する場合においては、当該児童及び児童虐待を行った保護者について、移転の前後における支援が切れ目なく行われるよう、移転先の児童相談所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとするとともに、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、要保護児童対策地域協議会が速やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。
- 四 児童相談所長等は、児童虐待を行った保護者について、児童虐待の再発を防止するため、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする。
- 五 児童相談所の体制強化に対する国の支援の在り方についての検討規定、児童の意見の尊重等の在り方についての検討規定等を追加すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 体罰によらない子育てを推進するに当たり、子どもの権利条約を参考に具体的な例示を示したガイドライン等を早期に作成するとともに、体罰が子どもに与える影響について広く国民が理解できるよう啓発活動に努めること。その際、子どもに手を上げてしまった保護者を追い込むのではなく、可能な限り早期に適切な子育ての方法や相談窓口についても周知し、支援すること。また、法施行後2年を目途として検討される民法の懲戒権の在り方については、児童の権利の擁護に関する国際的動向を踏まえ、規定の削除を含め、早急に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。また、学校健診、保育園健診の充実を検討すること。

三 若い世代をはじめ、子育てに悩みを抱える者等が相談・支援につながりやすい仕組みづくりを進めるため、SNS等を活用した相談窓口の開設を進めること。

四 医師、歯科医師その他の医療従事者から児童虐待に関する通告又は児童相談所の対応に対して意見等があった場合には、その医学的知見に基づく意見等が十分勘案されるようにすること。

また、地域の医師会等と協力して研修等を実施するなど、医師等の児童虐待対応の向上に努めること。

児童虐待の発見のため必要な知識・技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成に努めること。

五 子ども自身が教職員等に適切に相談することができるよう、学校教育の場において児童虐待に対する正しい知識を提供できる取組を推進すること。

また、学校、教育委員会の教職員等に対し、子どもの権利条約の周知も含めて必要な研修を実施するなど、教育現場における児童虐待対応の向上に努めること。

六 児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づく児童福祉司等の増員を確実に進めるとともに、その資質の向上が図られるよう、中長期的な研修の実施を含め、人材確保のため必要な措置を講ずること。

また、児童福祉司1人当たりの相談対応件数が平均で40件を超えないよう、更なる増員に向けた人材・財源確保に努めるとともに、非常勤職員の常勤化を含め、児童虐待に係る相談に応ずるための職員の処遇改善に努めること。

七 児童福祉司をはじめとした児童福祉を担う人材の専門性の向上に当たっては、地方自治体の職員が十分な経験を積み上げることが必要不可欠であることから、当該職員の人事異動等に際し、地方自治体に対し配慮を求めるなど、必要な措置を講ずること。

また、児童相談所における介入機能と支援機能の分化に当たっては、一体的な対応が必要なケースもあることを踏まえつつ、各児童相談所の実情等に応じた柔軟な取組が行えるようにすること。

八 市町村における相談支援体制を強化するため、全市町村における子ども家庭総合支援拠点の設置・運営のため必要な支援の拡充を図ること。

九 一時保護を必要とする子どもが適切な環境の下で保護されるよう、一時保護の受け皿の整備を早急に進めること。

また、一時保護中においても、従前の学校に通学できるようにするなど、

子どもの生活環境に配慮した一時保護所の環境改善に努めること。

十 要保護児童対策地域協議会の実効性を向上させ、関係機関が有機的に連携しながら活動できるよう、調整担当者の研修内容の充実や入ることが望ましい構成機関、効果的な運営方法に関するガイドラインの作成などにより必要な支援を講ずること。

十一 中核市及び特別区における児童相談所の設置を目指し、設置に係る必要かつ十分な支援を講ずること。併せて中核市及び特別区の理解が得られるよう努めること。

また、不交付団体に対する支援について検討すること。

十二 児童虐待の対応に当たり、家庭が転居する際には、リスクが増加するため十分な注意を払いつつ、地方自治体間の引継ぎを徹底するとともに、児童相談所及び市町村相互間の情報共有を効率的かつ効果的に行うことができるよう、全都道府県において情報共有システムの構築を推進すること。

十三 児童相談所における援助方針会議の会議録には、後で検証ができるように、組織としての判断とその判断の理由を明確に記録するよう支援を行うこと。

十四 警察と児童相談所との連携が円滑にいくよう警察と児童相談所の合同研修の実施や、警察における虐待対応の専門部署の設置等を通じ、交番等における早期発見など、警察及び児童相談所双方の対応力の強化を図ること。

十五 虐待対応とDV対応の連携の実効性を確保するため、婦人相談員の専門性確保や待遇改善など、必要となる体制整備等の措置を講ずること。

十六 虐待の再発を防止するため、加害者である保護者への支援プログラムについて、必要な専門人材の養成などの支援体制を充実させ、プログラムの実施を推進すること。

十七 一時保護等から家庭復帰した後の虐待の再発により、子どもが被害を受けることも少なくないことから、家庭復帰後の一定期間においては児童相談所による家庭訪問の実施等を通じて児童からの意見の聴取や養育状況等を把握するとともに、切れ目なく保護者支援が実施されるよう、必要な措置を講ずること。

十八 児童虐待が再発した状況等に関する調査、分析等を行い、必要な対策を講ずること。

十九 新しい社会的養育ビジョンを踏まえ、里親の開拓、研修及び養成のほか、フォスターリング機関の整備等の支援体制を拡充すること。

二十 心理的困難や苦しみを抱えているなど、里親委託が難しい子どもたちもいることから、心理的治療や相談援助を行う児童心理治療施設の整備が図られるよう、必要な支援を講ずること。

二十一 児童養護施設等の施設内における暴力、性暴力について、実態調査の結果等を踏まえ、子ども間に限らず、問題の発生を防止するための効果的な対策について早急に検討を行い、必要な措置を講ずること。

また、被害にあった子どもが、継続的に心身のケアを受けることができるために必要な措置を早急に講ずること。

二十二 子どもの死因に関する情報の収集、管理、活用等に関する体制整備の在り方について速やかに検討し、虐待の再発防止に資するよう必要な措置を講ずること。

二十三 子どもが意見を述べることを支援するための制度を構築し、子どもの最善の利益を確保するため、いわゆるアドボケイト制度の導入に向けた検討を早急に行うこと。

二十四 児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）について早急に無料化を実現するとともに、運用改善による通告者及び相談者等の利便性の向上に努めること。

○旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第1号）要旨

本案は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 昭和23年制定の旧優生保護法の下、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびすること、今後、これらの方々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、共生社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにすること、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定することを明らかにする前文を設けること。

二 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者の定義を定めるとともに、国は、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対し、320万円の一時金

を支給すること。

- 三 厚生労働大臣は、一時金を受けようとする者の請求に基づき、一時金を受ける権利の認定を行うこと。この請求は、都道府県知事を経由してすることができることとし、請求の期限は施行日から5年とすること。
- 四 都道府県知事及び厚生労働大臣は、一時金を受ける権利の認定に必要な調査を行うものとする。
- 五 厚生労働大臣は、一時金の請求を受けたときは、請求者が旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者であることを確認できる場合を除き、厚生労働省に設置する旧優生保護法一時金認定審査会（以下「審査会」という。）に審査を求め、その審査の結果に基づき、一時金を受ける権利の認定を行うものとする。
- 六 審査会は、請求者及び関係人の陳述、医師の診断の結果、診療録の記載内容その他の請求に係る情報を総合的に勘案して、事案の実情に即した適切な判断を行うものとする。
- 七 国及び地方公共団体は、一時金の支給手続等について十分かつ速やかに周知するための措置を適切に講ずるものとする。また、国及び都道府県は、相談支援その他一時金の請求に関し利便を図るための措置を適切に講ずるものとする。
- 八 国は、旧優生保護法に基づく優生手術等に関する調査その他の措置を講ずるものとする。
- 九 国は、この法律の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

○自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案（参議院提出、参法第27号）要旨

本案は、自殺対策の一層の充実を図るため、自殺対策基本法の趣旨にのっとり、自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、そのための体制の整備について指定調査研究等法人の指定その他必要な事項を定めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等は、生きることの支援を必要とする者が居住地にかかわらず等し

く支援を受けられるようになることを目指し、総合的かつ確実に推進されること、地域の実情を反映した実践的かつ効果的な自殺対策につながるものとなるようにすること等の基本方針に基づき、行われるものとする。

二 基本方針に基づき調査研究及びその成果の活用等を行うための体制整備に関し、国は、三の指定調査研究等法人の指定のほか、指定調査研究等法人の業務が円滑かつ効果的に行われるための環境整備、関係者との連携協力体制の整備、地方公共団体に対する支援等の措置を講ずるものとともに、地方公共団体は、地域の実情に応じ、地域における調査研究及びその成果の活用等を行うための拠点の整備、関係者との連携協力体制の整備等の措置を講ずるものとする。

三 厚生労働大臣は、自殺の実態、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の在り方等についての調査研究及び検証並びにその成果の提供及びその成果の活用促進、調査研究及び検証を行う者への助成、地方公共団体に対する助言その他の援助等の業務を適正かつ確実に行うことができると認められる一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて1個に限り、指定調査研究等法人として指定することができること。

四 指定調査研究等法人について、地方公共団体との連携、役職員等の秘密保持義務、報告及び立入検査等の監督等、国及び地方公共団体による情報提供その他の配慮、国による交付金の交付等の規定を設けること。

五 この法律は、公布の日から起算して3月を経過した日から施行すること。

○死因究明等推進基本法案（参議院提出、参法第28号）要旨

本案は、死因究明及び身元確認（以下「死因究明等」という。）に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定めること等により、死因究明等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 死因究明等の推進は、生命の尊重と個人の尊厳の保持につながるものであること等の死因究明等に関する基本的認識の下に、死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて、行われるものとする等の基本理念を定めること。

二 死因究明等に関する国、地方公共団体及び大学の責務を規定すること。

- 三 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないものとするとともに、毎年、国会に、政府が講じた死因究明等に関する施策について報告しなければならないものとする。
- 四 国及び地方公共団体は、死因究明等に係る人材の育成等、死因究明等に関する教育及び研究の拠点の整備、死因究明等を行う専門的な機関の全国的な整備、警察等における死因究明等の実施体制の充実、死体の検案及び解剖等の実施体制の充実、死因究明のための死体の科学調査の活用、身元確認のための死体の科学調査の充実及び身元確認に係るデータベースの整備、死因究明により得られた情報の活用及び遺族等に対する説明の促進並びに死因究明等により得られた情報の適切な管理について必要な施策を講ずるものとする。
- 五 政府は、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、死因究明等推進計画を定めなければならないものとする。
- 六 厚生労働省に、特別の機関として、死因究明等推進本部を置くこととし、その所掌事務、組織等について規定すること。
- 七 地方公共団体は、その地域の状況に応じて、死因究明等を行う専門的な機関の整備その他の死因究明等に関する施策の検討を行うとともに、当該施策の実施を推進し、その実施の状況を検証し、及び評価するための死因究明等推進地方協議会を設けるよう努めるものとする。
- 八 医療の提供に関連して死亡した者の死因究明に係る制度については、別に法律で定めるところによるものとする。
- 九 この法律は、令和2年4月1日から施行すること。

【農林水産委員会】

○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）要旨

本案は、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構（以下「機構」という。）と農業委員会等との連携強化、農地の利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正

- 1 農地中間管理事業の実施地域を農業振興地域の区域内から市街化区域外に拡大すること。
- 2 機構が農用地利用配分計画の案の提出等の協力を求めることができる対象として、市町村に加え、農用地の利用の促進を行う者であって市町村が指定するものを追加すること。
- 3 機構による担い手への農用地等の貸付けについては、機構が借受けと貸付けを同時に行う場合には、一の農用地利用集積計画に基づき行うこともできることとすること。
- 4 農業者等による地域協議の場において、市町村が農地に関する地図を活用して農業者の年齢別構成及び農業後継者の確保の状況等の必要な情報の提供に努めることとするとともに、協議における農業委員会の役割を明確化すること。

二 農業経営基盤強化促進法の一部改正

- 1 農地利用集積円滑化事業を農地中間管理事業に統合一体化すること。
- 2 2以上の市町村の区域内において農業経営を営む農業者の農業経営改善計画について、農林水産大臣又は都道府県知事が認定事務の処理を行うこととすること。
- 3 青年等就農資金の償還期限を「12年以内」から「17年以内」に延長するとともに、政府が行う利子補給金の支給可能年限を「15年度以内」から「20年度以内」に延長すること。

三 農地法の一部改正

農地転用の不許可要件について、地域における担い手に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合等を追加すること。

四 農業振興地域の整備に関する法律の一部改正

農用地利用配分計画の定めるところによって、農用地区域内の農用地等の

開発行為が行われる場合には、都道府県知事等の許可を不要とすること。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、一の1並びに二の1及び2に係る規定については、公布の日から起算して1年3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

(附帯決議)

農業者の減少及び高齢化、農地面積の減少が進む中、農業の生産性を向上し、持続可能なものとするのが不可欠である。そのため、担い手の育成・確保を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を加速化させること等により、農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進することが重要である。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 地域における農業者等による協議の場において作成する人・農地プランが、単に支援措置を活用するためのものではなく、地域の農業の将来像を見通すことのできるものとして実質化されるよう、地域の農業事情に精通した市町村、農業委員会等が、農業者等の協議において調整能力を発揮しうるよう、その活動に対して十分な支援を行うこと。

また、農業者等による協議の場が適時適切に開催されるとともに、その協議の場に地域の農業者はもとより、新たに農業経営を営もうとする者等多様な農業者等が参画し、十分な議論を行い、関係者の合意が形成されるよう留意すること。その際、これらの取組に対して十分な支援を行うこと。

二 農地利用集積円滑化事業の農地中間管理事業への統合一体化に当たっては、これまで旧円滑化団体が実績を有している地域において混乱が生じないように、旧円滑化団体の機能が存続し、効果を発揮していることを明確化した上で、本改正内容を丁寧に周知すること。

三 農地中間管理機構が、農用地利用配分計画案の提出等の協力を求めることができる対象として追加される市町村が指定するものの基準については、各地域における農地の集積・集約化の取組等を踏まえ、旧円滑化団体を位置付ける等、地域の実情に即した実効ある体制を整備すること。

四 中山間地域等の条件不利地域においては、農地の受け手不足等、平坦地との格差により農地の集積・集約化を進めることが困難であることに鑑み、当

該地域の実情を考慮した事業運用を図るとともに、関連施策との連携を図る等効果的な支援措置を講ずること。

五 複数の市町村にわたる農業経営改善計画の認定等に当たっては、申請する農業者に混乱を生じさせず、円滑な認定等が行われるよう、農林水産省、都道府県及び市町村が相互に協力・連携する体制を整備すること。

六 農用地利用改善団体が農用地利用規程に利用権の設定等を受ける者を認定農業者及び農地中間管理機構に限定する旨を定めようとするため、農地の所有者等の同意を得るに当たっては、極力、全ての農地の所有者等の同意が得られるよう努めること。

七 認定農業者及び認定新規就農者に関する情報の利用等に当たっては、本法の施行に必要な限度を超えることのないよう十分に配慮すること。

八 新規就農者の定着状況について把握・分析し、その結果と現場のニーズ等を踏まえながら、新規就農に係る支援措置を講ずること。

九 農地転用の不許可要件として追加される、地域における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合について、具体的な事項を早急に示し、転用期待の抑制につながる実効性あるものとする。

十 この法律の施行後5年を目途として、施行状況等の勘案を行うに当たっては、施行直後より、農地及び農業経営をめぐる多様な状況、農地の集積・集約化によるコストの低減効果等について、常時、きめ細かく把握し、分析すること。

右決議する。

○農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（内閣提出第29号）要旨

本案は、農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 農業用ため池の届出

- 1 農業用ため池の設置及び廃止について、所有者（既存の農業用ため池については、所有者又は管理者）に都道府県知事への届出を義務付けること。
- 2 都道府県知事は、農業用ため池に関するデータベースを整備し、公表するものとする。

- 3 農業用ため池の所有者（管理者を含む。以下「所有者等」という。）は、当該農業用ため池の機能が十分に発揮されるよう適正な管理に努めなければならないものとする。
- 4 都道府県知事は、農業用ため池の管理上必要な措置が行われていないときは、所有者等に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができるものとする。

二 特定農業用ため池の指定

- 1 都道府県知事は、決壊による水害等の災害により周辺の区域に被害を及ぼすおそれがある農業用ため池を特定農業用ため池として指定することができるものとする。
- 2 特定農業用ため池の保全に影響を及ぼすおそれのある土地の掘削等の行為について、都道府県知事の許可制とすること。
- 3 市町村長は、特定農業用ため池について、災害時の避難に関する印刷物配布等の措置を講ずるよう努めるものとする。

三 特定農業用ため池の防災工事の施行

特定農業用ため池の防災工事（施設の廃止工事を含む。）について、所有者等に都道府県知事への工事計画の事前届出を義務付けるとともに、所有者等が必要な工事を実施しない場合や、工事内容が不適切な場合には、都道府県知事が防災工事の施行に関する命令及び代執行を行うことができるものとする。

四 裁定による特定農業用ため池の管理

市町村長は、特定農業用ため池の管理上必要な措置が行われていない場合であって、所有者（共有の場合は持分の過半を有する者）を確知することができないときは、都道府県知事の裁定により、施設管理権を取得することができるものとする。

五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）要旨

本案は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連

携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国有林野の管理経営に関する法律の一部改正

- 1 農林水産大臣は、効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、国有林野の一定の区域を樹木採取区として指定した上で、当該区域において生育している樹木を、一定の期間、安定的に採取する権利として、樹木採取権を設定することができるものとする。
- 2 農林水産大臣は、樹木採取区の指定をしたときは、樹木採取区の所在地及び面積、樹木採取権の存続期間、権利設定料の額等をあらかじめ公表して、樹木採取権の設定を受けることを希望する者を公募するものとする。
- 3 農林水産大臣は、2の公募に応じた者のうちから、森林の経営管理を効率的かつ安定的に行う能力等を有すると認められること、木材の需要者との連携により木材の安定的な取引関係を確立することが確実と認められること等を条件とした上で、地域における産業の振興への寄与の程度等を勘案し、樹木採取権者を選定するものとする。
- 4 樹木採取権者は、事業を開始する前に、農林水産大臣と、具体的な施業の計画等を内容に含む契約を5年ごとに締結しなければならないものとする。
- 5 農林水産大臣は、樹木採取区内の採取跡地において国有林野事業として行う植栽の効率的な実施を図るため、当該樹木採取区に係る樹木採取権者に対し、当該植栽をその樹木の採取と一体的に行うよう申し入れるものとする。

二 木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正

森林所有者等及び木材の需要者が、共同して木材の安定的な取引関係の確立を図る事業に関する計画を作成し、都道府県知事等の認定を受けた場合、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）による金融上の措置（債務保証及び低利の資金融通）を講ずるものとする。

三 独立行政法人農林漁業信用基金法の一部改正

二の措置を、信用基金の業務として追加するものとする。

四 施行期日

この法律は、平成32年4月1日から施行するものとする。

(附帯決議)

我が国の国土面積の約2割、森林面積の約3割を占める国有林野は、重要な国民共通の財産であり、国土の保全、水源の涵養、林産物の供給等、広く国民全体の利益につながる多面的機能を有している。また、国有林野事業は、平成10年度の抜本的改革で「公益的機能の維持増進」を旨とする管理経営方針に大きく転換し、平成25年度には公益重視の管理経営を一層推進するとともに、一般会計で行う事業に移行している。昨今、頻発している自然災害への対応や、地球温暖化防止に対する国民の強い関心等も踏まえ、国有林野の有する公益的機能は、より一層十全に発揮されることが求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 国民共通の財産である国有林野の管理経営は、国民の理解と協力を得ながら適切に行う必要があることを再認識し、今後とも、公益重視の管理経営を一層推進していくとともに、多様な機能の発揮に対する国民の期待に応えるため、引き続き、国が責任を持って一元的に行うこと。
- 二 樹木採取権の設定及び樹木採取区の指定に当たっては、地域における継続的・安定的な雇用の拡大、産業の発展及び所得水準の向上等の地域における産業の振興に対する寄与の程度を重視して行うとともに住民の福祉の向上に寄与する取組を妨げないよう配慮すること。その際、地域の中小規模の林業経営者等の育成整備につながるよう配慮するとともに、地域産業に悪影響を及ぼさないよう配慮すること。
- 三 樹木採取権実施契約に含むこととなる施業の計画は、国有林の公益的機能が維持増進されるよう、管理経営基本計画及び地域管理経営計画に適合したものとなるよう関係者に周知すること。
- 四 樹木採取区の指定に当たっては、地域の林業経営者等の育成整備に資する観点から、従来から国有林野事業が行っている立木販売事業や伐採請負事業はもとより、民有林の経営に悪影響を生じさせないようにすること。
- 五 樹木採取権の存続期間は、制度の適正かつ安定的な運用と地域の実情を踏まえた林業経営者等の育成を図るとともに、適時適切にその検証を行い、10年を基本とすること。
- 六 公益的機能の維持増進及び資源の循環利用の観点から、樹木採取権者と樹

木採取権実施契約を締結する際には、樹木の採取と採取跡地における植栽を一体的に行わなければならないことを、契約書において明確化すること。また、採取跡地における植栽を適切に行うことのできる技術と能力を有する者を早急に育成するとともに、技術開発による機械化を促進すること。

七 林業の担い手の育成・確保のため、森林に関する知識の普及・啓発を行うとともに、新規就業者やその希望者に対する林業の技術及び経営に関する研修を充実強化すること。また、林業経営者の経営改善、労働安全衛生の強化をはじめとする就業環境改善に向けた対策の強化を図ること。

八 木材の安定供給、造林・保育・間伐等の施業の効率化、森林の有する多面的機能を持続的に発揮していくために必要不可欠な路網整備、鳥獣被害対策、立地条件等に応じた針広混交林化等の多様な森林づくりを推進するとともに、所要の予算を確保すること。

九 本法による措置が木材価格の下落につながることをないよう木材の需給動向を十分勘案し、万全の措置を講ずること。また、国産材の供給量の増加に見合った需要拡大のため、公共建築物等の木造化・木質化、輸出力の強化、CLT等の新製品・技術の開発・普及・新規需要の創出等を加速化し、川上から川下までの安定的、効率的な供給体制が構築されるよう必要な措置を講ずること。

十 公益重視の管理経営はもとより、地域の実情に即した林業経営の低コスト化等に向けた先駆的な技術の開発・普及と民有林との連携の更なる推進のため、森林管理局等の地方組織の職員の人材育成、適正配置など、国有林野事業の実施体制を強化すること。

右決議する。

○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長する措置を講ずるものである。

なお、この法律は、公布の日から施行するものとしている。

（附帯決議）

特定農産加工業経営改善臨時措置法は、昭和63年の牛肉・かんきつに係る日米合意等により影響を受ける特定農産加工業に対する措置として制定されたも

のである。以降、本制度は、特定農産加工業に対する重要な支援措置として活用されてきたものの、更なる国際化の進展により、農産加工品の輸入量や、国内消費量に占める輸入品のシェアが増加し、依然として高い水準にあるなど、農産加工業は厳しい経営環境に置かれている。

よって政府は、本法の施行に当たり、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 農産加工業の厳しい経営環境に対処し、その経営体質の強化を図るため、農産加工業の振興に努めること。その際、地域農業の発展に資するため、特定農産加工業において国産農産物の使用が一層促進されるよう、必要な措置を行うこと。
 - 二 農業及び農産加工業の健全な発展に資するという本制度の目的が十分発揮されるよう、本制度と農産物に係る支援制度等関連施策との有機的連携に留意しながら、不断に制度の評価・検証を実施し、適時適切な見直しを行うこと。
 - 三 本制度の運用に当たっては、CPTPP協定、日EU・EPAの発効等による国境措置の変更の影響を踏まえ、特定農産加工業種の追加指定について適切かつ弾力的に対処すること。
 - 四 地場産業として大きな比重を占める農産加工業を振興し、地域経済をより活性化するため、農産加工業における新商品開発、販路開拓の取組に加え、地域での食育の推進、持続可能な循環資源の活用、研究開発・成果利用等を進めるための取組や施設整備に対する支援を一層充実させること。
 - 五 東日本大震災の被災地において農産加工業の振興を図ることにより、地域農業の復興や雇用の維持・拡大に努めること。
- 右決議する。

○棚田地域振興法案（農林水産委員長提出、衆法第17号）要旨

本案は、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定めるとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 基本理念

- 1 棚田地域の振興は、棚田地域の有する多面にわたる機能が維持され、国

民が将来にわたってその恵沢を享受することができるよう、棚田等の保全を図るとともに、棚田地域における定住等並びに国内及び国外の地域との交流を促進することを旨として、行われなければならないものとする。

2 棚田地域の振興に関する施策は、農業者、地域住民等による自主的な努力を助長すること並びに多様な主体の連携及び協力を促進することを旨として、講ぜられなければならないものとする。

二 基本方針

政府は、棚田地域の振興に関する基本的な方針を定めなければならないものとし、内閣総理大臣は、その案を作成し、閣議の決定を求めなければならないものとする。

三 指定棚田地域振興活動計画等

主務大臣は、都道府県の申請に基づき、棚田地域であって、棚田等の保全を図るため、当該棚田地域の振興のための措置を講ずることが適当であると認められること等の要件に該当するものを指定棚田地域として指定するものとする。指定棚田地域を管轄する市町村は、当該市町村のほか、農業者、地域住民等からなる指定棚田地域振興協議会を組織することができ、同協議会が作成した指定棚田地域振興活動計画について、主務大臣の認定を受けることができるものとする。

四 支援等の措置

国は、認定棚田地域振興活動計画に基づく指定棚田地域振興活動を支援するため必要な財政上又は税制上の措置等を講ずるとともに、毎年度、当該年度に実施する指定棚田地域の振興に資する事業の内容を取りまとめ、公表するものとする。

五 棚田地域振興連絡会議

政府は、関係行政機関の職員をもって構成する棚田地域振興連絡会議を設け、棚田地域の振興に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

六 施行期日等

この法律は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとし、令和7年3月31日限り、その効力を失うこと。

＜委員会決議＞

○豚コレラをはじめとする家畜伝染病対策に関する件

平成30年9月、我が国において26年ぶりに豚コレラの患畜が確認され、その後の感染拡大により、発生農場のみならず、疫学関連農場・施設や発生農場のある地域は深刻な被害を受けている。現在、政府は、豚コレラの発生農場等における防疫措置や経営支援対策を講じているところである。しかしながら、近隣諸国では、畜産業に深刻な影響をもたらす家畜伝染病の発生が多数報告されており、特に、中国、モンゴル、ベトナム等では、病原性が強くワクチンや治療法のないアフリカ豚コレラが発生している。こうした情勢を踏まえ、我が国の畜産業の将来を見据え、早急に飼養衛生管理体制や水際対策を強化することが喫緊の課題となっている。

よって政府は、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

- 一 発生農場については一日も早く経営を再開することができるよう、また、移動制限区域内・搬出制限区域内の農場や監視対象となった農場の経営が維持できるよう、万全の支援を行うこと。
- 二 今般の発生及び感染拡大の原因を究明・分析した上で、発生予防対策及び防疫対応の改善を図るとともに、飼養衛生管理体制の強化を行うこと。また、あらゆる手段を行使し、一刻も早い事態の終息に努めること。
- 三 豚コレラ等の法定伝染病については、早期の通報と迅速な初動対応の必要性についての認識を関係者間で共有し、法定伝染病が疑われる患畜についての早期通報の徹底を図ること。また、家畜伝染病の検査・分析を担う国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の体制を強化すること。
- 四 飼養衛生管理の徹底、交差汚染の防止、野生動物からのウイルスの侵入防止等のために必要となる施設・機器等の導入に係る資金について、金利の優遇等の的確な支援を行うこと。
- 五 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も目前に迫る中、訪日外国人旅行者や邦人海外旅行者等による輸入禁止畜産物の持込み等に対する水際対策の強化が必要であることに鑑み、輸入禁止畜産物の違法な持込みについては、罰則の周知、罰則の厳格な適用、罰金の引上げなど厳罰化の検討を早急に行うこと。また、家畜防疫官の増員や検疫探知犬の増頭を行い、旅行者の携行品、国際郵便物や国際宅配物による輸入禁止畜産物の違法な持込みに対する監視を強化するとともに、各空海港における靴底消毒及び車両消

毒を徹底すること。

六 豚コレラの発生により狩猟が禁止されている地域におけるジビエ関係者、関連産業等への影響を早急に把握し、必要な支援策を講じること。

七 家畜伝染病について、風評被害防止等の観点から、各空海港における靴底消毒の重要性や人には感染しないことなど国民に対して正確な情報を分かりやすく迅速に伝えること。

右決議する。

【経済産業委員会】

○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第11号）要旨

本案は、平成37年に大阪府で開催される国際博覧会（以下「大阪・関西万博」という。）の円滑な準備及び運営に資するため、博覧会協会を指定し、資金面・人材面の支援等所要の措置を講ずるとともに、内閣に国際博覧会推進本部を設置する等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 国際博覧会推進本部の設置等

大阪・関西万博の円滑な準備及び運営に関する施策を総合的かつ集中的に推進するため、内閣に国際博覧会推進本部を設置し、その所掌事務、組織及び設置期限等を定めること。また、内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めること。

二 博覧会協会の指定等

- 1 経済産業大臣は、博覧会業務を適正かつ確実に行うことができる一般社団法人又は一般財団法人を、全国を通じて1個に限り、博覧会協会として指定し、監督上必要な命令をすることができること。
- 2 国は、博覧会協会に対し、大阪・関西万博の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができること。

三 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

日本郵便株式会社は、博覧会協会が調達する大阪・関西万博の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として、寄附金付郵便葉書等を発行することができること。

四 博覧会協会への国の職員の派遣

博覧会業務のうち、国の事務等との密接な連携の下で実施する必要がある特定業務を円滑かつ効果的に行うため、博覧会協会の要請に応じて博覧会協会に国の職員を派遣することができること。

五 内閣法の一部改正

国際博覧会推進本部が設置されている間、国务大臣の数の上限を1名増員すること。

六 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。ただし、一及び五に係る規定は、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

- 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。
- 一 大阪・関西万博が「いのち輝く未来社会のデザイン」のテーマのもと、ソサエティ5.0を鍵としたSDGs（持続可能な開発目標）の達成を目指すとの趣旨に鑑み、国民・企業等が幅広く参加する博覧会開催に取り組むとともに、この理念が途上国を含めた多くの国等に共有され、海外からの積極的な参加が得られるよう取り組むこと。その際、中小・ベンチャー企業、NPO、NGO及び地域住民等の多様な主体及び形態での参加が促進されるよう配慮すること。
 - 二 第4次産業革命に続く時代を先取りする国際博覧会となるように、世界のイノベーションを刺激し活性化する場の提供を目指すこと。一過性のイベントに終わることがないように、中長期的な視野に立ってSDGsに合致した持続可能な社会創造を視野に国際博覧会を企画し実施すること。
 - 三 国際博覧会を契機に、日本産業の活性化、新しい産業分野、ビジネスの創造を実現すること。
 - 四 SNSやVRなど新しいコミュニケーションツールを活用し、多様な層の国民及び世界の人々が参加する国際博覧会となるように取り組むこと。身体の障害のみならず視覚や聴覚などに障害のある方にも参加いただける国際博覧会を目指すこと。
 - 五 国際博覧会の開催主体となる博覧会協会にあっては、SDGsに鑑み、既成の概念にとらわれることなく、ジェンダーバランスのとれたオープンで多様な個性がぶつかり合う運営組織となるように、運営ルールについて工夫すること。国は積極的な情報公開を促す等、国民に対する説明責任を十分果たしていくよう指導・監督を行うこと。
 - 六 近年の自然災害が頻発する状況に鑑み、地震や津波、洪水などの自然災害に対して、会期中はもとより、会期前の準備段階も含めて万全の災害対策を講じること。
 - 七 会場整備等に対して環境アセスメントを適切に実施する等、跡地の有効利用に至るまで一貫してSDGsの理念が反映されるよう取り組むこと。
 - 八 内閣総理大臣が作成する基本方針の案の検討にあたっては、関係者の意見・要望等が反映されるよう配慮すること。
 - 九 国の補助の実施については、現下の厳しい財政事情を踏まえて、その用途等を十分監視し、効率化を図ること。

○中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）要旨

本案は、自然災害の頻発や経営者の高齢化等を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業の災害対応力の向上及び円滑な事業承継に係る支援措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 中小企業等経営強化法の一部改正

- 1 基本方針において定める事項に、中小企業者の事業継続力強化に関する事項等を追加すること。
- 2 中小企業者が単独で又は連携して行う事業継続力強化に関する計画の認定制度を創設し、各種支援措置を講ずること。
- 3 新規中小企業者等が行う社外高度人材を活用した新事業分野開拓に関する計画の認定制度を創設し、各種支援措置を講ずること。

二 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部改正

商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化に係る支援事業に関する計画について、都道府県知事の認定を受けられるものとし、当該計画の実施について各種支援措置を講ずること。

三 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の一部改正

遺留分に関する民法の特例の対象を個人事業者に拡大すること。

四 独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部改正

右記の措置を支援するための事務を独立行政法人中小企業基盤整備機構の業務として追加すること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 事業継続力強化に関する計画については、予算事業も活用し制度の普及啓発を図る他、とりわけ小規模事業者に配慮し基本方針で分かりやすい認定基準を示すとともに、計画内容を各中小企業者の実態に即したものとし、申請手続を簡素化するなど、消費税問題や働き方改革等への対応を迫られている事業者の負担軽減を図ること。また、商工会及び商工会議所に対しては、近年業務が増加傾向にあることに鑑み、小規模事業者の事業継続力強化支援事業が新設されることに加え、経営発達支援計画が関係市町村と共同して作成

することとなること等を踏まえ、過度の負担とならないよう十分に配慮するとともに、地方財政措置等を通じて、関係市町村と商工会・商工会議所が一体となって地域の課題に応じた小規模事業者支援を実施できる体制が構築されるように努めること。

- 二 プログラマーや弁護士等の社外高度人材をストックオプション税制の対象として認める課税特例については、合理的かつ客観的な計画認定基準を設定した上で、適切な認定を行い、認定後も計画の実施状況について継続的な確認に努めるとともに、税の公正の観点から制度全体を通じて適切な運用を行うこと。

○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、第4次産業革命により既存の業種の垣根を超えたオープンイノベーションが進む中、中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大するとともに、優れたデザインを提供し、ユーザーの満足度を高めることが、競争力の源泉となってきた状況を踏まえ、産業財産権に関する訴訟制度を改善するとともに、デジタル技術を活用したデザインの保護や、ブランド構築等のため、意匠制度等を強化するものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 特許法の一部改正

- 1 特許権の侵害の可能性が高い場合に、裁判所が選定する中立な技術専門家が被疑侵害者の工場等に立ち入り、特許権の侵害立証に必要な調査を行い、裁判所に報告書を提出する制度を創設すること。
- 2 侵害者が得た利益のうち、権利者の生産能力等を超えるとして賠償が否定されていた部分について、侵害者にライセンスしたとみなして損害賠償を請求できるようにする等、損害賠償額の算定方法を見直すこと。

二 意匠法の一部改正

- 1 物品に記録・表示されていない画像デザインや、建築物の外観・内装のデザインを、新たに意匠法の保護対象とすること。
- 2 自己の登録意匠等に類似する意匠の登録を認める関連意匠制度を拡充し、一貫したコンセプトに基づき開発されたデザインの保護を可能とすること。
- 3 意匠権の存続期間を、「登録日から20年」から「出願日から25年」に変更すること。
- 4 模倣品の取締りを回避する目的で侵害品を構成部品に分割して製造・輸

入等する行為を、意匠権侵害とみなし、取り締まれるようにすること。

三 商標法の一部改正

国、地方公共団体、非営利の公益団体等が自らを表示する著名な商標権について、他人に通常使用権を許諾することを可能とすること。

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

高齢化社会・人口減少社会などの社会問題に対処し、経済産業の活性化を図るため、イノベーションの促進・強化と日本社会への実装化が極めて重要である。この問題意識に基づき、政府は本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特許法等の知的財産制度を有効に機能させ、かつ、その社会的役割が十分に発揮されるよう、制度の不断の見直しを行うとともに、制度運用の実効性を注視していくこと。
- 二 いわゆる「懲罰的賠償制度」及び「二段階訴訟制度」の導入については、諸外国の動向も注視しつつ、引き続き検討すること。
- 三 厳しい国際競争環境の下、懲罰的賠償制度の導入や証拠収集制度の見直し等、諸外国における知的財産制度改革が急激に進展する状況において、諸外国で活動する日本国民が不利になることのないよう注視し、状況の変化に応じてスピード感のある制度改革が実現できるよう、諸外国における関連情報の収集・分析を強化すること。

○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第44号) 要旨

本案は、不当な取引制限等を一層抑止し、公正で自由な競争による我が国経済の活性化と消費者利益の増進を図るため、事業者による調査協力を促進し、適切な課徴金を課することができるものとする等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一 課徴金適用対象等の見直し

- 1 課徴金算定基礎額に違反事業者から指示又は情報を得てそれらに従って商品又は役務を供給又は購入した完全子会社等の売上額等を追加すること。
- 2 違反行為が公正取引委員会による調査等の日の10年前の日前から行われ

ているときは、違反事業者の実行期間又は違反行為期間の始期を同日とすること。

二 課徴金算定率等の見直し

- 1 卸売業及び小売業に係る算定率並びに早期に違反行為をやめた事業者に係る軽減算定率を廃止すること。
- 2 中小企業算定率については、当該事業者の子会社等が中小企業に該当しない場合には適用しないこと。
- 3 繰り返し違反に対する割増算定率について、調査開始日から遡り10年以内にその完全子会社が課徴金納付命令等を受けたことがある場合において、違反行為を行った者等に対して適用すること。
- 4 主導的役割に対する割増算定率について、他の事業者に対し資料を隠蔽し、又は仮装すること等を要求等した者等に対して適用すること。

三 課徴金減免制度の見直し

- 1 減免申請をすることができる事業者数の上限を撤廃すること。
- 2 減免申請をした事業者の申出により、協議を行い、事件の真相解明に資する協力を行うこと及びその協力内容に応じた減算率を合意できるものとする。
- 3 減免失格事由に、他の事業者が減免申請又は協議の申出を行うことを妨害したこと等を加えること。

四 罰則規定の見直し

検査妨害等の罪に係る法人等に対する罰金の上限額を2億円に引き上げること。

五 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について十分配慮すべきである。

- 一 減免申請を行う事業者の予見可能性を確保する観点から、新たな課徴金減免制度における事業者が自主的に提出する証拠等の評価方法については、ガイドラインにおいてその明確化を図ること。特に、カルテル・入札談合の対象商品・役務、受注調整の方法、参加事業者、実施時期、実施状況等の評価対象となる情報について、評価方法の考え方や具体例をわかりやすく明示すること。また、制度の運用状況を見つつ、適時適切にガイドラインの見直し

を行うこと。

- 二 課徴金減免制度において、事業者の協力度合いに応じた減算率を適用するに際しては、より高い減算率を得ること等を目的として事実を歪曲した資料の提出や供述調書の作成により迅速な実態解明が阻害されることがないように留意するとともに、運用の検証やガイドラインの策定など適切な対応を行うこと。
- 三 いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関して規則・ガイドライン等を整備するに当たっては、範囲、要件について、国際水準との整合性を可能な限り図るよう留意した内容とするとともに、新制度の運用を検証しつつ、制度の拡充も視野に検討を継続すること。
- 四 いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権について、事業者と弁護士との間の法的相談に係る法的意見等の秘密を実質的に保護できるよう、公正取引委員会における判別手続と審査手続を明確に遮断する等、適正手続を確保する制度を本法施行までに整備すること。
- 五 いわゆる弁護士・依頼者間秘匿特権に関する公正取引委員会における運用について、手続の透明性及び信頼性並びに事業者の予見可能性を確保するために、運用事例を定期的に公表するよう努めること。

【国土交通委員会】

○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）要旨

本案は、奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を平成36年3月31日まで延長する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正
奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。
- 二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正
小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長すること。
- 三 この法律は、一部の規定を除き、平成31年4月1日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 奄美群島及び小笠原諸島の振興開発基本方針の策定に当たっては、地元の創意工夫が十分に発揮できる内容となるよう留意すること。
- 二 奄美群島及び小笠原諸島における定住の促進に資するため、医療・介護等生活環境の改善について具体的かつ充実した施策の実施に努めるとともに、両地域における交流人口の増大や物価格差の是正等のため、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実について検討を加え、所要の措置の実現を図ること。
- 三 奄美群島振興交付金制度は、主にソフト面での支援施策として、地域が主体的に施策を実施するためのものである趣旨に鑑み、積極的な活用が図られるようきめ細かな配慮をすること。また、奄美群島の特性に即した産業を図るため、大島紬・黒糖焼酎等の地域の特性を生かした地場産業のより一層の振興が図られるよう配慮すること。
- 四 奄美群島及び小笠原諸島は、自然環境面において極めて貴重な地域であることから、その振興開発に当たっては、自然環境の保護・保全に積極的に取り組むとともに、エコツーリズム等の自然環境の保護・保全と両立する持続的な観光振興が図られるよう配慮すること。
- 五 離島航空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化に欠

かせないインフラであること等に鑑み、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土・奄美群島間の航空の利便性向上や小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。

六 奄美群島及び小笠原諸島は、台風の常襲地帯に位置するとともに、南海トラフ地震に伴う津波被害も想定されるなど、災害を被りやすい地理的・自然的条件にあることから、必要な防災・減災対策を推進すること。

○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（内閣提出第24号）要旨

本案は、アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策を推進しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の目的規定に、アイヌの人々が日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族である旨を明記すること。
- 二 基本理念として、アイヌ施策の推進は、アイヌの伝統等並びに多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として行われなければならないこと、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ行われなければならないこと、全国的な視点に立って行われなければならないことを定めるとともに、何人もアイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別すること等をしてはならないことを定めること。
- 三 国及び地方公共団体のアイヌ施策を策定及び実施する責務並びにアイヌ文化を継承する者の育成についての適切な措置等に関する努力義務を定めるとともに、国民の努力を定めること。
- 四 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針を定めなければならないものとし、また、市町村は、同方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内におけるアイヌ施策推進地域計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができること。
- 五 国は、認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、交付金を交付できること。また、当該計画に記載された事業に関し、国有林野における林産物の採取、内水面におけるさけの採捕、地域の名称等を含む商標の商標登録に関する特別の措置を定めること。

六 国土交通大臣及び文部科学大臣は、民族共生象徴空間構成施設の管理業務等を行う法人を、申請により全国を通じて1に限り指定することができること。当該法人は、民族共生象徴空間構成施設の管理に要する費用に充てるため、入場料その他の料金を徴収することができること。

七 アイヌ施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣に、アイヌ政策推進本部を設置すること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

九 アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律を廃止すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の趣旨を踏まえ、並びに過去の国会決議及び本法に基づき、アイヌ施策を推進するに当たっては、我が国が近代化する過程において多くのアイヌの人々が苦難を受けたという歴史的事実を厳粛に受け止め、アイヌの人々の自主性を尊重し、その意向が十分反映されるよう努めること。

二 アイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策の推進に当たっては、アイヌの人々の実態等の把握に努めるとともに、国、地方公共団体等の連携の強化を図ること。

三 アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組を推進すること。

四 アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と我が国の多様な生活文化の発展を図るため、アイヌの人々の生活支援及び教育支援に資する事業や、存続の危機にあるアイヌ語の復興に向けた取組、アイヌ文化の振興等の充実に今後とも一層努めるとともに、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて、北海道外に居住するアイヌの人々を対象とする施策の充実に努めること。

五 本法に基づく措置、とりわけ交付金制度については、本法の目的に沿ってアイヌ施策を適正かつ効率的に推進するため、制度の適切な運用を図ること。

六 本法において特例措置が設けられる認定アイヌ施策推進地域計画に係る地

域団体商標の取得を契機に、アイヌ文化のブランド化の確立など産業振興を図るために、交付金制度の活用や国等からのノウハウの提供等により、アイヌの人々の自立を最大限支援すること。

七 内水面におけるさけの採捕や国有林野における林産物の採取といった本法の特例措置に関し、アイヌにおいて継承されてきた儀式の保存又は継承等を事業の目的とする趣旨に鑑み、関係機関と緊密な連携の下、アイヌの人々の視点に立ち、制度の円滑な運用に努めること。

八 民族共生象徴空間への来場により国内外におけるアイヌの伝統等に関する理解の促進が一層図られるよう、広報活動やアクセスの改善等を図ること。また、民族共生象徴空間に関し、適切な運営が図られるよう指定法人に対する指導監督に努めること。

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第27号) 要旨

本案は、建築物のエネルギー消費性能（以下「省エネ性能」という。）の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物の省エネ性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準（以下「省エネ性能基準」という。）への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 省エネ性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲を拡大すること。

二 建築主による建築物の省エネ性能確保のための計画の所管行政庁への届出期限を、建築物エネルギー消費性能適合性判定に準ずる審査の結果を記載した書面を併せて提出する場合においては、現行（工事に着手する日の21日前まで）より短縮すること。

三 小規模建築物の新築等に係る設計を行う建築士は、省エネ性能基準への適合性について評価を行うとともに、建築主に対し、当該評価の結果について、書面を交付して説明しなければならないこと。

四 国土交通大臣は、特定建設工事業者（自らが定めた住宅の構造及び設備に関する規格に基づき住宅を新たに建設する工事を業として請け負う者であって、当該規格に基づく住宅を多数建設する者）に対し、新たに建設する住宅

の基準に照らして省エネ性能の向上を相当程度行う必要があると認めるときは、その旨の勧告等を行うことができること。

五 建築主等は、他の建築物の省エネ性能の向上にも資するよう、自らの建築物に自他供給型熱源機器等を設置しようとするときは、建築物エネルギー消費性能向上計画に、当該他の建築物に関する事項を記載して所管行政庁の認定を受けることができるとともに、当該計画が認定を受けた場合には、当該熱源機器等の床面積のうち他の建築物の省エネ性能の向上に資する部分に相当する床面積の部分についても容積率制限の対象から除外すること。

六 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、省エネ性能基準のみによっては省エネ性能を確保することが困難であると認める場合においては、条例で、省エネ性能基準に必要な事項を付加することができること。

七 建築主は、建築をしようとする建築物について、省エネ性能基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこと。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 省エネ基準の適合義務制度の対象の拡大が市場の混乱につながることをないよう、関係政省令等の制定から施行までに十分な準備期間を置いた上で、制度を運用する地方公共団体等の関係機関、関係事業者等に対する制度の周知を徹底すること。

二 届出制度の審査手続の合理化を踏まえ、制度を運用する地方公共団体に指針を示す等により、省エネ基準不適合物件への指示・命令等がよりの確に行われるよう促すこと。

三 説明義務制度等が円滑に導入されるよう、省エネ基準の簡素化等を進めるとともに、省エネ基準や省エネ改修に関する技術等に係る中小工務店等向けの講習会等の実施を積極的に推進すること。

四 地域の気候風土に対応した伝統的構法による住宅・建築物の建設に支障を与えないよう、省エネ基準の適正化を検討するとともに、伝統的構法による木造住宅等の省エネ性能の向上を引き続き支援すること。

五 住宅・建築物単体の省エネ性能の向上に併せて、植栽等の建物周辺の緑化

を進めることによる省エネ効果に関する調査研究を推進すること。

六 地中熱を活用した冷暖房設備など、現行の省エネ基準では評価手法が確立されていない技術について、適切な評価手法を検討すること。

七 国民に対して、住宅・建築物の省エネ性能の向上の必要性、断熱性能の向上がヒートショックの防止など居住者の健康の維持等に資することの検証結果を含む効果や本法に盛り込まれた制度等の内容をわかりやすく説明し、本法が円滑に施行される環境を整備すること。

八 既存の住宅・建築物の省エネ改修を更に促進するため、住宅事業者による、省エネ性能に関する情報の積極的な提供を促すこと等により、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）等の更なる普及を促進し、省エネ性能に優れた住宅が市場において適切に評価される環境を整備するとともに、既存ストックの更なる性能向上に向け、財政・税制上の支援措置を講ずること。

九 パリ協定を踏まえた温室効果ガス排出量に係る住宅・建築物分野の2030年度の目標達成に向けて、本法に盛り込まれた措置を的確に実施し、その効果等を丁寧にフォローアップすること。また、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指すという長期的目標の達成に向けて、戸建住宅を含むすべての住宅・建築物の省エネ対策の充実に向けた検討に引き続き取り組むこと。

○道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）要旨

本案は、最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 自動運行装置（プログラムにより自動的に自動車を運行させるために必要な装置であって、その作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置を備えるもの）を保安基準の対象装置に追加すること。また、国土交通大臣は、自動運行装置が使用される条件（走行環境条件）を当該装置ごとに付すること。

二 自動車の検査において、基準適合性審査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせ

ること。

三 分解整備の範囲を、自動運行装置等の作動に影響を及ぼすおそれがある整備等にまで拡大し、その名称を特定整備に改め、事業として行うときは従前どおり地方運輸局長の認証を必要とすること。また、自動車製作者等に対し、点検整備に必要な技術情報を特定整備事業者等へ提供することを義務付けること。

四 自動運行装置等に組み込まれたプログラム等の改変による改造であって、当該改造のためのプログラム等が適切なものでなければ自動車が保安基準に適合しなくなるおそれのあるものを、電気通信回線を使用する方法等によりする行為等に関し、国土交通大臣による許可制度を創設するとともに、許可に関する事務の一部を機構に行わせること。

五 国土交通大臣は、型式指定の申請者が型式指定制度に係る国土交通省令の規定に違反していると認めるときは、当該違反の是正のために必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該違反を是正するために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、当該指定の効力を停止することができること。

六 自動車検査証は、車台番号、使用者の氏名又は名称等が記載され、かつ、これらの事項、有効期間等が電子的方法等により記録されたカードとすること。

七 国土交通大臣は、継続審査に係る自動車検査証への記録等に関する事務及び自動車検査証の変更記録に関する事務を、それぞれ国土交通省令で定める要件を備える者に委託することができること。

八 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 自動運転に対する社会受容性を高めるため、国は自動運転車に対する国民の理解・安心感の向上に努める取組を着実に推進すること。

二 これまで予測し得なかった自動運転技術に起因する新たな事故の原因究明及び再発防止を迅速かつ適確に行うため、自動運行装置の作動状況、運転者の状況等の記録を収集し、有効に活用できるよう国において必要な措置を講じるとともに、国際基準策定に係る動向を踏まえつつ、サイバーセキュリティの確保に向けて必要な措置を講じること。

- 三 自動車事故の原因究明に資するため、ドライブレコーダー等の車外映像や運転者の操作状況の記録装置の設置率の向上に向けた取組を着実に推進すること。
- 四 自動車の検査に必要な技術情報の管理に関する事務を独立行政法人自動車技術総合機構（以下「機構」という。）に行わせるに当たっては、指定自動車整備事業者等において電子的な検査が確実に行われる環境が確保されるように指導すること。
- 五 分解整備の範囲拡大に当たっては、自動車整備士の養成、研修の充実を図り、自動車整備要員の確保と整備技術の向上に遺憾なきを期すること。
- 六 機構が行う自動運行装置等の複雑なプログラムにより作動する電子制御装置及びサイバーセキュリティに関する基準適合性審査や、不具合情報に基づく技術的な検証をはじめ、急速に進化する世界最先端の自動車技術に後追いとならず迅速に対応した審査等を適確に実施するために必要な体制の整備に万全を期すこと。
- 七 自動車製作者等における完成検査の不適切な取扱いを根絶するため、本法により創設される是正命令措置等を必要に応じて実施することに加え、効果的な監査の実施等により、自動車の型式指定制度の適正な運用に努めること。

○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）要旨

本案は、2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（以下「燃料油条約」という。）及び2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約（以下「難破物除去条約」という。）の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 法律の題名を「船舶油濁等損害賠償保障法」に改めること。
- 二 法律の目的を、船舶油濁等損害（タンカー油濁損害、一般船舶等油濁損害及び難破物除去損害をいう。）が生じた場合における船舶所有者等の責任を明確にし、及び船舶油濁等損害の賠償を保障する制度を確立することにより、被害者の保護を図り、あわせて海上輸送の健全な発達に資することとする。

三 一般船舶等油濁損害賠償責任及び責任の制限並びに難破物除去損害賠償責任

- 1 一般船舶等油濁損害が生じたときは、船舶所有者等は、連帯してその損害を賠償する責任を負い、難破物除去損害が生じたときは、船舶所有者は、その損害を賠償する責任を負うこと。
- 2 燃料油条約の規定により管轄権を有する外国裁判所が一般船舶等油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は、その効力を有すること。
- 3 一般船舶等油濁損害の賠償の責任を負う船舶所有者等の責任の制限については、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の定めるところによること。

四 一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約等

- 1 一般船舶等油濁損害賠償保障契約及び難破物除去損害賠償保障契約の締結が義務付けられる船舶の範囲を拡大するとともに、難破物除去損害賠償保障契約が必要となる船舶の範囲を定めること。
 - 2 一般船舶等油濁損害の被害者又は難破物除去損害の被害者は、当該賠償責任を有する者と保障契約を締結する保険者等に対し、損害賠償額の支払を請求することができること。
 - 3 国土交通大臣は、一般船舶等油濁損害賠償保障契約又は難破物除去損害賠償保障契約の締結をしている者の申請があったときは、保障契約証明書を交付しなければならないこと。
 - 4 タンカー又は一般船舶が、航海又は我が国の港への入出港等を行うに当たっては、保障契約証明書を船内に備え置かなければならないこと。
- 五 この法律は、一部の規定を除き、燃料油条約及び難破物除去条約が日本国について効力を生ずる日から施行すること。

○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）要旨

本案は、最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 航空法の一部改正

- 1 型式証明を受けた本邦航空機設計者等に対し、当該国産航空機の不具合情報を収集し、国土交通大臣へ報告することを義務付けるとともに、航空

機設計者等に対し、整備等に必要な技術上の情報を耐空証明のある航空機の使用者へ提供する努力義務を定めること。

- 2 耐空証明のある航空機（航空運送事業の用に供する航空機を除く。）の使用者は、自ら整備規程を定め、国土交通大臣の認定を受けることができるとともに、当該認定を受けた航空機の耐空証明の有効期間を国土交通大臣が定める期間とすること。
- 3 発動機、プロペラ等、航空機の重要な装備品について、国土交通大臣による予備品証明制度を廃止するとともに、航空機の装備品について、国土交通大臣等の認定を受けた事業場が検査し、確認した装備品等以外のものを使用してはならないこと。
- 4 国土交通大臣の行う修理改造検査について、国の承認を受けた設計若しくは認定事業場の検査・確認を受けた設計又は輸入した航空機の修理若しくは改造のための設計の検査を不要とすること。
- 5 無人航空機を飛行させる者に対して、飲酒時の飛行の禁止、飛行前点検の遵守、航空機等との衝突の予防及び他人に迷惑を及ぼす飛行の禁止について義務付けるとともに、無人航空機の飛行を行う者及び設計等をする者を対象とした報告徴収及び立入検査をすることができること。
- 6 アルコール等の影響により航空機の正常な運航ができないおそれがある間に航空業務に従事した者に対する罰則を強化すること。

二 運輸安全委員会設置法の一部改正

- 1 運輸安全委員会の調査対象となる「航空事故の兆候」の範囲を、航空機が航行していない状態で生じた事態も含まれるよう拡大すること。
- 2 国土交通大臣は、航空機設計者等から航空事故等の報告があったとき、直ちに運輸安全委員会にその旨を通報するとともに、運輸安全委員会は、事故等調査の経過について報告及び公表をする場合において、必要があると認めるときは国土交通大臣又は原因関係者に勧告することができること。

三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 今後の国産航空機の就航に当たっては、国際民間航空条約上の航空機の設計及び製造国政府としての役割・責任を確実に果たすとともに、新たな国際

基準の策定等、世界的な航空機の安全性向上のために必要な活動に貢献すること。

二 国産航空機の就航後の安全運航の維持及び我が国航空機産業の更なる発展のため、航空機の安全性審査能力の維持・向上に努めること。

三 航空機の安全確保における民間能力の活用にあたっては、装備品等の設計・製造者、航空会社を始めとする航空機の利用者、航空機整備会社等の航空機の安全確保に関連する民間事業者等に対する認定を適切に実施するとともに、航空機の安全性が確保されるよう厳格な指導・監督を行うこと。また、民間事業者の指導・監督に必要な体制の充実を図ること。

四 航空機乗組員の飲酒等による不適切事案については、その発生に至る背景について、十分な分析を行うこと。また、航空運送事業者に対し、従来にも増して航空機乗組員の心身の健康状態を適切に把握・考慮できるような体制の確立に向け、必要な助言・指導を行うとともに、航空に携わる関係者に対し、飲酒に係る意識改革の徹底を促すこと。

五 無人航空機に係る事故やトラブル等を未然に防止するとともに、今後の更なる利活用の拡大に対応するため、無人航空機の技術開発の動向や利活用の状況を見極めつつ、機体の安全性認証、操縦者・運航管理者の技能などの安全確保のための方策について、引き続き検討を進めること。

六 運輸安全委員会において、事故調査の報告までに一定の時間を要している現状を踏まえ、組織としての独立性を確保しつつ、航空事故の再発防止等の観点から、早急かつ適確な事故調査を実施するための人材の育成、組織体制の充実を図ること。

○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）要旨

本案は、建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 建設業法の一部改正

- 1 建設業の許可基準のうち、5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する者を置くこととする基準を、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することに改めること。

- 2 建設業の譲渡及び合併等の際にあらかじめ国土交通大臣等の認可を受けたとき又は建設業者が死亡した場合において国土交通大臣等の認可を受けたときは、譲受人等又は相続人は建設業の許可を受けた地位を承継すること。
- 3 中央建設業審議会は、建設工事の工期に関する基準を作成し、その実施を勧告することができること。また、注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととし、国土交通大臣等は、違反した発注者に対して勧告等することができること。
- 4 工事現場に監理技術者を専任で置くべき建設工事について、当該監理技術者の職務を補佐する者としてこれに準ずる者を専任で置く場合には、当該監理技術者の専任を要しないこと。
- 5 特定の専門工事につき、元請負人が工事現場に専任で置く主任技術者が、下請負人が置くべき主任技術者の職務を併せて行うことができることとし、この場合において、当該下請負人は、主任技術者の配置を要しないこと。
- 6 国土交通大臣等は、建設業者等に指示をする場合において、当該指示に係る違反行為が建設資材に起因するものであると認めるときは、これを引き渡した建設資材製造業者等に対しても、再発防止のため適当な措置をとるべきことを勧告することができること。また、当該勧告を受けた者が従わないときは、その旨を公表し、又は勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができること。

二 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部改正

公共工事の施工に必要な工期の確保及び地域における公共工事の施工の時期の平準化を図るための方策に関する事項を、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項として追加すること。

- 三 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

- 一 令和6年度から適用される建設業における時間外労働の上限規制を視野に、長時間労働の是正や週休2日の確保が図られるような工期に関する基準を策定するとともに、この基準を踏まえ、国及び地方公共団体において、適正な

工期の実現が図られるよう努めること。

- 二 地方公共団体に対して、債務負担行為や繰越明許費の活用により、施工時期の平準化に取り組むべきことを要請するとともに、地方公共団体におけるこれらの円滑な実施のために必要な取組を進めること。
- 三 元請負人と下請負人の間における請負代金の支払の適正化など建設工事の請負契約の適正化を図るとともに、重層下請構造の改善に向けた取組を進めること。
- 四 公共工事設計労務単価の引上げを一次下請以下の全ての建設労働者の賃金上昇につなげていくとともに、下請代金のうち労務費相当分が着実に現金で支払われるようにすることで、建設労働者への賃金の着実な支払を確保すること。
- 五 建設業の許可業者における社会保険加入を達成するとともに、下請負人への法定福利費の着実な支払及び一人親方をはじめとした小規模な個人事業主やその労働者における適切な保険への加入を促進すること。また、建設技能者が加入する国民健康保険組合に対する十分な財政支援に努めること。
- 六 技術者について、技術検定制度の再編を始めとして若年者の積極的な登用を促進することにより、担い手を確保するとともに、適正な施工の確保を図ること。

○公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第11号）要旨

本案は、公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む。）及び設計）の位置付けを改めようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 公共工事に関する調査等を定義に追加し、この法律における位置付けを改めること。
- 二 基本理念の改正
 - 1 公共工事の品質は、地域における公共工事の品質確保の担い手が育成・確保されるとともに、災害復旧工事等が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならないこと。

2 公共工事の品質は、公共工事等における下請契約を含む請負契約が適正な額の請負代金及び適正な工期等で締結され、公共工事等に従事する者の労働条件、労働環境の適正な整備について配慮がなされることにより、確保されなければならないこと。

3 公共工事の品質確保に当たっては、調査等、施工及び維持管理の各段階における情報通信技術の活用等を通じて、その生産性の向上が図られるように配慮されなければならないこと。

三 発注者の責務の改正

1 災害時においては、緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

2 地域における公共工事等の実施の時期の平準化を図るため、繰越明許費又は債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期等の設定、他の発注者との連携による中長期的な公共工事等の発注の見通しの作成及び公表等の必要な措置を講ずること。

3 公共工事等に従事する者の休日等を考慮し、適正な工期等を設定すること。

4 災害復旧工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業者団体等との災害復旧工事等の実施に関する協定の締結等に努めること。

四 公共工事等を実施する者は、下請負人に使用される技能労働者等の労働条件、労働環境が適正に整備されるよう、適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請契約を締結しなければならないこと。

五 国及び都道府県は、発注関係事務に関し助言等を適切に行う能力を有する者の活用の促進等に努めなければならないこと。

六 この法律は、公布の日から施行すること。

○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）要旨

本件は、平成18年10月14日から北朝鮮船籍の全ての船舶の入港を禁止することとする同年10月13日の閣議決定、平成28年2月19日以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された第三国籍船舶の入港を禁止することとする同年2月19日の閣議決定、国際連合安全保障理事会の決定等に基づき制裁措置の対象とされた船舶の入港を禁止することとする同年4月1日の閣議決定及び同年12月9日

以後に北朝鮮の港に寄港したことが確認された日本籍船舶の入港を禁止することとする同年12月9日の閣議決定等により変更された平成18年7月5日の閣議決定について、その後の我が国を取り巻く国際情勢に鑑み、平成31年4月9日に入港禁止の期間を平成33年4月13日まで2年延長する変更をしたため、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、入港禁止の実施につき国会の承認を求めるものである。

＜委員会決議＞

○公共工事の品質確保の促進に関する件

政府は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に万全を期すべきである。

- 一 災害時における復旧工事等において、緊急性に応じて随意契約等の入札契約方法を選択する場合には、入札契約における手続の透明性及び公正性が確保されるよう、国は、運用に関するガイドラインを周知するなど必要な措置を講ずること。また、国及び地方公共団体等は、災害対応に従事する地域の建設業者が将来にわたり活躍できるよう、平常時から発注者の予定価格の設定に当たっては、可能な限り最新の単価設定や見積もりを活用するとともに、災害時には、見積もりを積極的に活用し、その災害対応等に必要な費用を反映した適正な価格となるよう努め、地域における発注関係事務が円滑に推進されるよう発注者間の連携を強化すること。
- 二 国及び地方公共団体等は、建設現場で働く技術者・技能者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、週休2日の確保等を含む適正な工期設定を推進するとともに、国は、労務費、法定福利費等が適切に支払われるよう、その実態把握等に努め、必要な措置を講ずること。
- 三 国は、地域における公共工事の施工時期の平準化に当たっては、繰越明許費や債務負担行為等の活用による翌年度にわたる工期の設定等の取組について地域の実情等に応じた支援を行うとともに、好事例の収集・周知、発注者ごとの平準化の進捗状況を把握し公表するなど、その取組を強力に支援すること。また、国及び地方公共団体等は、受注者側が計画的に施工体制を確保できるよう、各発注者が連携し、発注見通しを統合して公表する取組の更なる拡大を図るなど必要な措置を講ずること。
- 四 国及び地方公共団体等は、建設現場における生産性向上を図るため、技術

開発の動向を踏まえ、情報通信技術や3次元データの活用、新技術、新材料又は新工法の導入等を推進するとともに、国は、地方公共団体や中小企業・小規模事業者をはじめとした多くの企業等においても普及・活用されるよう支援すること。

- 五 国及び地方公共団体等は、公共工事の品質確保を図る上で、公共工事に関する調査等の品質が重要な役割を果たすことを踏まえ、公共工事に関する調査等においても、適正な予定価格の設定、ダンピング受注の防止、適正な履行期間の設定、履行期限の平準化、災害時の緊急対応の推進等に留意した発注がなされるよう必要な措置を講ずること。
- 右決議する。

【環境委員会】

○自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）要旨

本案は、沖合の海底の自然環境の保全を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 自然環境保全基本方針に定める事項として、沖合海底自然環境保全地域の指定等に関する事項を追加するものとする。
- 二 環境大臣は、自然環境保全地域以外の沖合の区域でその区域の海底の地形若しくは地質又は海底における自然の現象に依存する特異な生態系を含む自然環境が優れた状態を維持していると認めるもののうち、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを、沖合海底自然環境保全地域として指定することができるものとする。
- 三 沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画は、環境大臣が決定するものとする。
- 四 環境大臣は、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、沖合海底特別地区を指定することができるものとし、当該地区内においては、鉱物の掘採、環境大臣が経済産業大臣の同意を得て定める方法による鉱物の探査及び環境大臣が農林水産大臣の同意を得て定める方法による海底の動植物の捕獲等（以下「特定行為」という。）は、環境大臣の許可を受けなければ、してはならないものとする。
- 五 沖合海底自然環境保全地域の区域のうち沖合海底特別地区に含まれない区域内において特定行為をしようとする者は、あらかじめ、環境大臣に対し、所要の事項を届け出なければならないものとする。
- 六 環境大臣は、船舶の船長その他の特定行為に関係があると認められる者に対し、報告を求め、又はその職員に、船舶その他の必要な場所に立ち入り、検査等をさせることができるものとする。
- 七 環境大臣は、四の規定に違反した者等に対し、特定行為の中止等を命じることができるものとする。
- 八 国は、沖合の区域の生物の多様性の確保その他の自然環境の保全に関する科学的知見の充実を図るため、必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとする。
- 九 環境大臣、農林水産大臣及び経済産業大臣は、沖合海底自然環境保全地域における自然環境の保全に関する事項について、相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならないものとする。

十 環境大臣が、沖合海底自然環境保全地域、沖合海底特別地区の指定、沖合海底自然環境保全地域に関する保全計画の決定等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

十一 罰則及び外国船舶に係る担保金等の提供による釈放等に関する規定を整備すること。

十二 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 沖合海底自然環境保全地域の指定に当たっては、海山、熱水噴出域及び海溝等を中心として、可能な限り多様な生態系が含まれる区域が指定されることとなるよう配慮すること。また、絶滅のおそれがある種が存在する可能性がある場合における種の保存法に基づく科学委員会や多様な利害関係人など、幅広い意見を聴取した上で検討すること。

二 沖合海底自然環境保全地域の保全措置の実効性を確保するため、改正法第35条の6の規定に基づく立入調査等を機動的に行うなど、同地域の保全活動を関係者等と協力して行うよう努めること。

三 我が国の生物多様性保全上重要な海域を後世に引き継ぐために、沿岸域を含めた我が国の周辺海域について、自然環境保全基礎調査による調査を充実させ、海洋保護区の指定の推進を図ること。また、的確な調査の実施のために十分な予算及び人員を確保するよう努めること。

四 海洋保護区の設定に当たっては、平成28年4月に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、沖合域に限定することなく、幅広く海洋保護区化を推進するよう努めること。また、持続可能な漁業と生物多様性保全の両立を目指した保護区の創設など、我が国における海洋保護区の在り方について幅広く検討すること。

五 海域の生態系と密接なつながりを持つ陸域の生態系については、絶滅危惧種の多くが里地里山に生息・生育することから、人の手が入ることで保たれる自然環境の保全を目的とした保護区の在り方についても検討を進めること。

六 保護区の設定による生物多様性保全が有効であるかを検討した上で、改正法の施行5年後を目途に本改正内容の見直しを検討すること。

○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）要旨

本案は、フロン類の排出抑制を推進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 第一種特定製品（業務用冷凍空調機器）の廃棄等を行おうとする第一種特定製品の管理者（以下「第一種特定製品廃棄等実施者」という。）は、第一種フロン類充填回収業者が当該第一種特定製品にフロン類が充填されていないことを確認した場合を除き、第一種フロン類充填回収業者に対し、当該製品に冷媒として充填されているフロン類を引き渡さなければならないものとし、当該引渡義務違反について、罰則を設けることとすること。
- 二 建築物又は工作物の解体工事を発注しようとする第一種特定製品の管理者（以下「特定解体工事発注者」という。）から直接当該解体工事を請け負おうとする建設業者（以下「特定解体工事元請業者」という。）は、当該建築物又は工作物における第一種特定製品の設置の有無について確認を行うとともに、当該特定解体工事発注者に対し、当該確認の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととされているところ、当該特定解体工事元請業者及び特定解体工事発注者は、それぞれ当該交付をした書面の写し又は当該交付を受けた書面を主務省令で定める期間保存しなければならないものとする。
- 三 第一種特定製品廃棄等実施者は、第一種特定製品の解体その他の処分を目的とした引取り又はその全部若しくは一部を原材料若しくは部品その他の製品の一部として利用することを目的とした有償又は無償による譲受け（以下「引取り等」という。）を行おうとする者（以下「第一種特定製品引取等実施者」という。）に第一種特定製品を引き渡すときは、当該第一種特定製品引取等実施者に引取証明書の写しを交付しなければならないものとする。また、何人も、当該引取証明書の写しが交付されない第一種特定製品の引取り等を行ってはならないこととし、その違反に罰則を設けることとすること。
- 四 都道府県知事による報告徴収の対象に特定解体工事元請業者及び第一種特定製品引取等実施者を、立入検査の対象にそれらの事務所又は事業所及び第一種特定製品の引取り等を行う場所等を加えることとすること。
- 五 都道府県は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化を推進するために必要な措置について協議するための協議会を組織することができるものとする。

六 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 フロン類の大気中への排出を可能な限り抑制し、できうる限り早くフロン類を廃絶するとの目標の達成を確実にするため、指定製品の対象範囲の拡大や、指定製品の製造事業者等の判断の基準において長期的な削減目標の設定を率先して行い、フロン類の中長期的な廃絶に向けた具体的なロードマップを作成すること。
- 二 フロン類から代替物質へ転換を進めるに当たっては、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を行うことを政策的に位置付け、その加速度的な導入を進めること。
- 三 フロン類の生産及び排出のさらなる抑制に向け、改正法の施行状況も踏まえつつ、我が国における経済的手法の在り方について、その導入による回収率向上等の効果、行政コスト及び負担の公平性等を総合的に勘案しつつ検討を進め、5年を目途に結論を得ること。
- 四 フロン類の回収における技術的課題等を早期に究明し、その結果に応じて、フロン類の回収が容易な機器等の開発の促進並びにフロン類の回収機の性能及び回収技術の向上のため、機器メーカー等に対する支援等、所要の措置を講ずること。
- 五 脱フロン化・低炭素化を推進するためには、環境に対する負荷がより少ない冷媒への転換を加速度的に進めていくことが必要とされることから、代替技術の確立していない分野の技術開発の促進、初期導入コストが割高なため普及が進まない機器の導入のための支援を充実・強化すること。
- 六 フロン類の使用量が増加している開発途上国において、フロン類の回収・破壊・再生処理等に関する取組、代替物質及び代替技術の普及等、フロン類のライフサイクル全体で排出量を低減するためのシステムの構築を支援し、世界の脱フロン化に向けて、我が国の経験・知見を活かした積極的な国際協力を行うこと。

○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第14号）要旨

本案は、最近の動物の愛護及び管理に関する状況に鑑み、動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 動物の所有者又は占有者は、その動物について環境大臣が飼養及び保管に関しよるべき基準を定めているときは、当該基準を遵守しなければならないことを明確にすること。

二 第一種動物取扱業者が遵守しなければならない基準は、動物の愛護及び適正な飼養の観点を踏まえつつ、動物の種類、習性、出生後経過した期間等を考慮して、飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模等に関する事項について定めるものとする。

三 出生後56日を経過しない犬又は猫の販売等の制限について、平成24年改正法附則で定められた激変緩和措置に係る規定を削除すること。

なお、専ら文化財保護法の規定により天然記念物として指定された犬の繁殖を行う犬猫等販売業者が、犬猫等販売業者以外の者にその犬を販売する場合については特例を設けること。

四 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖して適正飼養が困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖防止のため、生殖を不能にする手術その他の措置を講じなければならないこと。

五 愛護動物の殺傷に対する罪の法定刑を5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に、虐待、遺棄等に対する罪の法定刑を1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、それぞれ引き上げること。

六 都道府県等は、動物の愛護及び管理に関する事務を所掌する部局又は当該都道府県等が設置する施設において、当該部局又は施設が動物愛護管理センターとしての機能を果たすようにするものとする。また、動物行政を担う地方公共団体における動物愛護管理担当職員の拡充を図ること。

七 獣医師が虐待を受けたと思われる動物を発見したときの通報に係る努力義務について、義務に引き上げるとともに、遅滞なく行わなければならないものとする。

八 犬猫等販売業者は、犬又は猫を取得したときは、当該犬又は猫を取得した日から30日を経過する日までに、当該犬又は猫にマイクロチップを装着しなければならないこととし、犬猫等販売業者以外の犬又は猫の所有者は、当該

犬又は猫にマイクロチップを装着するよう努めるものとする。また、所有する犬若しくは猫にマイクロチップを装着した者又はマイクロチップが装着された犬若しくは猫であって登録を受けていないものを取得した犬猫等販売業者は、その所有する犬又は猫について、環境大臣の登録を受けなければならないこと。

九 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○浄化槽法の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第16号）要旨

本案は、浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 浄化槽管理者が清掃をして、その使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除するものとする。

二 環境大臣は、都道府県知事に対して、水質に関する検査に関する事務その他浄化槽の管理に関する事務の実施に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行うように努めなければならないものとする。

三 市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理を特に促進する必要があると認められる区域を、都道府県知事と協議の上、浄化槽処理促進区域として指定することができるものとする。

四 市町村は、浄化槽処理促進区域内に市町村が管理する公共浄化槽を設置しようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て、設置計画を作成するものとする。

五 公共浄化槽の設置が完了したときは、その設置に同意した建築物の所有者は、遅滞なく、当該建築物の汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、この場合において、当該建築物にくみ取便所が設けられているときは、遅滞なく、そのくみ取便所を水洗便所に改造しなければならないものとする。また、市町村は、排水設備を設置し、又はくみ取便所を水洗便所に改造しようとする者に対し、必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めることとし、国は、市町村が資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通又はそのあっせんに努めるものとする。

六 浄化槽の保守点検業者の登録に関し、条例で定める事項として、浄化槽管

- 理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加するものとする。
- 七 都道府県知事等は、その区域に存する浄化槽ごとに、浄化槽台帳を作成するものとする。
- 八 都道府県及び市町村は、浄化槽による汚水の適正な処理の促進に関し必要な協議を行うため、協議会を組織することができるものとする。
- 九 都道府県知事は、既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの（以下「特定既存単独処理浄化槽」という。）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却等必要な措置をとるよう指導、勧告等の措置をとることができるものとする。
- 十 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

○愛玩動物看護師法案（環境委員長提出、衆法第18号）要旨

本案は、近時の愛玩動物をめぐる状況に鑑み、新たに愛玩動物看護師の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律するため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 「愛玩動物」とは、獣医師法第17条に規定する飼育動物のうち、犬、猫その他政令で定める動物をいうこと。
- 二 「愛玩動物看護師」とは、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けて、愛玩動物看護師の名称を用いて、愛玩動物に対する診療の一環として行われる衛生上の危害を生ずるおそれが少ないと認められる行為であって、獣医師の指示の下に行われる診療の補助及び疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護並びに愛玩動物を飼養する者等に対するその愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援を業とする者をいうこと。
- 三 愛玩動物看護師になろうとする者は、愛玩動物看護師国家試験（以下「試験」という。）に合格し、農林水産大臣及び環境大臣の免許を受けなければならないこと。
- 四 農林水産大臣及び環境大臣は、その指定する者に、愛玩動物看護師の登録の実施等に関する事務を行わせることができること。
- 五 農林水産大臣及び環境大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験の実施に関する事務を行わせることができること。
- 六 愛玩動物看護師は、獣医師法第17条の規定にかかわらず、診療の補助を行

うことを業とすることができること。

七 愛玩動物看護師でない者は、愛玩動物看護師又はこれに紛らわしい名称を使用してはならないこと。

八 この法律は、指定試験機関等に係る一部の規定を除き、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

＜委員会決議＞

○動物の愛護及び管理の推進に関する件

政府は、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

- 一 動物取扱業者による不適正な飼養・保管が後を絶たない現状に鑑み、地方自治体が、動物取扱業者に対する立入検査を積極的に行い、必要に応じ勧告、命令及び登録取消し等の行政処分並びに刑事告発も適切に行うよう、規制の実効性を担保するための必要な措置を講ずること。
- 二 動物取扱業者が遵守すべき具体的な基準の策定に当たっては、地方自治体の改善指導の根拠として実効性のある客観的な指標となるよう、十分な検討を経て、できる限り具体的な基準を設定すること。また、基準の遵守を徹底するため、動物取扱業者への周知や地方自治体職員に対する研修の実施等、施行に向けた体制整備の強化を図ること。なお、第一種動物取扱業の登録又は更新について、立入検査をもって基準の遵守状況の確認を行うことを検討すること。
- 三 第一種動物取扱業については、様々な業種について登録制の規制が適用されていることに鑑み、業種や事業規模に応じた規制の細分化について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 四 家畜化されていない野生由来動物の飼養については、動物の本能、習性及び生理・生態に即した適正な飼養の確保が一般的に困難なことから、限定的であるべき旨について周知徹底を図るとともに、人獣共通感染症防止や動物の健康や安全の保持等の観点から、触れ合いを含む動物展示施設等の動物に係る飼養管理基準の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 五 第二種動物取扱業者について、地方自治体の譲渡先として譲渡に関わる団体が動物を受け入れて不適正な飼養管理の状態となる事例も生じていること

- に鑑み、動物の譲渡に当たって譲渡先団体が受入れ可能か確認するなどの適切な指導が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 六 動物虐待等への対応に当たっては、動物虐待等の該当性の客観的な判断に資するよう、事例の集積及びそれらの分析・評価を進め、それによって得られた知見を活用した地方自治体職員等の人材育成を支援するとともに、関係機関及び民間の団体等との一層の連携強化を図ることを通じて、その対応を強化すること。また、動物の遺棄・虐待防止のために、動物虐待等の該当性などについて、普及啓発に努めること。
- 七 特定動物の飼養・保管の許可については、人体への危害の防止、住民不安の解消、災害時の対策等の観点から、娯楽、触れ合い等を目的とした飼養・保管を規制する措置も含めた規制の在り方を検討すること。また、飼養施設の強度を担保し逸走防止策を図るだけでなく、移動檻での常時飼育などの不適切な扱いを防止し、特定動物のアニマルウェルフェアについても指導、監視できるよう検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 八 本改正による動物愛護管理に係る諸施策を着実に実施するため、動物愛護管理行政の実態に即した必要な体制及び職員数の充実に向けて、万全を期すよう努めること。
- 九 所有者不明の犬猫の引取り拒否の要件の設定に当たっては、狂犬病予防法との整合性、当該犬猫に飼い主がいる可能性及び地域猫活動等も考慮し、地域の実情に配慮した要件を設定すること。
- 十 地方自治体における動物収容施設については、収容動物に対する適切な飼養管理を図る観点から、その実態把握を踏まえ、適正な施設や管理の水準等に係る指針の策定を、第一種動物取扱業の基準に準じる形で検討すること。
- 十一 犬猫へのマイクロチップ装着の義務付けに当たっては、制度の実効性確保の観点から、犬猫の種類によって扱いに差異を設けることなく、一般飼養者等へのマイクロチップの装着や情報登録等の重要性等についての普及啓発を推進するとともに、各地方自治体や関係機関におけるマイクロチップリーダー等の配備を促進すること。また、マイクロチップ登録情報の一元管理及び同情報の情報管理の徹底等について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 十二 畜産農業に係る動物に関して、本法及び本法の規定により定められた産業動物の飼養及び保管に関する基準を周知し、遵守を徹底するよう必要な措置を講ずること。

十三 諸外国等におけるアニマルウェルフェア及び脊椎動物の心身の苦痛の感受性に関する調査研究並びに動物の取扱いに係る制度・運用の事例等について、我が国の動物の取扱いに係る制度の在り方の検討に資するよう、情報の収集・整理を精力的に進めること。また、国際的なアニマルウェルフェアの基本原則である五つの自由について十分に配慮して、動物愛護管理に係る諸施策を執り行うよう、飼養保管基準の遵守義務をはじめとした法制度の理解の浸透・周知徹底を図ること。

右決議する。

○愛玩動物看護師の制度化に関する件

政府は、「愛玩動物看護師法」を施行するに当たっては、次の事項に留意し、その運用について万全を期すべきである。

一 愛玩動物看護師が獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助等に必要となる専門的知識・技能を十分に有した資格となるよう、その資質の向上の観点から、受験資格を得るために必要な教育養成機関における養成課程及び国家試験の内容の充実に努めること。

二 現行の動物看護師が愛玩動物看護師の受験資格を取得できるよう、講習会及び予備試験の実施等について十分配慮すること。

三 愛玩動物看護師の制度化による業務独占及び名称独占が、現行の動物看護師の業務遂行に支障をきたさないよう十分配慮すること。

四 動物看護師の業務は動物診療施設のみならず動物関連施設、企業及び教育機関など活動の場が多岐にわたっていることから、関係省庁間及び関連団体との連携に努めること。

五 愛玩動物看護師の資格取得のための教育養成機関等における費用負担の増加等が、動物看護師志望者を抑制することにつながらないように、動物看護師全体の処遇の向上に向けて、その社会的役割の周知や認知度の向上等、必要な環境整備に努めること。

六 動物の愛護及び管理に関する法律の実効性を確保する観点から、愛玩動物看護師が適切に役割を果たすことができるよう、同法との連携に十分配慮すること。

七 愛玩動物看護師の制度化に伴う諸施策を着実に実施するため、必要な体制の確保に向けて、万全を期すよう努めること。

右決議する。

【安全保障委員会】

○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）要旨

本案は、現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を引き続き実施していく必要性に鑑み、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法（以下「長期契約法」という。）の有効期限を5年延長しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 長期契約法の有効期限を5年延長し、平成36年3月31日までとすること。
- 二 特定防衛調達についての国の債務負担等に係る経過措置について、所要の規定を整備すること。
- 三 この法律は、公布の日から施行すること。

○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）要旨

本案は、自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日・加物品役務相互提供協定及び日・仏物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 防衛省設置法の一部改正
自衛官の定数を改めること。
- 二 自衛隊法の一部改正
 - 1 航空自衛隊の航空総隊の編成に警戒航空団を加えること。
 - 2 即応予備自衛官の員数を改めること。
 - 3 カナダ及びフランスとの各物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定を整備すること。
- 三 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正
大規模な災害に対処する外国軍隊に対する物品又は役務の提供の対象として、カナダ及びフランスの軍隊を追加すること。
- 四 施行期日等
 - 1 この法律は、平成32年3月31日までの間において政令で定める日から施行するほか、必要な施行期日を定めること。
 - 2 その他所要の調整規定を設けること。

【予算委員会】

○平成30年度一般会計補正予算（第2号）

本補正予算は、歳出面において、平成30年12月14日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のうち、初年度の対策として速やかに着手すべきもの等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、最近までの収入実績等を勘案して租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるものである。

なお、公共事業等について、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

本補正の結果、平成30年度一般会計歳入歳出予算は、次のとおりとなる。

（原則として単位未満四捨五入）

歳入

成立予算	98,648,388百万円
補正第2号	2,709,673百万円
計	101,358,061百万円

歳出

成立予算	98,648,388百万円
補正第2号	2,709,673百万円
計	101,358,061百万円

一般会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨

五入）

歳入

1 租税及印紙収入	849,000百万円
2 税外収入	139,350百万円
3 公債金	1,008,200百万円
(1) 公債金	1,308,200百万円
(2) 特例公債金	△ 300,000百万円
4 前年度剰余金受入	713,123百万円
計	2,709,673百万円

歳出

1 防災・減災、国土強靱化	1,072,305百万円
2 TPP協定の早期発効に対応するための農林水産業の強化策等	

		325,582百万円
3 中小企業・小規模事業者に対する支援		206,829百万円
4 その他喫緊の課題への対応		1,430,362百万円
(1) 国民生活の安全・安心の確保		751,168百万円
(2) 災害復旧等		213,562百万円
(3) その他の経費		465,632百万円
5 国債整理基金特別会計へ繰入		454,723百万円
6 地方交付税交付金		510,800百万円
7 既定経費の減額	△	1,290,928百万円
計		2,709,673百万円

○平成30年度特別会計補正予算（特第2号）

本補正予算は、国債整理基金特別会計等9特別会計について、所要の補正措置を講ずるものである。

なお、自動車安全特別会計において、所要の国庫債務負担行為の追加を行うこととしている。

主な特別会計補正予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	51,921,585	51,711,428
補正第2号	609,400	615,392
計	52,530,985	52,326,821

2 国債整理基金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
成立予算	191,220,694	191,220,694
補正第2号	△ 1,185,916	△ 1,185,916
計	190,034,779	190,034,779

3 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定		
成立予算	2,235,470	2,235,470
補正第2号	56,434	56,434

計	2, 291, 903	2, 291, 903
(2) 電源開発促進勘定		
成立予算	338, 970	338, 970
補正第2号	4, 820	4, 820
計	343, 790	343, 790

4 年金特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
(1) 子ども・子育て支援勘定		
成立予算	2, 614, 910	2, 614, 910
補正第2号	39, 350	39, 350
計	2, 654, 259	2, 654, 259
(2) 業務勘定		
成立予算	403, 246	403, 246
補正第2号	△ 466	△ 466
計	402, 780	402, 780

5 東日本大震災復興特別会計

	歳入(百万円)	歳出(百万円)
成立予算	2, 359, 285	2, 359, 285
補正第2号	△ 337, 850	△ 337, 850
計	2, 021, 434	2, 021, 434

以上のほかに、食料安定供給特別会計、国有林野事業債務管理特別会計及び自動車安全特別会計において、歳入歳出予算の補正を行っている。

また、地震再保険特別会計においては、大阪北部地震及び平成30年北海道胆振東部地震に伴い、多額の保険金支払いが発生することにより民間準備金の減少が見込まれるため、1回の地震等による民間損害保険会社の保険金の支払限度額を引き下げるとともに、政府の保険金の支払限度額を引き上げている。

○平成31年度一般会計予算

本予算は、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）において策定した「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算として、財政健全化への着実な取組を進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての

設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるとともに、平成31年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための臨時・特別の措置を講じるために編成されたものである。

歳出のうち、一般歳出の規模は、前年度当初予算に対して5.2%増の61兆9,639億円となっている。また、歳入のうち、公債金は、前年度当初予算を1兆317億円下回る32兆6,605億円で、公債依存度は32.2%となっている。

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

歳入

1	租税及印紙収入	62,495,000百万円
	消費税率の引上げに際し、需要変動の平準化等の観点から住宅と自動車に対する税制上の支援策等の措置を講じるなど、所要の税制改正を行うこととしている。	
2	官業益金及官業収入	47,756百万円
3	政府資産整理収入	180,717百万円
4	雑収入	5,854,650百万円
5	公債金	32,660,452百万円
	(1) 公債金	6,952,000百万円
	(2) 特例公債金	25,708,452百万円
6	前年度剰余金受入	218,519百万円
	計	101,457,094百万円

歳出

1	社会保障関係費	34,059,280百万円
	(1) 年金給付費	12,048,846百万円
	(2) 医療給付費	11,854,303百万円
	(3) 介護給付費	3,210,107百万円
	(4) 少子化対策費	2,344,019百万円
	(5) 生活扶助等社会福祉費	4,180,510百万円
	(6) 保健衛生対策費	382,710百万円
	(7) 雇用労災対策費	38,785百万円

実勢価格の動向を反映した薬価改定や、介護保険料の総報酬割の拡大や生活扶助基準の見直しなどこれまでに決定した社会保障制度改革の実施等の様々な歳出抑制努力を積み重ねた結果、社会保障関係費の実質的な伸び

は対前年度4,774億円増となり、「新経済・財政再生計画」における社会保障関係費の実質的な伸びを「高齢化による増加分におさめる」という方針を着実に達成している。また、消費税増収分等を活用し、「社会保障の充実」を行うとともに、「新しい経済政策パッケージ」（平成29年12月8日閣議決定）に基づき、幼児教育・保育の無償化や介護人材の処遇改善などを実施することとしている。

2	文教及び科学振興費	5,602,504百万円
(1)	義務教育費国庫負担金	1,520,033百万円
(2)	科学技術振興費	1,359,748百万円
(3)	文教施設費	169,382百万円
(4)	教育振興助成費	2,415,806百万円
(5)	育英事業費	137,536百万円

教育環境整備や科学技術基盤の充実等の観点から、所要額を計上している。

3	国債費	23,508,190百万円
4	恩給関係費	209,709百万円
(1)	文官等恩給費	7,472百万円
(2)	旧軍人遺族等恩給費	191,424百万円
(3)	恩給支給事務費	1,063百万円
(4)	遺族及び留守家族等援護費	9,750百万円

5	地方交付税交付金	15,551,004百万円
---	----------	---------------

所得税、法人税、酒税及び消費税の収入見込額の一定割合に相当する額15兆5,232億円から、平成20年度、21年度及び28年度の地方交付税の精算額のうち「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）等に基づき平成31年度分の交付税の総額から減額することとされている額2,355億円を控除し、加算することとされている額2,633億円を加えた額を計上している。

6	地方特例交付金	434,028百万円
---	---------	------------

交付税及び譲与税配付金特別会計を通じて、地方公共団体に対し地方特例交付金及び子ども・子育て支援臨時交付金（仮称）を交付するために必要な経費であり、所要額を計上している。

7	防衛関係費	5,257,440百万円
---	-------	--------------

平成30年12月18日の国家安全保障会議及び閣議において決定された「平成31年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画

（平成31年度～平成35年度）について」等を踏まえ、領域横断作戦を実現するため、宇宙・サイバー・電磁波といった新たな領域における能力、海空領域における能力等を強化するとともに、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めることとしている。

8	公共事業関係費	6,909,909百万円
(1)	治山治水対策事業費	1,120,597百万円
(2)	道路整備事業費	1,549,136百万円
(3)	港湾空港鉄道等整備事業費	483,072百万円
(4)	住宅都市環境整備事業費	597,782百万円
(5)	公園水道廃棄物処理等施設整備費	128,598百万円
(6)	農林水産基盤整備事業費	706,114百万円
(7)	社会資本総合整備事業費	2,188,659百万円
(8)	推進費等	60,902百万円
(9)	災害復旧等事業費	75,049百万円

防災・減災対策強化のための個別補助化や老朽化対策、成長力を高める生産性向上のためのインフラ整備への重点化を推進することとしている。

9	経済協力費	502,069百万円
---	-------	------------

ODA事業量の確保に配慮しつつ、経費の見直しを行い、予算の重点化等のメリハリ付けを図ることとしている。

10	中小企業対策費	179,000百万円
----	---------	------------

中小企業・小規模事業者の生産性向上支援に資金の重点的な配分を図るとともに、人材対策、取引対策や資金繰り対策にも万全を期す一方、景気回復を反映して信用保証制度に関連する日本政策金融公庫への出資金を減額することとしている。

11	エネルギー対策費	976,017百万円
----	----------	------------

「第5次エネルギー基本計画」（平成30年7月3日閣議決定）の実現に向けて、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立に向けた取組をはじめ、エネルギーの安定供給の確保や安全かつ安定的な電力供給の確保等についても取り組むこととしている。

12	食料安定供給関係費	982,326百万円
----	-----------	------------

「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）に沿って、強い農林水産業の実現に向けた

施策を推進することとしている。

13 その他の事項経費	6,785,618百万円
14 予備費	500,000百万円
計	101,457,094百万円

○平成31年度特別会計予算

本予算は、交付税及び譲与税配付金特別会計等13特別会計に関するものである。

各特別会計の歳出額を単純に合計した歳出総額は、389兆4,568億5,800万円であり、このうち、会計間取引額などの重複額等を控除した特別会計の純計額は、196兆9,683億3,600万円となっている。

主な特別会計予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 交付税及び譲与税配付金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
51,785,440	51,140,417

歳入では、一般会計から16兆418億4,800万円を受け入れ、地方法人税の税収の全額6,876億円を受け入れるほか、財政投融资特別会計投資勘定から「地方公共団体金融機構法」（平成19年法律第64号）に基づき同勘定に帰属する地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金に相当する額として1,000億円を特例として受け入れ、東日本大震災復興特別会計から震災復興特別交付税に充てるための財源として3,245億9,700万円を受け入れることとし、これに加えて財政融資資金及び民間から31兆1,373億500万円を借り入れることとしている。歳出では、地方交付税交付金として16兆844億300万円（うち、東日本大震災からの復興事業に係る地方負担等について措置する震災復興特別交付税3,249億9,900万円）、国債整理基金特別会計への繰入として31兆8,496億2,900万円を計上している。

2 国債整理基金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
190,715,382	190,715,382

歳入において、一般会計から23兆5,072億4,100万円、交付税及び譲与税配付金特別会計等から62兆1,044億5,300万円、東日本大震災復興特別会計から320億3,000万円をそれぞれ受け入れるほか、租税1,260億円、公債金101兆

3,324億2,200万円、復興借換公債金1兆8,079億9,500万円、東日本大震災復興株式売払収入1兆4,749億2,000万円、東日本大震災復興配当金収入504億5,000万円、運用収入945億9,200万円、東日本大震災復興運用収入23億9,100万円、雑収入1,828億6,100万円及び東日本大震災復興雑収入2,700万円をそれぞれ見込んでいる。

3 外国為替資金特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
3,147,274	1,046,826

外国為替資金に属する現金の不足を補うための一時借入金等をするのできる限度額を、過去の実績等を勘案して195兆円としている。また、「特別会計に関する法律」（平成19年法律第23号）第8条第2項の規定により平成30年度において生ずる決算上の剰余のうち1兆7,892億8,300万円を平成31年度の一般会計の歳入に繰り入れることとしている。

4 財政投融资特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 財政融資資金勘定	26,628,935	26,575,412
(2) 投資勘定	987,284	987,284
(3) 特定国有財産整備勘定	78,877	22,834

財政融資資金勘定において、その負担において発行する公債の限度額を12兆円、一時借入金等の限度額を15兆円としている。

投資勘定において、産業投資を呼び水とした民間からのリスクマネー供給強化等を図ることとし、3,849億円（平成30年度当初予算額3,645億円）の産業投資支出を行うこととしている。

5 エネルギー対策特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) エネルギー需給勘定	2,228,442	2,228,442
(2) 電源開発促進勘定	335,931	335,931
(3) 原子力損害賠償支援勘定		
	12,019,710	12,019,710

原子力損害賠償支援勘定において、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」（平成23年法律第94号）の規定による東日本大震災による原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施等に対応するための財政上の措置に必要な経費を計上している。

6 年金特別会計

	歳入（百万円）	歳出（百万円）
(1) 基礎年金勘定	25,695,474	25,695,474
(2) 国民年金勘定	3,687,963	3,687,963
(3) 厚生年金勘定	48,514,154	48,514,154
(4) 健康勘定	12,111,890	12,111,890
(5) 子ども・子育て支援勘定		
	2,909,925	2,909,925
(6) 業務勘定	411,380	411,380

国民年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、1兆7,713億9,300万円を一般会計から受け入れることとしている。

厚生年金勘定において、歳出では、基礎年金勘定への繰入額等を計上し、歳入では、保険料収入や積立金からの受入れ等を見込むとともに、10兆263億6,600万円を一般会計から受け入れることとしている。なお、平成27年度（10月）から、被用者年金制度が一元化されたことにより、歳出では、実施機関（共済組合等）の支出する厚生年金保険給付費等の財源に充てるための交付金を計上し、歳入では、厚生年金保険給付費等に要する費用の財源として実施機関からの所要の拠出金による収入を見込んでいます。

健康勘定において、歳出では、全国健康保険協会への保険料等交付金等を計上し、歳入では、保険料収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、59億400万円を受け入れることとしている。

子ども・子育て支援勘定において、歳出では、児童手当について、3歳未満の児童1人につき月額1万5,000円を、3歳以上小学校修了までの児童（第1子・第2子）1人につき月額1万円を、3歳以上小学校修了までの児童（第3子以降）1人につき月額1万5,000円を、小学校修了後中学校修了までの児童1人につき月額1万円を支給するとともに、所得制限以上の者については、中学校修了までの児童1人につき月額5,000円を支給することとしている。また、子ども・子育て支援新制度における子どものための教育・保育給付に要する費用の地方公共団体に対する交付金の交付等を実施するための子ども・子育て支援推進費を計上するとともに、企業主導型保育事業等を実施するための仕事・子育て両立支援事業費等を計上している。歳入では、事業主拠出金収入等を見込むとともに、一般会計から所要の財源として、2

兆2,837億9,900万円を受け入れることとしている。

7 東日本大震災復興特別会計

歳入（百万円）	歳出（百万円）
2,134,790	2,134,790

本会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するために平成24年度に設けられたものである。歳入では、一般会計からの受入額1,848億1,100万円、復興公債金9,284億円等を計上し、歳出では、復興施策に要する所要額を計上している。以上のほか、地震再保険、労働保険、食料安定供給、国有林野事業債務管理、特許、自動車安全の各特別会計についても所要の措置を講じている。

○平成31年度政府関係機関予算

本予算の概要は、次のとおりである。（原則として単位未満四捨五入）

1 沖縄振興開発金融公庫

収入（百万円）	支出（百万円）
13,010	10,693

「沖縄振興基本方針」における民間主導の自立型経済の発展に向けた政策金融の取組の推進に加え、セーフティネット機能の発揮及び沖縄の地域課題である子どもの貧困問題の解消や雇用環境の改善等に引き続き努めるため、県内産業の育成、産業・社会基盤の整備、中小企業や小規模事業者等の経営基盤強化等を支援するための措置を講じることとし、貸付契約額として1,630億円を予定しているほか、沖縄におけるリーディング産業の育成支援等のための出資21億円を予定している。

2 株式会社日本政策金融公庫

	収入（百万円）	支出（百万円）
(1) 国民一般向け業務	164,195	88,610
(2) 農林水産業者向け業務	49,302	44,682
(3) 中小企業者向け業務	95,493	44,460
(4) 信用保険等業務	196,831	405,465
(5) 危機対応円滑化業務	16,590	62,842
(6) 特定事業等促進円滑化業務		
	1,743	1,743

国民一般向け業務において、消費税率引上げにかかる小規模事業者の資金

需要への万全な対応を図るとともに、民間金融機関との協調等の取組を更に推進しつつ、生産性向上や地域活性化に向けた創業・新規事業、事業承継の取組等の支援を重点的に行うほか、東日本大震災等による被災小規模事業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応することとして、小規模事業者経営改善資金貸付2,900億円を含め総額2兆8,000億円の貸付けを行うこととし、この原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金83億円、東日本大震災復興特別会計からの出資金40億2,900万円、財政融資資金の借入れ2兆70億円、社債の発行による収入2,350億円等を予定している。

信用保険等業務において、中小企業信用保険事業で10兆9,000億円の保険引受、破綻金融機関等関連特別保険等事業で660億円の保険引受をそれぞれ予定しているほか、信用保証協会に対する貸付けは240億円を予定している。また、中小企業信用保険事業に要する資金に充てるため、一般会計からの出資金462億円を予定している。

3 株式会社国際協力銀行

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
1,069,085	1,042,985

日本企業によるインフラ海外展開等を引き続き支援していくこととし、総額2兆2,216億円の事業規模を計上している。これらの原資として、財政投融资特別会計投資勘定からの出資金635億円、外国通貨長期借入金400億円、財政融資資金からの借入金2,893億円、社債の発行による収入1兆992億円、貸付回収金等7,296億円を予定している。

4 独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門

収 入 (百万円)	支 出 (百万円)
150,325	115,800

開発途上地域の政府等に対して、1兆3,950億円の出融資を行うこととし、これらの原資として、一般会計からの出資金468億1,000万円、財政融資資金からの借入金4,852億円、国際協力機構債券の発行による収入1,440億円及び貸付回収金等7,189億9,000万円を予定している。

【決算行政監視委員会】

**○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）
（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成29年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から平成29年10月30日までの間において決定された639億6,107万9,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費、衆議院議員総選挙啓発推進に必要な経費、訟務費の不足を補うために必要な経費等7件である。

**○平成29年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）
（承諾を求めるの件）（第196回国会、内閣提出）**

本件は、財政法第36条第3項の規定に基づき、平成29年度一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から平成30年3月26日までの間において決定された232億4,651万3,000円の使用につき、国会の事後承諾を求めため提出されたものである。その内訳は、大雪に伴う道路事業に必要な経費及び訟務費の不足を補うために必要な経費の2件である。

【議院運営委員会】

○国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 (参議院提出、参法第26号) 要旨

本案は、参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和4年7月31日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 一 参議院議員が、令和4年7月31日までの間において、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合には、当該返納による国庫への寄附については、公職選挙法第199条の2（公職の候補者等の寄附の禁止）の規定は、適用しないこと。
- 二 一により歳費の一部に相当する額を国庫に返納するに当たっては、一の措置が参議院に係る経費の節減に資するためのものであることに留意し、月額7万7,000円を目安とするものとする。
- 三 この法律は、令和元年8月1日から施行すること。
- 四 一は、この法律の施行の日以後に支給を受ける歳費の一部に相当する額を国庫に返納する場合について適用すること。
- 五 一による参議院議員の歳費の一部に相当する額の国庫への返納が参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ認められるものであることに鑑み、参議院全体としてこれに取り組むよう努めるとともに、参議院に係る経費の節減については、更に検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

【災害対策特別委員会】

○災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（災害対策特別委員長提出、衆法第12号）要旨

本案は、災害援護資金の借受人が置かれている状況等に鑑み、償還免除の特例、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 償還免除の特例

被災者生活再建支援法が適用されるようになる前に生じた災害に係る災害援護資金について、借受人の収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合の償還免除に係る規定を設けること。

二 保証債権に関する特例

平成31年4月1日前に生じた災害に係る災害援護資金の保証債権を償還期間の終期から10年を経過した後に市町村が放棄した場合の都道府県及び国の貸付金の償還免除に係る規定を設けること。

三 償還金の支払猶予

市町村は、やむを得ない理由により、災害援護資金の借受人が支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払を猶予することができること。

四 償還免除

市町村は、災害援護資金の借受人が死亡したとき等に加え、破産手続開始の決定等を受けたときにも、当該災害援護資金の償還を免除することができるものとする。

五 報告等

市町村は、償還金の支払を猶予し、又は災害援護資金の償還を免除するかどうかを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の借受人又はその保証人の収入又は資産の状況について、これらの者に報告を求め、又は官公署に対し必要な文書の閲覧等を求めることができること。

六 市町村における合議制の機関

市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、条例の定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

七 制度の周知徹底

国は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの申請の機会が確保されるよう、これらの制度の周知徹底を図るものとする
こと。

八 施行期日

この法律は、令和元年8月1日から施行すること。

<委員会決議>

○被災者支援制度に関する件

政府は、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律の施行に当たり、災害が頻発、激甚化する状況の中、被災者の速やかな生活再建を図るため、被災者支援制度について、さらなる充実が図られるよう検討を加え、必要な措置を講じること。

右決議する。

【政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会】

○国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律案（内閣提出第17号）要旨

本案は、最近における物価の変動、選挙等の執行状況等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図るため、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずるもので、その主な内容は次のとおりである。

一 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正

- 1 選挙等の執行状況を踏まえ、閉鎖時刻の繰上げ等を行った投票所に係る減算規定を設けるとともに、投票所及び開票所の事務を行うための設備の整備等に係る加算規定を設けること。
- 2 最近における物価の変動等を踏まえ、投票所経費、開票所経費及び事務費等の基準額を改定すること。
- 3 二の3に伴い、事務費の基準額を改定すること。

二 公職選挙法の一部改正

1 投票管理者及び投票立会人の選任要件の緩和

市町村の選挙管理委員会は、投票管理者及び投票立会人を、選挙権を有する者の中から選任するものとする。

2 開票立会人の選任に係る規定の整備

(一) 公職の候補者等は、当該選挙の開票区ごとに、当該開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村の選挙人名簿に登録された者の中から開票立会人を届け出ることができるものとする。

(二) 都道府県の選挙管理委員会が公職選挙法第18条第2項の規定により市町村の区域を分けて、又は数市町村の区域の全部若しくは一部を合わせて、開票区を設ける場合に、当該開票区を選挙の期日前2日から選挙の期日の前日までの間に設けたときは市町村の選挙管理委員会において、当該開票区を選挙の期日以後に設けたときは開票管理者において、開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち合わせなければならないものとする。

3 選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出

選挙公報の掲載文を電磁的記録により提出することを可能とすること。

三 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。ただし、一の三及び二については平成31年6月1日から施行するものとする。

【消費者問題に関する特別委員会】

○食品ロスの削減の推進に関する法律案（消費者問題に関する特別委員長提出、衆法第8号）要旨

本案は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進するものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 この法律において「食品ロスの削減」とは、まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取組をいうこと。
- 二 食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体及び事業者の責務並びに消費者の役割を定めること。
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律等に基づく食品廃棄物の発生の抑制等に関する施策を実施するに当たっては、この法律の趣旨及び内容を踏まえ、食品ロスの削減を適切に推進しなければならないこと。
- 四 国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月を食品ロス削減月間とし、特に同月30日を食品ロス削減の日として定めること。
- 五 政府は、食品ロスの削減に関する施策の総合的な推進を図るため、基本方針を閣議決定により定めなければならないこと。また、都道府県及び市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないこと。
- 六 国及び地方公共団体は、消費者、事業者等が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、それぞれの立場から取り組むことを促進するよう、教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずること。
- 七 国及び地方公共団体は、食品関連事業者等から未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受けて貧困、災害等により必要な食べ物を十分に入手することができない者にこれを提供するための活動が円滑に行われるよう、当該活動に係る関係者相互の連携の強化等を行うために必要な施策を講ずること。また、国は、当該活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査及び検討を行うよう努めること。
- 八 内閣府に、基本方針の案の作成等を行う食品ロス削減推進会議を設置すること。
- 九 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で

定める日から施行すること。

＜委員会決議＞

○食品ロスの削減の推進に関する件

政府は、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一 国が策定する基本方針において、国、地方公共団体、事業者、消費者等が食品ロスの削減の推進に向けて取り組むべき課題を明らかにした上で、それらの諸課題の達成に向け、国の施策の方向性を示すとともに、基本方針を踏まえて地方公共団体が策定する「食品ロス削減推進計画」の分かりやすい指針となるよう、必要事項を具体的に提示すること。
- 二 地域の特性に合わせて食品ロスを削減する取組を強化できるよう、地方公共団体における「食品ロス削減推進計画」の策定を促進するとともに、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担が軽減されるよう必要な支援を行うこと。また、地方公共団体に対する財政支援、職員の研修機会の提供など適切な支援を行うこと。
- 三 小売企業等による加工食品の納品期限に関する商慣習（いわゆる3分の1ルール）が食品ロスの発生の要因の一つであることに鑑み、当該商慣習の緩和について、我が国の食品流通業界全体で徹底できるように、必要な措置を講ずること。
- 四 有り余るほどの量の宴席料理、終了時間まで補充されるbuffetサービス、品切れのないメニューを望む消費者の意識に配慮して、飲食店等が過剰に料理を準備したり食材を仕入れたりせざるを得ないことが、食品ロスの発生の要因の一つであることを十分に考慮した上で、事業者だけでなく、消費者の意識を変えるための啓発活動に取り組むこと。
- 五 飲食店等における料理の食べ残しが食品ロスの発生の要因の一つであることに鑑み、食べ残し料理の持ち帰りが、消費者の自己責任を前提に促進されるよう、事業者及び消費者に対して、国が作成した「飲食店等における『食べ残し』対策に取り組むに当たっての留意事項」の一層の周知を図るなど、必要な措置を講ずること。
- 六 食品関連事業者等から未利用食品等の提供を受けて貧困、災害等により食べ物の支援が必要な者に提供するための活動（フードバンク活動）の社会的

意義に鑑み、その活動の促進に向け、フードバンク活動を行う団体に対する財政支援や、提供した食品により食品衛生上の事故が生じた場合の食品関連事業者等及びフードバンク活動を行う団体の法的責任の在り方について、本法成立後速やかに検討すること。さらに、こうした事故が生じた場合に、食品の最終受給者が支援を受けられるよう、必要な措置を検討すること。

七 持続可能な開発目標（SDGs）の趣旨を踏まえて、国内のみならず、世界の飢餓の救済や栄養不足の解消につながるよう、本法の趣旨を生かすため、食品ロスを削減する取組と併せて、食料の多くを輸入に依存している我が国の食料自給率を向上させる取組を行うこと。

右決議する。

【地方創生に関する特別委員会】

○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出第37号）要旨

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 都道府県から中核市への事務・権限の移譲

住民に身近な行政を地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするため、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うこととし、関係法律（1法律）の改正を行うこと。

二 義務付け・枠付けの見直し等

地方が自らの発想でそれぞれの地域に合った行政を行うことができるようにするため、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直し等を行うこととし、関係法律（12法律）の改正を行うこと。

三 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

（附帯決議）

政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分配慮すべきである。

一 放課後児童健全育成事業については、子どもの安全や同事業の質が十分に確保されるよう、地方公共団体等に周知徹底すること。また、子どもの安全等が損なわれるおそれがあると認める場合には、国は、当該地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。

二 放課後児童健全育成事業の見直しに関する検討を行うに当たっては、市町村、同事業の従事者、保護者等の意見を幅広く聴取するとともに、市町村による条例の改正状況や同事業の運営状況等に関する実態調査を継続的に実施すること。なお、実態調査の実施結果等について、適切な情報開示を行い、説明責任を果たすこと。

三 放課後児童健全育成事業の利用者の増加に伴う待機児童の解消のため、放課後児童支援員等の処遇改善等による人材の確保や、関係施設の整備等に対し、十分な財政措置を講ずること。また、同事業に係る既存の国の支援策について、その利用が促進されるよう地方公共団体に対する周知徹底を図ること。

- 四 放課後児童健全育成事業について、厚生労働省が同事業の従事者や保護者のための相談窓口を設けるとともに、当該窓口における意見等を踏まえ、地方公共団体に対し、報告聴取、情報提供及び助言を行うことも含め、事業の適切な運営を確保するための措置を講ずること。
- 五 地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管する場合にあっては、社会教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映、学校教育との連携等により、多様性にも配慮した社会教育が適切に実施されるよう、地方公共団体に対し、適切な助言を行うこと。
- 六 公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されないが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。
- 七 本法の公立社会教育施設に関する規定の施行後3年を目途として、その施行状況を検証し、必要があると認める場合には、社会教育の適切な実施のための担保措置等について、所要の見直しを行うこと。
- 八 指定管理鳥獣捕獲等事業の従事者による火薬類の無許可譲受けについては、同事業従事者に対する指導を徹底するなど、実包の十分な管理体制を確保し、公共の安全の維持に万全を期すこと。

IV 決議案

○議員丸山穂高君糾弾決議案（菅原一秀君外13名提出、決議第4号）

議員丸山穂高君は、「令和元年度第1回北方四島交流訪問事業」に参加した際、憲法の平和主義に反する発言をはじめ、議員としてあるまじき数々の暴言を繰り返し、事前の注意にも拘わらず、過剰に飲酒し泥酔の上、禁じられた外出を試みて、本件北方四島交流事業の円滑な実施を妨げる威力業務妨害とも言うべき行為を行い、我が国の国益を大きく損ない、本院の権威と品位を著しく失墜させたと言わざるを得ず、院として国会議員としての資格はないと断ぜざるを得ない。

よって本院は、ここに丸山君を糾弾し、ただちに、自ら進退について判断するよう促すものである。

右決議する。

○国際労働機関（ILO）創設百周年に当たり、ILOに対する我が国の一層の貢献に関する決議案（川崎二郎君外9名提出、決議第7号）

本年、国際労働機関（ILO）は記念すべき創設100周年を迎えた。

第一次世界大戦終了後の1919年に創設されたILOは、憲章前文に掲げる「世界の永続する平和は、社会正義を基礎としてのみ確立することができる」との普遍的理念の下、国際労働基準の策定や開発協力などの活動を通じ、労働条件や雇用環境の改善と向上、働くことに関わる基本的権利の確立に尽力し、着実にその歴史を刻んできた。

現在では世界187もの国々が加盟するILOは、国連機関としては唯一、加盟国の政府、労働者及び使用者の三者代表によって意思決定と組織の運営が行われており、我が国を含め、加盟国内における三者構成主義の確立に大きな役割を果たしてきたことは特筆に値する。

ILOの原加盟国の一つであり、1954年以来常任理事国の地位を占めている我が国も、長年にわたってILOの重要な一翼を担い、国内外でILO活動の推進を積極的に牽引してきたところであり、国際社会からは今後のさらなる貢献が強く期待されている。

1998年に採択された「労働における基本的な原則及び権利に関するILO宣言」では、加盟国が尊重・遵守すべき四つの基本的権利に関する原則が定められ、それに対応する八つの基本条約についてその批准と履行に向けた国際的な努力が続けられてきた。我が国も、その取組に協力してきたが、八つの基本条

約のうち、未批准の案件については、引き続きその批准について努力を行うとともに、既批准条約の確実な履行に向けても国際社会とともに一層の努力を傾注していかなければならない。

また、1999年に新たな戦略目標に位置付けられた「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」は、2015年に国連サミットで採択されたSDGs（持続可能な開発目標）でも目標の一つに掲げられている。今後、国際的な達成努力への貢献はもとより、国内においても働き方改革の達成目標と位置付け、「仕事の未来」をも見据えて国際社会をリードする取組を政労使の努力で実行していくことをここに確認する。

今後、グローバル化や情報化が一層その規模とスピードを増し、「働き方」の多様化や国内外の人の移動もスケールと複雑さを増していく。その中で、ILOの基本理念や国際労働基準、三者構成主義やディーセント・ワーク目標が果たすべき役割がますます大きくなることに鑑み、ここに本院は、改めて我が国がILOにおいて果たすべき役割と責務の重要性を確認し、ILOの次なる100年の発展と活動の展開に向け、これからも世界の加盟国と共にその理念の追求と実現のために最大限の貢献をしていく決意をここに表明する。

右決議する。

V 通過議案概要一覧

(○は内閣提出、●は衆法又は参法)

委員会名	議案名	概要	提出	成立
内閣	○成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出、第196回国会閣法第56号)	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人の人権が尊重され、成年被後見人又は被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、国家公務員法等において定められている成年被後見人又は被保佐人に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化等を図るもの	(平成30年) 3/13	6/7
	○警察法の一部を改正する法律案 (内閣提出第2号)	警察運営の効率化を図るため、警察庁の組織について、警備局に警備運用部を設置するとともに、中国管区警察局及び四国管区警察局を統合して中国四国管区警察局を設置する等の措置を講ずるもの	2/1	3/29
	○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案(内閣提出第15号)	我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるもの	2/12	5/10
	○国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第34号)	国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律について、その上空等において小型無人機等の飛行が禁止される対象施設に防衛大臣が指定する防衛関係施設を追加する等の措置を講ずるとともに、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法について、文部科学大臣が期間を定めて指定する大会関係施設及び国土交通大臣が期間を定めて指定する空港を対象施設とみなす等の特別の措置を講ずるもの	3/5	5/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
内閣	○道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出第41号）（参議院送付）	最近における道路交通をめぐる情勢に鑑み、自動車の自動運転の技術の実用化に対応した運転者等の義務に関する規定の整備を行うとともに、自動車又は原動機付自転車を運転中の携帯電話使用等に対する罰則の強化等を行うもの	3/ 8	5/28
	○情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第47号）	情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るため、情報通信技術を活用した行政の推進に関する基本原則及び行政手続等を情報通信技術を利用する方法により行うために必要となる事項等を定めるとともに、住民票及び戸籍の附票の記載等に係る本人確認情報の保存及び提供の範囲の拡大、電子証明書及び個人番号カードの利用者への国外転出者の追加、個人番号利用事務への罹災証明書の交付に関する事務等の追加等の措置を講ずるもの	3/15	5/24
	●子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣委員長提出、衆法第13号）	子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に、子ども一人一人が夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進することを規定するとともに、基本理念を見直すほか、大綱の記載事項に子どもの貧困対策に関する施策の推進体制に関する事項を追加し、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨を規定する等の措置を講ずるもの	5/31	6/12
	○日本国憲法第八条の規定による議決案（内閣提出、憲議第1号）	天皇陛下の御即位に際し、皇室が、皇室経済法施行法第2条に規定するもののほか、令和元年10月11日から同年11月29日までの間において、内閣の定める基準により、天皇陛下の御即位を祝するために贈与される物品を譲り受けることができるよう、日本国憲法第8条の規定による国会の議決を求めようとするもの	6/ 7	6/21

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○平成30年度分として交付すべき地方交付税の総額の特例に関する法律案（内閣提出第1号）	平成30年度の第2次補正予算により増額された同年度分の地方交付税の額について、当該額の一部を、同年度内に交付しないで、平成31年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするもの	1/28	2/7
	○地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第4号）	特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ並びに環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の拡充並びに都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うもの	2/8	3/27
	○特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律案（内閣提出第5号）	特別法人事業税について、納税義務者、課税標準、税率、申告及び納付等の手続並びにその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を特別法人事業譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるもの	2/8	3/27
	○森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律案（内閣提出第6号）	森林環境税について、納税義務者、税率、賦課徴収等の手続及びその納税義務の適正な履行を確保するため必要な事項を定めるとともに、その収入額に相当する額を森林環境譲与税として市町村及び都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるもの	2/8	3/27
	○地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第7号）	平成31年度分の地方交付税の総額の特例措置を講ずるとともに、各種の制度改正等に伴って必要となる行政経費の財源を措置するための地方交付税の単位費用等の改正を行うもの	2/8	3/27
	○成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第8号）	法律の有効期限（平成31年3月31日）を10年間延長するとともに、農地及び農業用施設の整備に係る国の負担割合の特例等の対象となる事業を追加するもの	2/8	3/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
総務	○電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第18号)	電波の有効利用を促進するため、電波利用料の料額の改定等を行うとともに、特定基地局の開設計画の認定に係る制度の整備を行うほか、実験等無線局の開設及び運用に係る特例の整備等の措置を講ずるもの	2/12	5/10
	○電気通信事業法の一部を改正する法律案 (内閣提出第35号)	電気通信事業の公正な競争の促進及び電気通信役務の利用者の利益の保護を図るため、移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等について禁止行為を定めるとともに、電気通信役務の提供に関する契約の締結の勧誘に係る禁止行為の拡大及び当該契約の締結の媒介等の業務に係る届出制度の導入等の措置を講ずるもの	3/ 5	5/10
	○放送法の一部を改正する法律案 (内閣提出第36号)	近年における放送をめぐる視聴環境の変化及び日本放送協会に対する信頼確保の必要性に鑑み、日本放送協会のインターネット活用業務の対象を拡大するとともに、日本放送協会の適正な経営を確保するための制度を充実させるほか、衛星基幹放送の業務の認定要件を追加する措置を講ずるもの	3/ 5	5/29
	○放送法第70条第2項の規定に基づき、承認を求めるの件 (内閣提出、承認第1号)	日本放送協会の平成31年度予算であり、一般勘定事業収支については、事業収入7,247億円、事業支出7,277億円、事業収支差金△30億円となっている。 事業運営に当たっては、国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進に重点を置き取り組むこととしている。	2/15	3/29
法務	○裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 (内閣提出第19号)	下級裁判所における事件の適正かつ迅速な処理を図るため、判事の員数を40人増加し、判事補の員数を25人減少するとともに、裁判所の事務を合理化し及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を13人減少するもの	2/12	4/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
法務	○民事執行法及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第28号)(修正)	民事執行制度をめぐる最近の情勢に鑑み、債務者の財産状況の調査に関する規定の整備、不動産競売における暴力団員の買受け防止に関する規定の新設、子の引渡しの強制執行及び国際的な子の返還の強制執行に関する規定の整備等を行うもの なお、附則におけるこの法律の略称を「平成三十一年改正法」から「民事執行法等一部改正法」に改める修正を行った。	2/19	5/10
	○表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律案(内閣提出第30号)	表題部所有者不明土地(所有権の登記がない一筆の土地のうち表題部に所有者の氏名又は名称及び住所の全部又は一部が登記されていないもの)の登記及び管理の適正化を図るため、登記官による表題部に登記すべき所有者等の探索及び当該探索の結果に基づく登記並びに当該探索の結果表題部に登記すべき所有者等の全部又は一部を特定することができなかったものについての裁判所が選任する管理者による管理等の措置を講ずるもの	2/22	5/17
	○司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案(内閣提出第46号)(参議院送付)	近時の司法書士制度及び土地家屋調査士制度を取り巻く状況の変化を踏まえ、司法書士及び土地家屋調査士について、それぞれ、その専門職者としての使命を明らかにする規定を設けるとともに、懲戒権者を法務局又は地方法務局長から法務大臣に改める等の懲戒手続に関する規定の見直しを行うほか、社員が1人の司法書士法人及び土地家屋調査士法人の設立を可能とする等の措置を講ずるもの	3/12	6/ 6

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
法務	○戸籍法の一部を改正する法律案 (内閣提出第50号)	国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るため、非本籍地の市区町村長に対する戸籍証明書等の交付の請求及び戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行の制度を設けるとともに、法務大臣が、戸籍副本データ(磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報)を利用して戸籍関係情報(親子関係の存否等の身分関係の存否に関する情報、婚姻関係等の身分関係の形成に関する情報等)を作成し、これを行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律による行政機関、地方公共団体等からの照会に応じて提供することができるようにする等の措置を講ずるもの	3/15	5/24
	○民法等の一部を改正する法律案 (内閣提出第51号)	特別養子制度の利用を促進するため、養子となる者の年齢の上限を引き上げるとともに、特別養子適格の確認の審判の新設、特別養子縁組の成立の審判に係る規定の整備、児童相談所長が特別養子適格の確認の審判の手続に参加することができる制度の新設等の措置を講ずるもの	3/15	6/ 7
外務	○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第20号)	国際情勢の変化等に鑑み、在スワジランド日本国大使館の在エスワティニ日本国大使館への名称変更等を行うとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定及び子女教育手当の支給額の改定について定めるもの	2/12	3/29
	○日本国の自衛隊とカナダ軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とカナダ政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(条約第1号)	自衛隊とカナダ軍隊との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等を定めるもの	2/22	5/ 8

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○日本国の自衛隊とフランス共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第2号）	自衛隊とフランス共和国の軍隊との間で物品・役務を相互に提供するための決済手続等を定めるもの	2/22	5/ 8
	○中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結について承認を求めるの件（条約第3号）	中央北極海の公海水域における健全な海洋生態系を保護し、並びに魚類資源の保存及び持続可能な利用を確保するための長期的な戦略の一部として、規制されていない漁獲を防止すること等について定めるもの	2/22	5/17
	○2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第4号）	船舶からの燃料油の流出又は排出による汚染損害についての船舶所有者の責任及び強制保険、締約国の裁判所が下す判決の承認等について定めるもの	2/22	5/15
	○2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結について承認を求めるの件（条約第5号）	危険をもたらす難破物の除去のための措置、難破物の除去に係る費用についての船舶の登録所有者の責任及び強制保険等について定めるもの	2/22	5/15
	○投資の促進及び保護に関する日本国とアルゼンチン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第6号）	アルゼンチンとの間で、投資の拡大により経済関係を一層強化するため、投資の自由化、促進及び保護に関する法的枠組みについて定めるもの	3/ 8	5/29
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とスペイン王国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第7号）	現行の日・スペイン租税条約を全面的に改正し、投資所得に対する源泉地国における課税を更に減免するとともに、税務当局間の徴収共助の手続等について定めるもの	3/ 8	5/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
外務	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とクロアチア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（条約第8号）	クロアチアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 8	5/29
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とコロンビア共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第9号）	コロンビアとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 8	5/29
	○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とエクアドル共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（条約第10号）	エクアドルとの間で、二重課税の除去を図るとともに、経済交流の促進のため、投資所得に対する源泉地国課税を減免すること等について定めるもの	3/ 8	5/29
財務金融	○所得税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第3号）	消費税率の引上げに伴う対応、デフレ脱却と経済再生の実現、国際的な租税回避への効果的な対応等の観点から、住宅ローン控除制度の拡充、環境性能に優れた自動車に対する自動車重量税の軽減措置の見直し、揮発油税及び地方揮発油税の税率の変更、研究開発税制の見直し、個人事業者の事業承継税制の創設、国際課税制度の見直し等を行うもの	2/ 5	3/27
	○関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）	最近における内外の経済情勢等に対応するため、暫定税率等の適用期限の延長、乳幼児用調製液状乳製造用ホエイの関税割当制度の対象への追加、個別品目の基本税率の無税化等を行うもの	2/ 8	3/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
財務金融	○国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第10号）	国際復興開発銀行に対する加盟国の出資総額が増額されることとなることに伴い、我が国の国際復興開発銀行への出資額を増額するための措置等を講ずるもの	2/ 8	3/29
	○金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第16号）	預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付について定めるとともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることができることとするもの	2/12	5/17
	○情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第49号）	近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずるもの	3/15	5/31
文部科学	○大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第21号）	総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、大学等の修学に係る経済的負担を軽減するため、「給付型奨学金の拡充」及び「授業料等減免制度の創設」に係る所要の措置を講ずるもの	2/12	5/10
	○学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第22号）	大学等の管理運営の改善等を図るため、認証評価結果の取扱いの厳格化（大学評価基準に適合しているか否かの認定の義務付け）、国立大学法人における複数の大学の設置を可能とする仕組み（一法人複数大学制度）の整備、学校法人のガバナンスの改善や情報公開の充実等に係る措置を講ずるもの	2/12	5/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
文部科学	○法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第45号）	法曹養成過程の中核である法科大学院における教育の充実を図り、高度な専門的能力及び優れた資質を有する法曹となる人材の確保を推進するため、法科大学院と法学部等の連携促進等による法曹志望者の時間的・経済的負担の軽減、法曹養成制度の信頼性・安定性の確保のための措置等を講ずるもの	3/12	6/19
	●学校教育の情報化の推進に関する法律案（遠藤利明君外6名提出、第197回国会衆法第13号）	全ての児童生徒がその状況に応じて効果的に教育を受けることができる環境の整備を図るため、学校教育の情報化の推進に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育の情報化の推進に関する計画の策定その他の必要な事項を定めるもの	(平成30年) 12/6	6/21
	●日本語教育の推進に関する法律案（文部科学委員長提出、衆法第10号）	日本語教育の推進に関し基本理念を定めること等により、日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現に資するとともに、諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持及び発展に寄与するもの	5/22	6/21
	●視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律案（参議院提出、参法第32号）	障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与するため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定及び基本的施策等について定めるもの	6/18	6/21
厚生労働	○医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第25号）	医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、オンライン資格確認の導入、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、被扶養者等の要件の見直し、社会保険診療報酬支払基金の組織改革等の措置を講ずるもの	2/15	5/15
	○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第38号）	働く女性の活躍推進に関する行動計画の策定義務等の対象を拡大するほか、事業主にパワーハラスメント防止の取組を義務付けるとともに、事業主にセクシュアルハラスメント等を相談した従業員に対する不利益取扱いを禁止する等の措置を講ずるもの	3/8	5/29

委員会名	議案名	概 要	提出	成立
厚生労働	○障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第53号）	障害者の雇用を一層促進するため、障害者を雇用する中小事業主を支援する仕組みを創設するとともに、国及び地方公共団体において対象障害者の雇用状況を的確に把握するための措置を講ずるもの	3/19	6/ 7
	○児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案（内閣提出第55号）（修正）	親権者による「しつけ」を名目とした体罰を禁止するとともに、一時保護等の介入的対応を行う職員と保護者支援を行う職員を分けるなど児童相談所の体制強化を図る等の措置を講ずるもの なお、児童相談所長等は、児童虐待の再発を防止するため、児童虐待を行った保護者に対し、医学的又は心理学的知見に基づく指導を行うよう努めるものとする等との修正を行った。	3/19	6/19
	●旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律案（厚生労働委員長提出、衆法第1号）	旧優生保護法の下、多くの者が優生手術等を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきたことに鑑み、優生手術等を受けた者に対する一時金の支給に関し必要な事項等を定めるもの	4/10	4/24
	●自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関する法律案（参議院提出、参法第27号）	自殺対策の総合的かつ効果的な実施に資するための調査研究及びその成果の活用等の推進に関し、基本方針を定めるとともに、指定調査研究等法人の指定その他の体制の整備について定めるもの	5/30	6/ 6
	●死因究明等推進基本法案（参議院提出、参法第28号）	死因究明等の推進に関する基本理念、国等の責務を明らかにするとともに、死因究明等に関する施策の基本となる事項を定め、死因究明等推進計画の策定、死因究明等推進本部の設置等について定めるもの	5/30	6/ 6
農林水産	○農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第23号）	農用地の利用の効率化及び高度化を一層促進するため、農地中間管理事業に係る手続の簡素化、農地中間管理機構と農業委員会その他の関係機関との連携強化、農用地利用改善事業等による担い手への農地の集約の加速化、農地利用の集積に支障を及ぼす場合の転用不許可要件への追加等の措置を講ずるもの	2/12	5/17

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
農林水産	○農業用ため池の管理及び保全に関する法律案（内閣提出第29号）	農業用水の確保を図るとともに、農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災上重要な農業用ため池を指定し、必要な防災工事の施行を命ずることができることとする等の措置を講ずるもの	2/19	4/19
	○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第31号）	効率的かつ安定的な林業経営の育成を図るため、樹木の採取に適する相当規模の森林が存在する国有林野の一定区域において、木材の需要者と連携する事業者が安定的に樹木の採取を行うことが可能となる権利を創設するとともに、森林所有者等と木材の需要者との連携により木材の安定供給を確保する取組に対する金融上の措置等を講ずるもの	2/26	6/ 5
	○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第42号）（参議院送付）	最近における特定農産加工業をめぐる厳しい経営環境に鑑み、特定農産加工業者の経営の改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期限を5年間延長する措置を講ずるもの	3/ 8	5/30
	●棚田地域振興法案（農林水産委員長提出、衆法第17号）	棚田地域における人口の減少、高齢化の進展等により棚田が荒廃の危機に直面していることに鑑み、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面にわたる機能の維持増進を図るため、棚田地域の振興について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の棚田地域の振興に関し必要な事項を定めるもの	6/ 5	6/12
経済産業	○平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案（内閣提出第11号）	平成37年に開催される国際博覧会が国家的に特に重要な意義を有することに鑑み、国際博覧会の円滑な準備及び運営に資するため、国際博覧会推進本部の設置及び基本方針の策定並びに博覧会協会の指定等について定めるとともに、国の補助、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるもの	2/ 8	4/19

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
経済産業	○中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案（内閣提出第26号）	自然災害の頻発、経営者の高齢化等の近年における中小企業をめぐる環境の変化を踏まえ、中小企業の事業活動の継続に資するため、中小企業が単独で又は連携して行う事業継続力強化に対する支援、商工会又は商工会議所が市町村と共同して行う小規模事業者の事業継続力強化を図る事業に対する支援、遺留分に関する民法の特例の個人事業者への対象の拡大等の措置を講ずるもの	2/15	5/29
	○特許法等の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）	特許権の侵害に係る訴訟について、当事者の申立てにより裁判所が指定する査証人が、侵害行為が行われている疑いがあると認められる場所に立ち入り、専門的知見により侵害の有無の判定に資する実験等を行い、その結果を裁判所に報告する制度を創設するとともに、損害賠償額の算定の基準となる特許権者等がその特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額の認定に当たり考慮することができる事項を規定するほか、画像及び建築物を意匠権の保護対象に追加する等の意匠制度の拡充に係る措置等を講ずるもの	3/ 1	5/10
	○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第44号）	公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が公正取引委員会との合意により事件の解明に資する資料の提供等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等の措置を講ずるもの	3/12	6/19
国土交通	○奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第12号）	奄美群島及び小笠原諸島の特殊事情に鑑み、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した振興開発を図るため、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を5年間延長する等の措置を講ずるもの	2/ 8	3/29

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
国土交通	○アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案（内閣提出第24号）	アイヌの伝統及びアイヌ文化が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するため、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発並びにこれらに資する環境の整備に関する施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた同計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めるもの	2/15	4/19
	○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第27号）	建築物のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、建築士に対し小規模建築物のエネルギー消費性能に係る評価及びその結果の建築主への説明を義務付けるとともに、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲の拡大、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の容積率の特例の拡充等の措置を講ずるもの	2/15	5/10
	○道路運送車両法の一部を改正する法律案（内閣提出第39号）	最近の自動車技術の進展に鑑み、自動車の安全性の確保及び自動車による公害の防止その他の環境の保全を図るため、一定の条件の下で自動車を自動的に運行させることができる装置を保安基準の対象装置として追加するとともに、当該装置に組み込まれたプログラム等の改変による自動車の改造に係る行為についての許可制度を創設するほか、自動車検査証の電子化、自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等の措置を講ずるもの	3/ 8	5/17

委員会名	議案名	概要	提出	成立
国土交通	○船舶油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律案（内閣提出第40号）	2001年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び2007年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約の締結に伴い、船舶の燃料油の流出又は排出による汚染等により生ずる損害及び難破物の除去等に要する費用の負担により生ずる損害に関し、これらの損害の被害者の保護を図るため、保障契約の締結を義務付ける船舶の範囲の拡大、保険者等に対する被害者の直接請求に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	3/ 8	5/24
	○航空法及び運輸安全委員会設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第43号）（参議院送付）	最近における航空機及び無人航空機をめぐる状況に鑑み、航空機及びその航行の安全並びに無人航空機の飛行の安全の一層の向上を図るため、航空機の耐空性の維持に関する制度の整備、無人航空機の飛行に係る規制の強化、運輸安全委員会の航空事故等に係る調査対象の範囲の拡大等の措置を講ずるもの	3/ 8	6/13
	○建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第52号）	建設業を取り巻く社会経済情勢の変化等に鑑み、建設業者の経営の向上及び建設工事の適正な施工の確保を図るため、建設業の許可基準のうち経営能力に関する基準の緩和、著しく短い期間を工期とする請負契約の締結の禁止、建設資材製造業者等に対する勧告及び命令等の制度の導入、公共工事の入札及び契約の適正化に係る指針の記載事項への工期の確保に関する事項の追加等の措置を講ずるもの	3/15	6/ 5
	○特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第5条第1項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（内閣提出、承認第2号）	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第3条第3項の規定により閣議決定された「特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について」（平成31年4月9日閣議決定）に基づく入港禁止の実施につき、同法第5条第1項の規定に基づいて国会の承認を求めるもの	4/16	6/12
	●公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出、衆法第11号）	公共工事の品質確保の促進を図るため、基本理念、発注者の責務等として、災害復旧工事等の迅速かつ円滑な実施のための体制整備、適正な工期等による請負契約の締結、情報通信技術の活用等を通じた生産性の向上等について定めるとともに、公共工事に関する調査等の位置付けを改めること等を定めるもの	5/24	6/ 7

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
環境	○自然環境保全法の一部を改正する法律案（内閣提出第33号）	沖合の海底の自然環境の保全を図るため、沖合海底自然環境保全地域の指定及び当該地域内における海底の形質を変更するおそれがある行為に対する許可制度の創設等の措置を講ずるもの	3/ 1	4/24
	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第56号）	フロン類の排出抑制を推進するため、フロン類を使用する製品の廃棄や建築物の解体等に際してのフロン類の回収を確認するための書面の交付、保存等の措置について定めるとともに、フロン類の引渡義務に違反した者への罰則の創設、都道府県による立入検査の対象の拡大及び排出抑制の推進に関する協議会の設置等の措置を講ずるもの	3/19	5/29
	●動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第14号）	動物取扱業のさらなる適正化及び動物の不適切な取扱いへの対応の強化を図るため、幼齢の犬猫の販売等の制限に係る激変緩和措置を一部の場合を除いて廃止すること、動物殺傷罪及び虐待罪等に対する罰則を引き上げること、犬猫等販売業者に対して当該犬猫へのマイクロチップの装着及び登録を義務付けること等の措置を講ずるもの	5/31	6/12
	●浄化槽法の一部を改正する法律案（環境委員長提出、衆法第16号）	浄化槽による汚水の適正な処理及び浄化槽の適正な管理をより一層促進するため、浄化槽処理促進区域の指定及び公共浄化槽に係る制度の整備、都道府県知事等による浄化槽台帳の作成の義務化、公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある単独処理浄化槽の除却に係る指導、勧告等の権限の都道府県知事への付与等の措置を講ずるもの	6/ 4	6/12
	●愛玩動物看護師法案（環境委員長提出、衆法第18号）	愛玩動物の看護等の業務に従事する者の資質向上・業務の適正化を図るため、新たに愛玩動物看護師の資格を定め、愛玩動物看護師の業務として獣医師法の規定にかかわらず愛玩動物の診療の補助を可能とするほか、免許に関する規定を設けること等の措置を講ずるもの	6/ 7	6/21
安全保障	○特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の一部を改正する法律案（内閣提出第13号）	現下の厳しい財政状況の下で防衛力の計画的な整備を引き続き実施していく必要性に鑑み、特定防衛調達に係る国庫債務負担行為により支出すべき年限に関する特別措置法の有効期限を5年間延長するもの	2/ 8	3/27

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
安全保障	○防衛省設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第14号）	自衛隊の任務の円滑な遂行を図るため、自衛官定数等の変更、航空自衛隊の航空総隊の改編並びに日・加物品役務相互提供協定及び日・仏物品役務相互提供協定に係る物品又は役務の提供に関する規定の整備等の措置を講ずるもの	2/ 8	4/24
予算	○平成30年度一般会計補正予算（第2号） ○平成30年度特別会計補正予算（特第2号）	歳出面において、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」のうち、初年度の対策として速やかに着手すべきもの等特に緊要となった事項等について措置を講ずるとともに、既定経費の減額を行う一方、歳入面において、租税及印紙収入の増収を見込むとともに、前年度剰余金の受入や公債金の増額等を行うなど所要の補正措置を講ずるもの この結果、平成30年度一般会計補正後予算の総額は、一般会計第1次補正後予算に対し歳入歳出とも2兆7,097億円増加し、101兆3,581億円となる。 また、特別会計予算について、所要の補正措置を講ずる。	1/28	2/ 7
予算	○平成31年度一般会計予算 ○平成31年度特別会計予算 ○平成31年度政府関係機関予算	「新経済・財政再生計画」で位置付けられた、社会保障改革を軸とする基盤強化期間の初年度となる予算として、財政健全化への着実な取組を進める一方、幼児教育の無償化をはじめとする「人づくり革命」の推進や第4次産業革命の技術革新等を通じた「生産性革命」の実現に向けての設備・人材などへの力強い投資、研究開発・イノベーションの促進など重要な政策課題への対応に必要な予算措置を講じるとともに、平成31年10月1日に予定されている消費税率の引上げに伴う需要変動を平準化するための臨時・特別の措置を講ずるもの 一般会計予算の規模は、101兆4,571億円となっている。 特別会計予算は、13の特別会計について予算を計上し、また、政府関係機関予算は、4機関について予算を計上している。	1/28	3/27

委員会名	議案名	概要	提出	成立
決算 行政監視	○平成29年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その1)(承諾を求めるの件)(第 196回国会、内閣提出)	一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成29年10月6日から平成29年10月30日までの間において決定された使用額は、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に必要な経費等7件、計639億円余	(平成30年) 3/16	6/5
	○平成29年度一般会計予備費使用 総調書及び各省各庁所管使用調書 (その2)(承諾を求めるの件)(第 196回国会、内閣提出)	一般会計予備費の予算額3,000億円のうち、平成30年3月23日から平成30年3月26日までの間において決定された使用額は、大雪に伴う道路事業に必要な経費等2件、計232億円余	(平成30年) 5/18	6/5
議院運営	●国会議員の歳費、旅費及び手当 等に関する法律の一部を改正する 法律案(参議院提出、参法第26号)	参議院に係る経費の節減の必要性を踏まえ、令和4年7月31日までの間において、参議院議員の歳費の一部に相当する額の返納による国庫への寄附について公職選挙法の寄附禁止の規定を適用しないこととすること等により、参議院議員が、支給を受けた歳費の一部に相当する額を国庫に返納することができるようにするもの	5/28	6/18
災害対策	●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出、衆法第12号)	災害援護資金の貸付けを受けた者が置かれている状況等に鑑み、償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、市町村における合議制の機関の設置、制度の周知徹底等について定めるもの	5/24	5/31
倫理選挙	○国会議員の選挙等の執行経費の 基準に関する法律及び公職選挙法 の一部を改正する法律案(内閣提 出第17号)	国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定するとともに、選挙公報の掲載文の電磁的記録による提出を可能とするほか、投票管理者及び投票立会人並びに開票立会人の選任要件の緩和等の措置を講ずるもの	2/12	5/8
消費者 問題	●食品ロスの削減の推進に関する 法律案(消費者問題に関する特別 委員長提出、衆法第8号)	食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進するもの	5/14	5/24

委員会名	議 案 名	概 要	提出	成立
地方創生	○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案 (内閣提出第37号)	地域の自主性及び自立性を高めるための改革を総合的に推進するため、地方公共団体等の提案等を踏まえ、都道府県から中核市への事務・権限の移譲を行うとともに、地方公共団体に対する義務付けを緩和する等の措置を講ずるもの	3/ 8	5/31

【参考】 衆議院における閉会中審査議案概要一覧

<委員会>

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外15名提出、第195回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国民主権の理念にのっとり、公文書等のより適正な管理に資するため、行政文書等の範囲の拡大、閣議等の議事録の作成、行政文書等の保存期間の上限及び下限の設定並びに行政文書管理指針の策定について必要な事項を定め、並びに国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるよう行政文書ファイルをまとめる旨を明記するとともに、歴史資料として重要な公文書等が国立公文書館等において広く利用に供されるために必要な措置等を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理に関する法律の一部を改正する法律案（後藤祐一君外13名提出、第196回国会衆法第21号） （立憲・国民・無会・自由・社民）</p>	<p>行政文書の管理をめぐる昨今の状況を踏まえ、国の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が十分に果たされるようにするため、行政文書の決裁に係る手続は原則として電子的に行われなければならないこととし、及び決裁済行政文書の変更を禁止するとともに、独立公文書監視官に関する規定の創設、行政文書の管理の適正に関する通報の制度の創設等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国家公務員法等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第30号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度の措置に伴い、人事院勧告制度の廃止、人事行政の公正の確保を図るための人事公正委員会の設置等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国家公務員の労働関係に関する法律案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第31号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法第12条に基づき自律的労使関係制度を措置するため、一般職の国家公務員に協約締結権を付与するとともに、これに伴い、団体交渉の対象事項、当事者及び手続、団体協約の効力、不当労働行為事件の審査、あっせん、調停及び仲裁等について定めるもの</p>
	<p>●公務員庁設置法案（後藤祐一君外7名提出、第196回国会衆法第32号） （立憲・国民・無会・社民）</p>	<p>国家公務員制度改革基本法に基づき自律的労使関係制度を措置するため、国家公務員の任免、勤務条件等に関する制度並びに団体交渉及び団体協約に関する事務その他の国家公務員の人事行政に関する事務等を担う公務員庁を設置するもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●性暴力被害者の支援に関する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第35号） （立憲・国民・無会・共産・維新・自由・社民）</p>	<p>性暴力が重大かつ深刻な被害を生じさせる一方で、性暴力被害者がその被害の性質上支援を求めることが困難であるという性暴力による被害の特性を踏まえた性暴力被害者の支援の重要性に鑑み、性暴力被害者の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって性暴力被害者の権利利益の保護を図るため、性暴力被害者の支援に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び性暴力被害者の支援に従事する者の責務を明らかにするとともに、性暴力被害者の支援に関する施策の基本となる事項を定める等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●公文書等の管理の適正化の推進に関する法律案（逢坂誠二君外12名提出、第197回国会衆法第11号） （立憲・国民・無会・自由）</p>	<p>公文書等の管理の適正化の推進を総合的かつ集中的に行うため、公文書等の管理の適正化の推進について、その基本理念を定め、国の責務を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、公文書等管理審議会を設置するもの</p>
	<p>●性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（西村智奈美君外10名提出、第197回国会衆法第12号） （立憲・国民・無会・共産・社民・自由）</p>	<p>全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する豊かで活力ある社会の実現に資するため、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等のための措置等を定めるもの</p>
	<p>●天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後における平成の元号を用いた法律の表記の取扱い等に関する法律案（大島敦君外6名提出、衆法第6号） （国民）</p>	<p>天皇の退位等に関する皇室典範特例法の施行の日の翌日以後において平成の元号を用いて同日以後の日を表している表記を用いた法律の規定を適用する場合における当該表記について、令和の元号を用いてこれに相当する日を表している表記として取り扱うこととする等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●国民経済及び国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある通商に係る交渉に関する情報の提供の促進に関する法律案（近藤和也君外6名提出、衆法第25号） （国民）</p>	<p>重大通商交渉に関し、国民及び国会に対して必要な情報が提供されていない現状に鑑み、政府の国民及び国会に対する適時かつ適切な方法による情報の提供を促進するため、政府の国民に対する情報の提供の努力義務及び国会に対する報告義務等並びに各議院の委員会等による調査命令及び議員による当該調査命令の要請等について定めるもの</p>

委員会名	議 案 名	概 要
内閣	<p>●手話言語法案（初鹿明博君外7名提出、衆法第26号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>手話がろう者にとって日常生活及び社会生活を営む上で重要な独自の言語であることに鑑み、ろう者の手話の習得の機会の拡大並びに手話文化の継承及び発展を図るため、手話の習得等に関する施策について、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話の習得等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、手話の習得等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する法律案（初鹿明博君外7名提出、衆法第27号） （立憲・国民・共産・社民）</p>	<p>全ての視聴覚障害者等が、円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに意思疎通を行うことのできる社会を実現するため、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策について、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、視聴覚障害者等の意思疎通等のための手段の確保の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するもの</p>
	<p>●多文化共生社会基本法案（中川正春君外5名提出、衆法第28号） （立憲）</p>	<p>我が国における近年の在留外国人の増加に伴い、その人権を尊重しつつ、在留外国人が日常生活、社会生活及び職業生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備を図ることが重要な課題となっていることに鑑み、多文化共生社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、多文化共生社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの</p>
総務	<p>●行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の一部を改正する法律案（後藤祐一君外14名提出、第195回国会衆法第5号） （立憲・希望^{※1}・無会・自由・社民）</p>	<p>国の行政機関及び独立行政法人等に関する情報公開制度を充実した内容のものとするため、開示情報の拡大、開示決定等の期限の短縮、内閣総理大臣の勧告制度の導入、事後救済制度の強化等の所要の措置を講ずるもの</p>
	<p>●地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律案（細田博之君外12名提出、衆法第33号） （自民・立憲・国民・公明・希望^{※2}）</p>	<p>特定地域づくり事業協同組合の認定その他特定地域づくり事業を推進するための措置等を定めることにより、特定地域づくり事業を推進し、併せて地域づくり人材の確保及びその活躍の推進を図るもの</p>

※1 希望の党・無所属クラブ ※2 希望の党

委員会名	議 案 名	概 要
法務	●組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外6名提出、第195回国会衆法第8号） （立憲・無会・共産・自由・社民）	組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第6条の2第1項及び第2項の罪を廃止するもの
	●民法の一部を改正する法律案（山尾志桜里君外4名提出、第196回国会衆法第37号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）	最近における国民の価値観の多様化及びこれを反映した世論の動向等に鑑み、個人の尊重と男女の対等な関係の構築等の観点から、選択的夫婦別氏制を導入するもの
	●民法の一部を改正する法律案（西村智奈美君外5名提出、衆法第15号） （立憲・共産・社民）	現行法において婚姻が異性の当事者間によるものに限定されると解されていることに鑑み、個人の尊重の観点から、性的指向又は性自認にかかわらず平等に婚姻が認められるようにするため、同性の当事者間による婚姻を法制化するもの
	●出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（平野博文君外5名提出、衆法第35号） （国民）	家畜伝染病予防法第36条第1項の規定により輸入してはならないこととされる物を所持する外国人を上陸拒否の対象とするもの
財務金融	●自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置に関する法律案（古本伸一郎君外2名提出、衆法第29号） （国民・社保・未来）	自動車が国民生活に重要な役割を果たしていることに鑑み、自動車に係る国民負担の軽減及び道路交通の安全のために講ずべき措置を定めるもの
文部科学	●青少年自然体験活動等の推進に関する法律案（遠藤利明君外8名提出、衆法第20号） （自民・国民・公明・維新・未来）	青少年自然体験活動等を推進し、もって我が国の活力の向上に寄与するため、その推進に関し、基本理念を定め、及び国の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めるもの
厚生労働	○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）	医療上特に必要性が高い医薬品・医療機器に係る条件付き承認制度の創設、薬剤師による継続的服薬指導の実施の義務化、虚偽・誇大広告による医薬品・医療機器等の販売に係る課徴金制度の創設、医薬品等行政評価・監視委員会の設置等の措置を講ずるもの

委員会名	議 案 名	概 要
厚生労働	<p>●介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（吉田統彦君外9名提出、第196回国会衆法第38号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>介護・障害福祉従事者に優れた人材を確保し、もって要介護者等並びに障害者及び障害児に対するサービスの水準の向上に資するため、介護・障害福祉従事者の賃金の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●保育等従業者の人材確保のための処遇の改善等に関する特別措置法案（西村智奈美君外9名提出、第196回国会衆法第39号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>保育等従業者に優れた人材を確保し、もって子ども・子育て支援の水準の向上に資するため、保育等従業者の賃金をはじめとする処遇の改善のための特別の措置等を定めるもの</p>
	<p>●産後ケアセンターの設置の推進のための児童福祉法及び社会福祉法の一部を改正する法律案（阿部知子君外9名提出、第196回国会衆法第40号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>産後ケアセンターの設置を推進するため、産後ケアセンターを児童福祉施設として位置付けるとともに、産後ケアセンターを運営する事業を第二種社会福祉事業として位置付けるもの</p>
	<p>●公職の候補者となる労働者の雇用の継続の確保のための立候補休暇に関する法律案（森山浩行君外10名提出、衆法第19号） （立憲・社民）</p>	<p>公職の候補者となる労働者の雇用の継続を確保することにより、国民の政治への参画の機会の増大を図るため、選挙期日の公示・告示日の14日前から選挙期日後3日まで休暇を取得できる立候補休暇の制度を設けるもの</p>
	<p>●認知症基本法案（田村憲久君外5名提出、衆法第30号） （自民・公明）</p>	<p>認知症施策に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、認知症施策推進基本計画等の策定について定めるとともに、同施策の基本となる事項を定めるもの</p>
農林水産	<p>●主要農作物種子法案（後藤祐一君外8名提出、第196回国会衆法第13号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>主要農作物の優良な種子の生産及び普及を促進するため、種子の生産については場審査その他の措置を行うもの</p>
	<p>●国有林野事業に従事する職員の労働関係を円滑に調整するための行政執行法人の労働関係に関する法律の一部を改正する法律案（佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第18号） （立憲・国民・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について、当該職員の労働関係を円滑に調整するため、国家公務員制度改革基本法に基づく自律的労使関係制度が措置されるまでの間、行政執行法人の労働関係に関する法律を適用するもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
農林水産	<p>●国有林野事業に従事する職員の給与等に関する特例法案(佐々木隆博君外4名提出、第196回国会衆法第19号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>国有林野事業に従事する職員について行政執行法人の労働関係に関する法律が適用されることに伴い、当該職員の給与等に関し国家公務員法の特例等を定めるもの</p>
	<p>●畜産経営の安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律案(佐々木隆博君外6名提出、第196回国会衆法第23号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民)</p>	<p>畜産経営の安定を図るため、肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金の交付に関する措置について、環太平洋パートナーシップ協定及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずるか否かにかかわらず、法令に基づく措置として早期に実施するもの</p>
	<p>●農業者戸別所得補償法案(長妻昭君外6名提出、第196回国会衆法第33号) (立憲・国民・無会・自由・社民)</p>	<p>農業の有する食料その他の農産物の供給の機能の重要性に鑑み、農業経営の安定及び農業生産力の確保を図るため、米穀、麦その他の重要な農産物の生産を行う農業者に対し、その農業所得を補償するための交付金を交付する等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案(平野博文君外5名提出、衆法第34号) (国民)</p>	<p>アフリカ豚コレラをはじめとする監視伝染病の病原体が国内に侵入することを防止するため、必要な訓練を受けた犬の配置その他の輸入検疫に係る体制の整備についての規定を新設するもの</p>
経済産業	<p>○外国為替及び外国貿易法第10条第2項の規定に基づき、北朝鮮を仕向地とする貨物の輸出及び北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入につき承認義務を課する等の措置を講じたことについて承認を求めるの件(内閣提出、承認第3号)</p>	<p>政府全体で講じている北朝鮮制裁措置の一環として、平成31年4月14日から平成33年4月13日までの間、北朝鮮との全ての貨物の輸出入について経済産業大臣の承認を受ける義務を課す等の措置を講じたことについて、承認を求めるもの</p>
	<p>●原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革基本法案(長妻昭君外5名提出、第196回国会衆法第7号) (立憲・共産・自由・社民)</p>	<p>原発廃止・エネルギー転換を実現するための改革を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な理念及び方針を定め、国等の責務を明らかにし、並びに原発廃止・エネルギー転換改革推進計画の策定等について定めるとともに、原発廃止・エネルギー転換改革推進本部を設置するもの</p>

委員会名	議案名	概要
経済産業	●分散型エネルギー利用の促進に関する法律案 (近藤昭一君外7名提出、衆法第21号) (立憲・国民・共産・社保・社民)	地域における創意工夫を生かした分散型エネルギー利用を促進するため、経済産業大臣による基本方針の策定、都道府県又は市町村による分散型エネルギー利用促進計画の作成及びこれに係る交付金の交付等について定めるもの
	●熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等のためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案(近藤昭一君外5名提出、衆法第22号) (立憲・共産・社保・社民)	エネルギーの供給及び使用に係る環境への負荷の低減並びに資源の有効利用の確保に資するため、熱についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源及び廃熱の利用を促進する等の措置を講ずるもの
	●国等によるその設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関する法律案(近藤昭一君外7名提出、衆法第23号) (立憲・国民・共産・社保・社民)	エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギー源の利用の一層の促進に資するため、国等が設置する施設の省エネルギー・再生可能エネルギー源利用改修の実施等に関し、実施目標や改修計画の作成等について定めるもの
	●エネルギー協同組合法案(近藤昭一君外7名提出、衆法第24号) (立憲・国民・共産・社保・社民)	地域の住民又は小規模事業者のエネルギーの利用又は供給に係る自発的な協同組織の発達を図るため、地域エネルギーを生産し、これを組合員に供給する事業等を行うエネルギー利用協同組合及び組合員以外に供給する事業等を行うエネルギー供給協同組合に係る措置等を定めるもの
国土交通	●航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の推進に関する法律案(鷲尾英一郎君外9名提出、第196回国会衆法第43号) (立憲・国民・無会・共産・自由・社民・無)	航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策を集中的に推進するため、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策に関し、基本理念を定め、及び国の責務を明らかにするとともに、航空機強取等防止措置に係る体制の強化のための施策の基本となる事項を定めるもの
環境	●対象発電用原子炉施設等に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の特例に関する法律案(柿沢未途君外5名提出、第196回国会衆法第6号) (立憲・希望*・社民)	原子力緊急事態宣言がされた後、解除された「特定原子力事業所」に設置された発電用原子炉施設について、申請期間内に「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく適合性審査の申請がされないときは、当該発電用原子炉の設置許可を取り消す等、同法の特例を定めるもの

※希望の党・無所属クラブ

委員会名	議 案 名	概 要
決 算 行政監視	<p>●会計検査院法及び予算執行職員等の責任に関する法律の一部を改正する法律案（篠原豪君外13名提出、第196回国会衆法第22号） (立憲・国民・無会・自由・社民)</p>	<p>会計検査院の検査に係る機能の強化を図るため、懲戒処分要求の対象の拡大及び懲戒処分要求への人事院等の関与の強化、国会及び内閣への随時報告の義務付け、意見表示又は処置要求に関する制度の強化等を行うもの</p>
	<p>○平成28年度一般会計歳入歳出決算 平成28年度特別会計歳入歳出決算 平成28年度国税収納金整理資金受払計算書 平成28年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入102兆7,740億円余、歳出97兆5,417億円余であり、差引き剰余は5兆2,322億円余 特別会計の決算額は、14の特別会計があつて歳入合計410兆1,617億円余、歳出合計395兆3,607億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額72兆356億円余、一般会計等の歳入への組入額等は70兆7,457億円余であり、資金残額は1兆2,899億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆650億円余、支出合計9,068億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産増減及び現在額総計算書</p>	<p>国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より9,097億円余増加し、106兆79億円余</p>
	<p>○平成28年度国有財産無償貸付状況総計算書</p>	<p>国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成28年度末現在額は、平成27年度末現在額より242億円余増加し、1兆806億円余</p>
	<p>○平成29年度一般会計歳入歳出決算 平成29年度特別会計歳入歳出決算 平成29年度国税収納金整理資金受払計算書 平成29年度政府関係機関決算書</p>	<p>一般会計の決算額は、歳入103兆6,440億円余、歳出98兆1,156億円余であり、差引き剰余は5兆5,284億円余 特別会計の決算額は、13の特別会計があつて歳入合計386兆4,869億円余、歳出合計374兆1,502億円余 国税収納金整理資金の受払いは、収納済額75兆9,847億円余、一般会計等の歳入への組入額等は74兆6,234億円余であり、資金残額は1兆3,612億円余 政府関係機関の決算額は、4つの機関があつて収入合計1兆1,296億円余、支出合計9,618億円余</p>

委員会名	議案名	概要
決算 行政監視	○平成29年度国有財産増減及び現在額総計算書	国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より8,161億円余増加し、106兆8,241億円余
	○平成29年度国有財産無償貸付状況総計算書	国が地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の平成29年度末現在額は、平成28年度末現在額より301億円余増加し、1兆1,108億円余
	○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成30年4月27日から平成30年9月28日までの間において決定された使用額は、河川等災害復旧事業等に必要な経費等37件、計1,939億円余
	○平成30年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）	一般会計予備費予算額4,500億円のうち、平成31年2月21日から平成31年3月29日までの間において決定された使用額は、国選弁護人確保業務等委託に必要な経費等3件、計5億円余
議院運営	●行政監視院法案（辻元清美君外5名、衆法第31号） （立憲・国民・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化を図り、国政の健全な発展に寄与するため、国会に行政監視院を置くもの
	●国会法の一部を改正する法律案（辻元清美君外5名、衆法第32号） （立憲・国民・共産・社保・社民）	行政監視及び立法機能の充実強化に資するため、国会に行政監視院を置くもの
倫理選挙	●政治資金規正法及び租税特別措置法の一部を改正する法律案（森山浩行君外5名提出、第197回国会衆法第2号） （立憲・無会）	会社その他の団体の政治活動に関する寄附及び政治資金パーティーの対価の支払の全面禁止並びに個人のする政治活動に関する寄附に係る税額控除の拡充等の措置を講ずるもの
	●公職選挙法及び地方自治法の一部を改正する法律案（森山浩行君外9名提出、第197回国会衆法第3号） （立憲・国民・無会・社民）	公職選挙法上の公職の被選挙権を有する者となる年齢について、衆議院議員並びに都道府県及び市町村の議会の議員並びに市町村長については満20年に、参議院議員及び都道府県知事については満25年に、それぞれ引き下げるもの
	●政治資金規正法の一部を改正する法律案（森山浩行君外10名提出、第197回国会衆法第4号） （立憲・国民・無会・社民・自由）	国会議員関係政治団体の収支報告書の一元的な閲覧を可能とするために必要な措置を講ずるとともに、収支報告書のインターネットの利用その他の適切な方法による公表を義務付けるもの

委員会名	議 案 名	概 要
震災復興	<p>●被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第2号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>被災者の居住の安定の確保による自立した生活の開始の支援等の充実を図るため、被災者生活再建支援金の額を引き上げるとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る国の補助の割合を引き上げる等の措置を講ずるもの</p>
	<p>●東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第4号） （立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>復興整備事業の円滑化及び迅速化を図るため、被災関連都道府県知事の所轄の下に用地委員会を設置するとともに、補償金の予納に基づく権利取得裁決前の土地の使用等を内容とする土地の収用又は使用に係る特別の措置を創設する等のもの</p>
	<p>●東日本大震災からの復興の推進のための相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化に関する法律案（階猛君外5名提出、第196回国会衆法第5号）（立憲・希望*・無会・共産・自由・社民）</p>	<p>東日本大震災からの復興の推進に寄与するため、遺産の分割を円滑に行うための情報の提供等及び不在者財産管理人に関する民法等の特例等について定めることにより、相続に係る移転促進区域内の土地等の処分の円滑化を図るもの</p>
	<p>●災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案（金子恵美君外6名、衆法第36号） （立憲・国民・共産・維新・社保・社民・無）</p>	<p>災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給について、国による支給基準の作成及び公表に関する規定を設ける等の措置を講ずるもの</p>
地方創生	<p>○地域再生法の一部を改正する法律案（内閣提出第48号）</p>	<p>地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、認定地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置として、地域住宅団地再生事業に対する建築基準法等の特例及び民間資金等活用公共施設等整備事業に対する株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例を追加する等の措置を講ずるもの</p>

※希望の党・無所属クラブ

< 憲法審査会 >

(○は内閣提出、●は衆法又は参法：提出会派名（提出当時）を付記)

議 案 名	概 要
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（細田博之君外6名提出、第196回国会衆法第42号） （自民・公明・維新・希望※）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人の投票しやすい環境を整えるため、投票人名簿等の縦覧制度の廃止及び閲覧制度の創設、在外選挙人名簿への登録の移転の制度の創設に伴う在外投票人名簿への登録についての規定の整備、共通投票所制度の創設、期日前投票制度の見直し、洋上投票の対象の拡大、繰延投票の期日の告示の期限の見直し、投票所に入ることができる子供の範囲の拡大等の措置を講ずるもの</p>
<p>●日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（原口一博君外2名提出、衆法第9号）（国民）</p>	<p>憲法改正国民投票の投票人が憲法改正案に関する正確な情報に基づく多様な意見を踏まえて賛成又は反対の判断を行うことができる環境の整備等を図るため、政党等による国民投票運動等のための広告放送及びインターネット等を利用する方法による有料広告の禁止、特定国民投票運動団体の届出及び収支報告、国民投票運動等に関する支出金額の制限、国民投票運動等に関する寄附の制限、インターネット等を利用した国民投票運動等の適正化、国民投票の当日における国民投票運動の禁止その他の公正な国民投票運動等の実施のための措置、憲法改正案の広報の充実強化及び投票環境の整備等並びに国政選挙の選挙運動期間と国民投票の期日前投票の期間との重複を回避し国民投票に関する周知等のための十分な期間を確保するための措置等を講ずるもの</p>

※希望の党

